

矢吹町史

第4卷

資料編Ⅲ

第五編
近代

Ⅱ

三 教育・文化

1 学事統計

四五九〔矢吹の村々の寺小屋(一)〕

名 称	学 科	旧管轄	所 在 地	開 業	廃 業
西白河郡	読 書		中ノ目村	文久二年	明治六年
同	同		三城目村	文久二年	明治六年
同	同		明岡村	文久二年	明治六年
同	同		三城目村	安政二年	明治六年
石川郡	同	幕府領	中畑村	文久二年	明治六年
同	同		矢吹村	文久二年	明治六年
岩瀬郡	習字読書	白河領	柿之内村	弘化三年	明治三年
名 称	女教師	男生徒	調査年代	身分	習字師氏名
西白河郡	男	男	文久三年	僧	大平善光
同	男	男	同 年	僧	奥平良田
同	男	男	文久三年	農	深谷貞三郎
同	男	男	安政三年	僧	新野泰林
同	男	男	文久二年	浪人	清原巨学
石川郡	男	男	同 年	僧	花房実賢

岩瀬郡	男	明治三年	僧	英実賢
-----	---	------	---	-----

〔日本教育史資料「八抜粹」〕

四六〇〔矢吹の村々の寺小屋(二)〕

西白河郡

町村名	職業	主宰者名	教科
三城目	僧	新野泰林	読・書・算
同	同	奥平良田	同
中畑	僧士	清原巨学	同
矢吹	僧	花房宝堂	同
明岡	農	深谷貞三郎	同
中ノ目	僧	大平善光	同

〔福島県教育会「福島県教育史」抜粹〕

四六一〔明治七年矢吹の村々の公立小学校〕

磐前県公立小学校

名称	学科	位	置	設立	教員生徒	主者
矢吹小学	石川郡	矢吹村	明治六年	一	男女	二石川頼賢
中畑同	同	中畑村	同	一	男女	同
中ノ目同	同	中ノ目村	同	一	男女	同

福島県公立小学校

第百九十	小学	磐城国白川郡三城目村	明治七年	一	英	一
------	----	------------	------	---	---	---

〔文部省第二「年報」抜粹〕

福島県の部

学校名	所在地	設立	構造面積	年限	教員	生徒
三城目	白河郡三城目村	明治七	木造平屋	六	男	二
矢吹	石川郡矢吹村	明治六	木造平屋	六	男	二
中畑	中畑村	明治九	二坪	一	男	一
中野目	中野目村	明治八	三坪	一	男	一

「文部省第三年報」抜粹」

四六三〔明治二〇年西白河郡民度調（学事）〕

学
事

学校ノ種類及其数

尋常科 九
學校 十三

簡易科 四

分教室
五

学齡児童ノ数

三千百十九人内
男千六百六十三人
女千四百五十六人

就学生ノ数

千三百三十五人内男千四百五十五人女百九十人

不就学兒童ノ数

千七百八十四人内男五百十八人女千二百六十六人

私立専門学校

ナシ

他二在学ノ者其在学地名及学校ノ種類

宇都宮私立育英學館 一人

東京英吉利法律学校 一人

〔県庁文書〕「明治20年度区域画調上申綴」抜粋

四六四〔明治二〇年三城目尋常小學校報告〕

三城目尋常科小学校

尋常科在籍生徒現數 男八十九人 女四十六人

尋常科ヲ卒ヘシ在籍生徒數

男	五人
女	一人

計 男九十四人 女四十七人

尋常科ヲ卒へ退学セシ生徒

尋常科ヲ卒ヘズシテ退学セシ者 男 三人 女 一人

計 男 三人 女 一人

日々出席平均数 六十一人 九分二厘

臨時試驗表

三城目尋常小学校

学級受験生数	得点総数	一人平均得点	受持者名
10	100	10.0	10
20	200	10.0	20
30	300	10.0	30
40	400	10.0	40
50	500	10.0	50
60	600	10.0	60
70	700	10.0	70
80	800	10.0	80
90	900	10.0	90
100	1000	10.0	100

一年級 二十人 千八百四十一點 九十二點一分 菊地龜太郎

二年級	八人	七百十八点	八十九点八分	大竹作之助 菊地龜太郎
-----	----	-------	--------	----------------

四六六〔明治二十二年矢吹尋常小学校報告〕

明治二十二年七月西白河郡矢吹尋常小学校月末統計表

授業日数十四日

件名	等科		在籍生徒数	出席生徒数		欠席生徒数	日々出席生徒平均数		無欠席生徒数	入学生徒数		退学生徒数
	男	女		男	女		男	女		男	女	
一年	三	三	六	三	二	一	二	一	一	二	二	〇
二年	二	二	四	二	二	〇	二	二	八	〇	〇	〇
三年	三	三	六	二	二	一	二	二	五	二	〇	〇
四年	三	三	六	一	一	五	二	二	四	〇	〇	〇
温習	九	九	一八	八	六	一	九	二	五	〇	〇	〇
小計	二	二	四	八	三	二	一	一	二	二	二	〇

計	女
〇	〇
〇	〇
〇	〇
〇	〇
〇	〇
〇	〇

〔町有「三神村小学校関係綴」抜粋〕

四六七〔明治二十六年三神村学事年報〕

一 学区内学事ノ状況

甲 学事施設ノ要領

新小学校令ノ諸規則ニ伴ヒ本年教育事務ノ要領ヲ左ニ摘撮セシ
 一月ヨリ三月マテハ当小学校設置上ノ準備ニ軌掌シ四月開校式施行
 学務委員（公民ヨリ二名 教員ヨリ一名）三名ヲ置キ授業料ノ
 指定授業料徴収方法五月学務委員ノ事務分掌案学齡兒童入退学手
 統就学兒童出席ノ停止解停督促等ノ命令書式之ニ関スル事務執行
 ノ件ヲ規定シ七月学齡兒童就学督責実施ノ件等ナリ

乙 学事現状ノ概略

本年ハ勉テ教育ノ改良拡張ニ専心従事セリ然レトモ日尚浅キヲ
 以テ未タ著シキ成績ヲ見ルニ至ラザルモ従来教育ノ弊害ヲ掃蕩セ
 シガ為役場員及学務委員教育其他区内有志家等協議ノ上五月目黒
 佐平ヲ依頼シ本校ニ於テ教育幻灯会ヲ開キ九月十月ハ溝井定吉
 ヲ依頼シ区内大字神田 堤 明新 須乘 三城目ノ各部落ニ於テ
 同幻灯会催セリ而シテ兒童父兄等ノ向学氣風ヲ煥発セル等稍人文
 發達ノ傾向ヲ現ハスニ至レリ

二 学齡児童

学齡児童ノ数ハ三百二十五人内男百八十二人女百四十三人ニシテ修学児童數ハ百九十三人内男百四十六人女ハ四十七人ナリ此内出席生徒數ハ百七十人内男百三十人女四十人ナルベシ以上前年ニ比スレバ学齡児童數十七人ヲ増シ修学児童數二十二人ヲ増シ出席生徒ハ十五人ヲ増加セリ右ノ如ク修学者ヲ増シタルハ幻灯會ヲ利用シ向学ニ人心ヲ惹キタルト学務委員ノ就学督責結果ナルベシ然レトモ多分増加ノ現ハレザルハ学務委員就任ノ日尚浅キヲ以テ此途ニ充分尽ス暇ナカリシニ因ルナリ

三 小 学 校

甲 学校設置区域ノ数及校数位置設備等ノ適否ノ状況

三神尋常小学校ノ設置ハ元三城目小学校舎ヲ存続シテ更ニ本年四月一日三神村大字三城目字上ノ山ニ設置シ同村大字中野目字塚原ニ同校分教室ヲ置キ区域ハ三神村全村ヲ以テ一学区トナシ生徒通学ノ便宜シキヲ得タリ

乙 私立学校ノ代用補習科ノ設置及狀況

補習科設置ノ計画ハ前年秋ニ起リ本年四月ヲ以テ尋常科ト共ニ三神尋常小学校内ニ設ケタリ其修業ノ年限ハ三ケ年トシ修学児童數ハ三十五人内男三十四人女一人ナリ年末現在數ハ二十五人ニシテ退学者十人ヲ出セリ此内他村ヘ居ヲ移シタルモノ四人其他ハ学齡満期又ハ家業見習ノ為メ退ケリ

丙 生徒修業ノ狀況及父兄ノ職業ニ関シ在学ノ長短学業進歩ノ状況

生徒修業ノ狀況ニ就テハ前年ニ比シ学業篤キ輩増加セルモノノ如シ無欠席者五人アリ之ヲ前年ニ比シ二人増加セリ而シテ父兄職業ニ関シテ半途退学者アリト雖モ尋常本科生ニ於テハ百中一二ニ過キス故ニ卒業期迄ハ大概在学セリ補修科ニアリテハ其在学短カキモノノ如シト雖モ該科設置以来日尚浅クシテ詳報シ難シ其他生徒ノ学業ハ前年ニ比シ大差ナシト雖モ稍進歩ヲ現ハセリ

四 教 員

教員ノ檢定資格及待遇ノ狀況需用供給ノ關係

尋常本科正教員ノ乙種檢定出願者一人尋常本科准教員ノ甲種認定出願者一人合格ニシテ尋常本科准教員免許狀受領セシモノ一人アリ而シ当校職員總數ハ尋常本科正訓導一人尋常本科准訓導二人教授止ム難キ場合アリテ雇員三人ヲ置キ以テ需用ニ充テタリ教員待遇ニ就テハ益厚キヲ計リ職員慰勞費金十円ヲ設置セリ

五 教科用図書

教科用図書ノ適否需用供給ノ關係及狀況

教科用図書ハ明治二十年改正ノ時ヨリ用^ニエ来レルモノナレトモ尋常本科ノ教科書中三学年ニ課スル読方書ハ二学年ニ比セハ漢字文章難ニシテ高キニ過グルガ如シ近年新著ノ書中ニハ良本アル由ナレバ追々選定ヲ試ミラレン事ヲ其他ハ差タル異見ナシ教科用図

書ニ付随スル参考書ハ充分ナラザレトモ追々良書ヲ購求シ需用ニ充ントス然レトモ現今教授上ニハ多分差支ナキモノ如シ

六 公 学 資

甲 学校経済ノ要領及資財増減

經常費ハ金五百三十一円二十四銭ニシテ前年ニ比シ金九円四銭ヲ増加セリ然レトモ教員給ハ前年ニ比シ金二十四円ヲ減シ需用費モ前年ニ比シ金九円二十銭ヲ減少セリ然リト雖モ雜給ハ前年ニ比シ金三十円二十四銭ヲ増シ築造費ハ前年設ケザリシガ本年ハ金十二円ヲ置ケリ其他ハ前年ト大差ナシトス而シテ經費徴収済ハ村税ノ一部及授業料ト地方有志の寄付金ヲ以テ維持シ其他附屬地及僅少ノ貯金アリト雖モ資ヲ補助スルニ足ラス

乙 授業料徴収方法

授業料ハ生徒学年ノ階級ニ依リ等差ヲ立其最少額ハ一錢最多額四銭ニシテ一戸ヨリ甲乙二人以上ノ就学者アル時ハ其階級ニ伴ヒ甲生全額ヲ収メハ乙生其半ヲ収メシムルモノトナシ之ヲ就学兒童ノ保護者ニ賦課ス而シテ徴収ノ事務ハ学務委員ニ囑託ス

丙 寄付金

寄付金ハ前年ナシト雖モ本年ハ金四十八円八十銭ナリ此内金十二円常時修繕費及備品費ノ内ヘ加藤学務委員ノ寄付セルモノニシテ其残額ハ報酬費ノ内ヘ高城教員寄付セルモノナリ

七 村 会

学事ニ係ル議事ノ梗概

当村会ノ教育費ニ於ケル原案ニ対シ減額スルアリト雖モ大差ナク施行上ニ於テハ敢テ差支ヲ見ズ議事円滑ニ經過セリ

八 学事関係職員

学事ハ村長之ヲ監督シ書記一人学務委員三人ヲシテ事務ヲ分担ス然レトモ各概ネシ兼職アルヲ以テ専担スル事能ハザレドモ執行上格別差支ヲ見ズ

九 学事監督及奨励

本年三月西白河郡役所学務担任入江郡書記大試験監督トシテ臨校六月鶴牧西白河郡長吉田郡吏ヲ從ヒ監視アリ七月入江同郡書記ノ監視アリ

生徒奨励ノ要領ハ本年大祭祝日ニ於テ参賀ノ生徒一同ヘ筆及菓子等ヲ与ヒシ事二回三月大試験優等生徒五十八人ヘ書籍ヲ与ヘ六月無欠席者三人ヘ手帖鉛筆等ヲ与ヒ同月本年第一回臨時試験優等生ノ内得点九十五以上ノ者十五人ヘ延紙ヲ与フ以テ奨励ノ補助トナス

十 将来学事施設上須要ノ件

一 資産蓄積ノ方法ヲ設クル事

二 学齡兒童就学ノ督責上一増力ヲ入ルベキ事

三 学校使丁ヲ設クル事

四 分教室ノ遊歩場ヲ広ムル事
五 学校消防夫ヲ設クル事

〔町有〕三神村役場学事表簿綴〔抜粹〕

四六八〔明治二八年矢吹村事務報告(学事)〕

一学事ニ関スル件

本村学齡児童ノ數ハ三百六十六人内就学児童ハ二百十四人ニシテ不就学児童ハ百五十二人ナリ 不就学児童ハ就学ノ督責ヲナシ及勸学ノ方便トシテ運動会ヲ催シ児童向学ノ志氣ヲ奨励シ又二十八年度中議決ニ係ル奨励費ハ年内無欠席生及優等生ヲ選拔シ物品ヲ賞与シ以テ奨励ヲナシタリ

〔町有 明29「矢吹村會議錄」拔粹〕

四六九〔明治四〇年矢吹町事務報告（学務）〕

學務

學齡兒童男	二二八人	女	二〇一人	計	四二九人
就學兒童男	二二三人	女	一九四人	計	四一七人
不就學兒童男	五人	女	七人	計	十二人
就學步合男	九七人	八一	女	九六人	二一
				男女平均	九七・五一
在學兒童尋常男	一二四人	女	一一五人	計	二二九人
高等男	一三八人	女	四一人	計	一七九人

總計 四一八人

内男二六二人、教員男七人、女一五六人、女一人、學務委員滿期ノ処再選就任セリ就學旗ハ二等旗ヲ交付セラレ居リシモ出席歩合ニ於テ該當セズ止ムナク返納スルニ至リタルハ教育上將タ当町ノ為メ甚ダ遺憾トスル所ナリ

〔町有 明41・3「矢吹町會議錄」抜粹〕

四七〇〔明治四五年矢吹町事務報告（学事）〕

學齡兒童男二七二人計四五八人全部就學從就學步ハ男女共百八
ニ達スルモ欠席兒童多ク出席歩合ノ低下シアルハ遺憾ナリ
學校ハ高等ニシテ在籍兒童ノ如シ
尋常六學級計八學級ニシテ在籍兒童ノ如シ

大正元年十二月末矢吹尋常高等小学校在籍兒童數

他學區		欠席		計女男		學年	
女	男	女	男				
1	1	3	4	3	6	9	尋常科
1	1	5	1	6	3	9	
1	1	4	1	5	2	7	
1	1	3	1	6	6	7	
1	1	6	1	6	3	9	
1	1	3	1	4	8	11	計
1	1	2	4	5	1	7	
4	8	1	1	5	2	7	高等科
6	7	1	1	5	3	7	
10	3	1	1	10	3	7	
10	3	2	4	4	7	11	通計

職 員	男	女
本 科 正 教 員	一	三
尋 常 科 正 教 員	三	一
尋 常 科 准 教 員	七	二
代 用 教 員		
計		

〔町有 大2「矢吹町会議録」抜粋〕

四七一〔大正六年中畑村事務報告（学事）〕

十三 小学児童ノ卒業ト入学

大正六年度ニ於ル卒業人員二十七人ニシテ入学児童四十三人ナ

リ 而又不就学児童十六人ヲ算シタリ

〔町有 大7「中畑村会議録」抜粋〕

四七二〔昭和二年中畑村事務報告（学務）〕

二 学 務

イ 教育

本村小学校児童八目下八学級ニシテ一学級平均五十人ナリ

ロ 学級編制及教員俸給平均額并ニ報給額左ノ如シ

学級数	教員数	俸給平均額	俸給最高額	俸給最低額	俸給総額
八	八	三〇円	八〇円	三〇円	四〇〇円

ハ 児童総数及出席歩合左ノ如シ

高等科 男 四七人 女 二四人 計 七一人
 尋常科 男 一五八人 女 一六三人 計 三二一人
 就学歩合 男九・五二 女 一〇〇人^(マ) 計九七・七六
 出席歩合 男九七・五六 女八五・三二 計九一・七二
 ニ 在学児童数左ノ如シ

種 別	尋一	尋二	尋三	尋四	尋五	尋六	計	高一	高二	計	通計
男	三	二五	元	三	三〇	三	一六	二	二	四	二〇五
女	六	三〇	七	二	二五	一九	一六	一	九	二	一八七
計	九	五五	一七	五	五五	二〇	三二	三	一一	六	三九二

ホ 教員ノ異動左ノ如シ

三月三十一日訓導 下条昌雄 信夫郡余目校へ転任

訓導 矢吹ミセ 東白川郡近津校へ転出

訓導 安斎丑男 東白川郡高野校ヨリ転任

訓導 谷水ヒデ 釜子校ヨリ転任

ヘ 教員俸給別左ノ如シ 十二月末日現在

現 在 俸 給 額	職 名	氏 名
五級下俸 八〇円	校長兼訓導	佐藤 林 吉
七級下俸 六〇円	訓 導	安 斎 丑 男
七級下俸 当分 五八円	同	山 田 信
五級下俸 五三元	同	井戸沼 啓

八級上俸	〃	〃	同	添田平三郎
八級上俸	〃	〃	同	古川キセ
同	〃	〃	同	谷水ヒデ
四給上俸	〃	〃	代用教員	藤田トキ

ト 青年訓練所

青年訓練所生徒総数五十二人ニシテ成績佳良ナリ十一月二十日日本村小学校ニ於テ訓練所生ノ教練査閲アリタリ

〔町有 昭3・1「中畑村会議録」抜粋〕

四七三 〔昭和八年中畑村事務報告（学務）〕

二 学 務

イ 教育

本村小学校児童ハ目下八学級ニシテ一学級平均五八人

ロ 学級編制及教育俸給平均額左ノ如シ

学級数	教員数	俸給平均額	俸給最高額	俸給最低額	俸給総額
八	八	三三〇円	八三〇円	三三〇円	四四四〇円

ハ 児童総数及出席歩合左ノ如シ

高等科 男 四七人 女 四〇人 計 八七人
尋常科 男 一七五人 女 二〇八人 計 三八三人
就学歩合 男九・一二 女九・六一 計九七・七四
出席歩合 男九七・三六 女九三・九七 計九五・六一

ニ 在学児童左ノ如シ

種別	尋一	尋二	尋三	尋四	尋五	尋六	計	高一	高二	計	通計
男	三	三	二	二	三	二	一五	二	一	一七	三三
女	四	四	三	三	二	二	一八	三	二	一七	三三
計	七	七	五	五	五	四	三三	五	三	三四	六七

ト 青年訓練所

青年訓練所生徒四十七人ニシテ成績良好ナリ

十一月二十九日日本村小学校ニ於テ青年訓練所査閲執行成績

良好ナリキ

チ 実業公民学校生徒総数五十四人ニシテ男三十八人トナリ成績良好ナリ

〔町有 昭9・2「中畑村会議録」抜粋〕

四七四 〔昭和一六年矢吹町事務報告（学事）〕

十二 学事ニ関スル事項

一 国民学校就学児童

種別	初等科	高等科	総計
年一	一	一	二
年二	二	二	四
年三	三	三	六
年四	四	四	八
年五	五	五	一〇
年六	六	六	一二
計	一八	一八	三六
男	一〇	一〇	二〇
女	八	八	一六
計	一八	一八	三六

三 青年学校生徒数

1 普通科

種別	第一学年	第二学年	計
男子部			
女子部	一	二	三
計	一	二	三

2 本科

種別	第一学年	第二学年	第三学年	第四学年	第五学年	合計
男子部	一	二	六	二	三	一六
女子部	二	二	二	二	三	一六
計	三	四	八	四	六	三二

3 研究科

種別	第一学年	第二学年	第三学年	合計
男子部	一			一
女子部	四			四
計	五			五

〔町有 昭17「矢吹町会議録」抜粋〕

四七五「矢吹小学校経済に関する沿革」

経済ニ関スル沿革

明治十九年以前ノ經常費予算ハ区会所ノ取締或ハ矢吹村外十四ヶ
 村戸長場下給校アリシ時同一経済タリシ故不明
 (發)(七)

明治二十年度予算金額ヲ村税ト授業料トヨリ徴収支出セリ

収入

金四百九十八円五十一銭

内

金

村税

授業

支出

金四百九十八円五十一銭

内

金四百三十二円

教員給料

教授用書籍器具新調費

校舎修繕費

其他ノ費

金

金九円九十一銭

明治二十一年度前同断

収入

金三百十九円三十一銭八厘

内

[illegible]

金百十一円四十八銭

授業料

支出

金四百二十六円六十銭

内

金三百四十二円

教員俸給

金五円

書籍費

金二十三円九十銭

校舍修繕費

金五十五円七十銭

其他ノ費

在籍生徒百六十六人ニ対シ校舍修繕費ヲ除キ一人ニ付平均金二円

四十二銭六厘弱 受験生徒百二十一円ニ対シ一人ニ付平均金三円

三十二銭六厘弱

明治二十五年度的前同断

収入

金六百四十七円九十六銭三厘

内

金五百四十二円二十四銭三厘 村税

金百五円七十六銭

授業料

支出

金六百四十七円九十六銭三厘

内

金四百二円

教員俸給

金十円五十六銭

教授用書籍器具新調費

金百六十円七十二銭

校舍修繕費

但シ此修繕費ハ此年度内ニ其ノ幾分ヲ費シ他ヲ新築費用ニ積

立テノ目的ナリ(以下同シ)

金七十四円六十八銭三厘

其他ノ費

在籍生徒百五十六人ニ対シ修繕費ヲ除キ一人ニ付平均重^(ト)三円十二

銭一厘強 受験生徒百二十一円一人ニ付平均重^(ト)四円二銭七厘弱

(以下略)

〔明31・矢吹小「沿革誌」抜粋〕

四七六〔明治四一年度矢吹町教育費予算〕

西白河郡矢吹町明治四十一年度入出予算表（単位 円）

歳入

科	目	予前年度 算額	予本年度 算額	附記
第一款	財産ヨリ生スル収入	五・四三	五・四三	
一	学校基本財産積立金利息	五・七三	五・六六	元金九十二円十八銭九厘ニ対スル利子
二	本町基本財産積立金利息	三・八五	三・四四	元金六百十一円三十一銭五厘ニ対スル利子
三	救荒予備金積立金利息	一六・元五	一三・三九	元金二百四十四円三銭七厘ニ対スル利子
第二款	使用料及手数料	六五・〇〇	六五・〇〇	
一	戸籍手数料	一五・〇〇	一五・〇〇	戸籍手数料
二	滞納督促手数料	五〇・〇〇	五〇・〇〇	督促令状五百通一通金十銭ツ、
第三款	雑収	五〇・八〇	六五・〇〇	
一	不用品払込代	一・〇〇	一・〇〇	不用品払込代
二	小学校生徒授業料	五〇・五〇	五三・〇〇	小学校生徒授業料十二銭三十名此金四十三円二十銭二十五銭百名此金三百円四十銭五十名此金二百四十円
三	生徒委託料	一・〇〇	一〇〇・〇〇	他学区生徒委託料五十名分一人ニ付金二円ツ、
四	滞納処分費	一・〇〇	一・〇〇	差押財産売却代
第四款	前年度繰越金	一五・〇〇	三〇・〇〇	四十年繰越金
第五款	国税交付金	八七・二九	七七・七五	徴収高二千四百四十三円七十八銭ノ百分ノ四
第六款	県税交付金	四四・八五	四二・二〇	同上千三百五十二円八十銭ノ百分ノ四
第七款	県税補助費	二八・七三	一六・五〇	
第八款	衛生費補助費	二八・七三	一六・五〇	衛生費八十二円五十六銭ニ対スル五分ノ一
第九款	寄附金補助費	六・〇〇	六・〇〇	
一	土木費寄附金	四〇・七三	六・〇〇	就学歩合ニ対スル奨励金
一	土木費寄附金	三七・八三		

歳出(抄)

		二教育費寄附	第十款基本財産運用金	第十一款町	一地	二営業	三戸別業	四所得税	五營業税	合
		二・三〇〇	一〇〇・〇〇〇	三、七五二・〇三三	三、五四一・九六一	一七、五九九	二、九三三・五八八	一三、〇七五	一七、三九〇	四、六九五・四六六
		四、八〇七・八〇〇	三、五四一・九六一	一〇、八〇〇	三、八七三・三〇〇	一、九七一・二〇	一、九七一・二〇	一、九七一・二〇	一、九七一・二〇	五、八四一・〇八九
		地価金四万七千六百十九円六十銭地租金一千百九十円四十九銭金一円ニ付金三十銭	営業税雑種税六百円三十銭金一円ニ付金三十銭	県税戸別割予算高金九百六十八円八十銭金一円ニ付金一四円一戸平均九円六十八銭八厘	所得税金六百五十七円十八銭金一円ニ付金三十銭	国税營業税金六百六十円四十四銭金一円ニ付金三十銭				

科	目	前年度 予算額	本年度 予算額	附	記
第四款教育	第一項給料費	一、七三三・〇〇〇	二、三二一・五〇〇		
	一正教員給料	一、一六七・〇〇〇	一、一六七・〇〇〇		正教員八人月俸一人金十六円ツ、一ケ年分
	二專科正教員給料	一、三三三・〇〇〇	一、三三三・〇〇〇		一人月俸八円ツ、一ケ年分
	三使丁給料	六、〇〇〇	六、〇〇〇		一人一ケ月金三円二十五銭ツ、一ケ年分
第二項雑	給料	一、三三三・〇〇〇	一、三三三・〇〇〇		
一旅	給料	一、三三三・〇〇〇	一、三三三・〇〇〇		職員旅費日当
二慰勞	給料	一、三三三・〇〇〇	一、三三三・〇〇〇		教員慰勞費
三奨勵	給料	一、三三三・〇〇〇	一、三三三・〇〇〇		優等生徒奨勵費
四教員恩給基金	給料	二、五〇〇・〇〇〇	二、五〇〇・〇〇〇		正教員給料年額金 千五百三十六円ニ対スル百分ノ一
五教員手当	給料	三、〇〇〇・〇〇〇	三、〇〇〇・〇〇〇		生徒身体検査 医師雇入四日分一日金二円ツ、
六医師助手費	給料	七、五〇〇・〇〇〇	七、五〇〇・〇〇〇		夏季講習及視察費補助
七補助費	給料	一、四〇〇・〇〇〇	一、四〇〇・〇〇〇		

第三項 需用費		二五・〇〇〇	四三・六〇	
一 備品費	品費	九七・七〇〇	一四・二八〇	書籍器具器械標本買入代金百五十円 新聞雜誌代八円二十八銭 生徒机十脚新調金二十一円 机修繕二十組此金十円 薬缶十ヶ代金五円
二 消耗品費	品費	一五・〇〇〇	二三・六五	筆墨料職員九人一人六十銭ツ、金五円 四十銭 白墨二十五箱代金二円二十五銭 石油諸用紙其他代金二十六円 炭二千ノ匁一ノ匁金九銭此金百八十円
三 賄信運搬費	費	一八・二五〇	一八・二五	宿直賄料一日金五銭ツ、一ヶ年分
四 通運費	費	一・五〇〇	一・五〇〇	郵便税一ヶ年分
五 雑費	費	三・〇〇〇	三・〇〇〇	学校内掃除其他入夫賃
第四項 常時修繕費	費	三・〇〇〇	三・〇〇〇	校舍修繕費
一 校舍修繕費	費	三・〇〇〇	三・〇〇〇	校舍修繕費
二 揭示場修繕費	費	一・〇〇〇	一・〇〇〇	揭示場修繕費
第五項 実費弁償料	料	八・〇〇〇	八・〇〇〇	学務委員四人一人ニ付二円ツ、
一 学務委員実費弁償料	料	八・〇〇〇	八・〇〇〇	
第六項 農事補修学校費	費	三・〇〇〇	三・〇〇〇	月手当校長一人一円五十銭 二人一人ニツキ金一円ツ、三ヶ月分
一 教員手当	当	一〇・五〇〇	一〇・五〇〇	書籍其他購入費
二 備品費	費	五・〇〇〇	五・〇〇〇	石油炭紙其他買入費
三 消耗品費	費	四・五〇〇	四・五〇〇	
第七項 土地買入費	費	五・〇〇〇	五・〇〇〇	
第八項 郡立農学校設備上寄付金	金	一五・〇〇〇	一五・〇〇〇	郡立農学校設備費へ寄附金本年度出額

〔町有 明41「矢吹町会議録」抜粋〕

四七七〔大正六年度矢吹町教育費予算〕

大正六年度福島県西白河郡矢吹町歳入出予算（抄）

歳入

科目	款	項目	予算額	種目	本年度 予算額	前年度 予算額	増減	附明 （△印ハ減）
一 使用料		一 使用料	四三六 四三六 四三六	一 小学校授業料	四三六	四三六	△	高等科三十人十一ヶ月分此金百九十三 円二十五錢
				二 実業補習学校 授業料	三三	三三	△	専修生五人一人一ヶ月三十錢十一ヶ月分此金 十六円五十錢速修生三十人三ヶ月分此金六円
				三 生徒委托料	三〇	三〇	△	他学区生徒委托料一人一年一円五十錢三人分

歳出

科目	款	項目	予算額	種目	本年度 予算額	前年度 予算額	増減	附明 （△印ハ減）
四 小学校費		一 給料	三、四三 二、三八八	一 正教員給料	二、〇八	二、一六	△	本科正教員高等科二人一人月俸十八円十二ヶ 月分此金四百三十二円尋常科八人一人平均十 七円十二ヶ月分此金千六百三十二円専科正教 員一人十二円十二ヶ月分此金百二十四円
				二 補助教員給料	一八〇	一六八	△	補助教員一人月俸五円十二ヶ月分
				三 旅費 賞与	三〇	三〇	△	使丁一人月給四円五十錢十二ヶ月分 教員出張及赴任旅費並正教員講習旅費 勉励賞与金三十七円

五 費 実 業 補 習 学 校																	
二 需 用 費		一 手 当		四 修 繕 費		三 需 用 費											
三 五		三 五		一 五		六 一											
三 雜 費	二 消 耗 品 費	一 備 品 費	一 手 当	一 校 舍 修 繕 費	七 雜 費	六 點 燈 費	五 通 信 運 搬 費	四 賄 費	三 印 刷 費	二 消 耗 品 費	一 備 品 費	六 手 当	五 恩 給 基 金	四 生 徒 獎 勵 費			
五	一〇	一〇	三	一五	一五	三八	三	一九	三〇	三〇〇	二〇五	三	三三	三三			
一〇	五〇	六〇	三	四五	四五	三	三	一九	一〇	二九四	一五	四〇	三	三〇			
五	一〇	五〇	三	三〇〇	三〇〇	五	一	一	一〇	六	五	二〇	一	三			
大和久出張教授諸費				校舍修繕費五十円 揭示場及運動器械修繕費五 円 屋根修繕費百円				宿直賄料職員一人一夜五錢延三百八十夜分此 金十九円				醫師手当八円 教員講習及研究会出席手当一人 一回十五錢 七回分金十二円六十錢 學事視察手 当十二円 一人一円十二人分				優等及無欠席生徒賞与二十三円	
薪炭費紙代十円				式日費参門運動會費十五円 展覽會費五円 父兄 懇談會費五円 雜費五円 研究會負擔費五円				諸帳籍用紙印刷費二十円				正教員給料二千二百八円ノ百分ノ一					
図書器具購入費十円				電燈十燭光二ヶ一ヶ年分				郵便電信料二円 電話料一円				書籍器械購入費百円 机新調費五十円 器具修繕 費五円 楽器購入費五十円					
教員手当一人一ヶ月一円三ヶ月分此金十二円 教授期間中手当四人分一人平均五円此金二十円																	
新炭費紙代十円																	
大和出張教授諸費																	

〔町有 大6「矢吹町會議録」抜粋〕

四七八〔昭和八年度矢吹町教育費予算〕

昭和八年度福島県西白河郡矢吹町歳出予算（抄）

歳入

予 算	科 目	款	予 算 額	予 算 目	予 算 額	前 年 度 予 算 額	増 減	附 記
一 使用手数料	一 使用料		一、三三〇 一、〇一三	一 小学校授業料 二 実業公民学校 授業料	一、三三〇 一、〇一三	一、三三〇 一、〇一三	三 三	高等科児童一人一ヶ月金五十銭百六十人十一 ヶ月分此金八百八十円 実業公民学校生徒一人一ヶ月金五十銭二十人 十一月分此金百十円学区外生徒一人一ヶ月金 七十銭八人四ヶ月分此金二十二円四十銭
三 国庫下渡金	一 義務教育費下 渡金		五、八八六 五、八八七	一 義務教育費下 渡金	五、八八六 五、八八七	五、八八六 五、八八七	二 三	義務教育費国庫負担法ニ依ル義務教育費下渡 金
四 就学奨励金	一 貧困児童就学 奨励費		一 一	一 貧困児童就学 奨励費	一 一	一 一	一	貧困児童就学奨励費金一円
五 国庫補助金	二 尋常小学校費 臨時補助		七九三	一 尋常小学校費 臨時補助	七九三	五九〇	二〇三	市町村立尋常小学校費臨時国庫補助法ニ依ル 補助金
六 県補助金	一 教育費補助		三六六 二四〇	一 教育費補助	三六六 二四〇	二四四九△二六八三	一	実業公民学校教員給料年額金四百八十円ノ五

[illegible]

九 実業公民学校 費		十 青年訓練所	
一 給 料	二 雜 給	一 雜 給	二 需 用 費
八五 四〇	三〇五	二九 二五	四
一 教員給料	一 旅 手 当 費	一 旅 費	二 手 当 費
八五 四〇	三〇五 二七四	二九 二五	一〇〇 四
八八 四〇	三〇六 一〇〇	一八 一五	一〇〇 四
三	一	三	五
専任裁縫教員一人月俸金四十円一ヶ年分此金四百八十円	校長会出席旅費金五円 校長年手当四十円男教員六人年手当平均二十四円此金百四十四円女教員一人年手当金九十円 男女生徒奨励基金二十円 奨励賞与金六円	裁縫用具金五円家事用具金五円図書代其他十円 木炭代諸用紙代其他金十円 郵便電話電信料金三円 点灯料一ヶ年分	卒業式費五円雜費二円公民講座費七円県下実業補助学校研究会負担金三円職業指導一ヶ年分三元六十銭家事実習費金六円四十銭

	二	設 備 費	一〇五		
	一	體操機械設備 （井戸新設費）	一〇五	一〇〇	
			一〇五	一〇〇	
			一〇〇△	一〇〇	
				一〇五	
					鐵棒三間及砂場金四十五円横木六間金六十円

〔町有 昭8「矢吹町會議錄」抜粹〕

予 算		予 算		説 明	
款	目	種 目	本年 度 算額	前年 度 算額	附 記
六 使用料手数料	一 使用料	一 国民学校授業料 二 青年学校授業料	一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇	一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇 一、一〇〇	高等科児童一人一ヶ月五十銭二百人十一ヶ月 青年学校女生一人一ヶ月五十銭五十人四ヶ月 分此金百円 他町村通学女生一人一ヶ月七十 銭五人四ヶ月分此金十四円
八 就学奨励賞	一 就学奨励費	一 貧困児童就学奨励費	三〇 三〇 三〇	三〇 三〇 三〇	貧困児童就学奨励金見込額
一〇 国庫補助金	四 教職員共済組合給与費補助	教職員共済組合給与費補助	一〇〇,〇〇 八	四、七三 八 五、三三 八	国庫補助見込額

歳 出 經常部

十一 県費補助	十二 寄付金	五 諸手当補助
一 教育費補助	一 教育費指定寄付金	四 教職員臨時手当補助 五 同家族手当補助 六 同戦時勤勉手当補助
1,110 600	201 523	3,030 2,860 1,593 1,790
一 教育費補助	一 教育費指定寄付金	国庫補助見込額 国庫補助見込額 国庫補助見込額
600	201 201 1,333 △ 600	1,593 1,790 1,593 1,790
県費補助見込額	教育費及図書館費寄付見込額	

五 国民学校費	一 雑給	二 児童費
一 旅費 二 手当 三 家族手当 四 臨時手当 五 給仕及使丁給料 六 賞与	1,460 9,615 2,500 2,455 3,000 4,500 1,370 2,640 1,900 1,630 1,360 500 900 1,360 3,560 3,790 3,369 70	295 1,360 3,560 3,790 3,369 70
会議其他出張旅費 校医手当四十円 歯科医手当十二円 兼任手当十二円 各種講習会研究会協議会出席手当百五十円 視察手当三十一円 職員家族手当 職員給仕使丁臨時手当二千七百六十円 職員戦時勤勉手当千八百円 給仕一人月給二十円 一分二百四十円 使丁一人月給三十円 一分三百六十円 職員及給仕使丁賞与金		

六 青 年 学 校 費	四 修 繕 費									
	三 需 用 費									
四、二六七	三、九四〇									
二	一	一	二	三	四	五	六	七	〔賄費〕	
校舎修繕費	備品費	児童費	消耗品費	印刷費	通信運搬費	点灯費	電話費	雑費	一校舎修繕費	一校舎修繕費
一三〇	一、四九〇	二九五	一、六七五	一、八〇	一、三五	六〇	六〇	三九〇	六二〇	一三〇
三、三六	三、九五五△	二〇〇	一、八五△	一、三〇	二五	八	六	三〇	三〇〇	三、三六
八八	二〇	三	二〇	五	一	二	六	二〇	二〇	八八
路面及校庭修繕費										
式日児童給与品費百円 五円 児童奨励費七十円 十円 家実習費三十円 五円 修了児童記念品費六十円 各種選手派遣費十 雑費二十円 児童用机腰掛新調費百円 百二十円内国民科五〇円 校具修繕費二百八十円 校具修繕費二百八十円 掃除用具費四十円 諸用紙費二百三十三円 理科薬品費三十一円 木炭及石炭費千一百八十円 諸雑品費七十三円 授業案簿諸帳簿用紙其他印刷料 郵便及電信料 校舎点灯費五十円 灯及電球交換費十六円 電話維持費六十五円 運動會費六十円 兄會費十円 諸費三十円 同掃除費二十五円 當番費十五円 費十六円 入学式及修了式費十円 各種負担金九十四円 ストロブ取付及除費八十円 植木手入れ費三十円 視察員待遇費二十円 其他研究費 校舎屋根修繕費三百二十円 硝子破損修繕費五十円 五十円 講堂屋根修繕費三十円 其他小破修繕費四十円 井戸修繕費三十円 校舎屋根塗替費 便所雨樋壁										

七 圖 書 館 費	一 手 當										
		一 給 料	二 雜 給	三 恩 給 基 金	四 生 徒 獎 勵 費	五 需 用 費	一 備 品 費	二 消 耗 品 費	三 印 刷 費	四 通 信 運 搬 費	五 雜 費
		一、五十六	一、九六	一八	七	六五	三五	一五	一〇	二〇	二〇
		一、四〇	一、三八	一八	三五	三五	三〇	一〇△	一〇	一〇	一〇
		六六	六六	三三	三五	三五	四九	二〇	一〇	一〇	一〇
		兼任教諭二人 一人平均月俸六十四円	職員出張旅費七十円 赴任旅費十円	校長手当百二十円 兼任職員年手当六十円 一人五十円 六人三十円 一人此金三百九十円 指導員年手当百二十円 一人十円 二人此金二百八十八円 職員出張手当二十円	職員家族手当 三六	職員臨時手当二百七十円 同戰時勤勉手当百九十円	教諭及指導員賞与金 一〇	職員恩給基金月俸百分ノ一 三五	行軍諸費三十円 精動賞品代三十円 式日給与品費十円 三五	下駄箱新調費三十円 校具修繕費八十円 圖書購入費二十円 九六式輕機一台設備費二百三十円 手榴彈費五十円 諸用紙及帳簿代五十円 木炭及石炭費五十円 教練用品費五十円 修練証書其他印刷費 一〇	諸式費十円 家事実習費十五円 査閲及演習雜費四十円 諸負担金十五円 身体検査手当十円 銃剣道振興會費二十円 其他雜費十円

〔町有 昭18「矢吹町会議録」抜粋〕

歳 出 臨時部		八 学 事 諸 費	
二 積 立 金 穀	一 学 校 營 繕 積 立 金	一 貧 困 兒 童 就 学 奨 励 費	二 需 用 費
五 補 助 金	四 青 壯 年 団 補 助	一 貧 困 兒 童 就 学 奨 励 費	一 職 員 手 当
		一 貧 困 兒 童 就 学 奨 励 費	二 雇 人 手 当
		一 貧 困 兒 童 就 学 奨 励 費	一 備 品 費
		一 貧 困 兒 童 就 学 奨 励 費	二 消 耗 品 費
		一 貧 困 兒 童 就 学 奨 励 費	三 通 信 運 搬 費
		一 貧 困 兒 童 就 学 奨 励 費	四 雜 費
		一 貧 困 兒 童 就 学 奨 励 費	一 館 長 年 手 当 二 十 円
		一 貧 困 兒 童 就 学 奨 励 費	二 館 員 二 人 年 手 当 一 人 十 五 円 此 金 三 十 円
		一 貧 困 兒 童 就 学 奨 励 費	三 助 手 二 人 年 手 当 一 人 十 五 円
		一 貧 困 兒 童 就 学 奨 励 費	四 閱 覧 図 書 設 備 費 三 百 円
		一 貧 困 兒 童 就 学 奨 励 費	五 机 腰 掛 設 備 費 五 十 円
		一 貧 困 兒 童 就 学 奨 励 費	六 其 他 雜 品 費 十 円
		一 貧 困 兒 童 就 学 奨 励 費	七 諸 帳 簿 及 諸 用 紙 費 二 十 円 雜 品 費 十 円
		一 貧 困 兒 童 就 学 奨 励 費	八 図 書 運 搬 費 其 他 通 信 費
		一 貧 困 兒 童 就 学 奨 励 費	九 協 議 費 其 他 ノ 雜 費
		一 貧 困 兒 童 就 学 奨 励 費	十 矢 吹 町 翼 賛 壯 年 団 補 助 百 円
		一 貧 困 兒 童 就 学 奨 励 費	十一 矢 吹 町 青 年 団 男 子 部 補 助 八 十 円
		一 貧 困 兒 童 就 学 奨 励 費	十二 同 女 子 部 補 助 二 十 円
		一 貧 困 兒 童 就 学 奨 励 費	十三 学 校 營 繕 積 立 金

四八〇〔三神村教育統計〕

[illegible]

年度	学 校 数		学 生 数		学 費 額		補 習 科 設 置
明 七	男	女	男	女	男	女	
三 八							補 習 科 設 置
三 三							
三 三							
三 三							
三 三							補 習 科 設 置
三 三							
三 三							
三 三							
三 三							補 習 科 設 置
三 三							
三 三							
三 三							
三 三							補 習 科 設 置
三 三							
三 三							
三 三							
三 三							補 習 科 設 置
三 三							
三 三							
三 三							
三 三							補 習 科 設 置
三 三							
三 三							
三 三							
三 三							補 習 科 設 置
三 三							
三 三							
三 三							
三 三							補 習 科 設 置
三 三							
三 三							
三 三							
三 三							補 習 科 設 置
三 三							
三 三							
三 三							
三 三							補 習 科 設 置
三 三							
三 三							
三 三							
三 三							補 習 科 設 置
三 三							
三 三							
三 三							
三 三							補 習 科 設 置
三 三							
三 三							
三 三							
三 三							補 習 科 設 置
三 三							
三 三							
三 三							
三 三							補 習 科 設 置
三 三							
三 三							
三 三							
三 三							補 習 科 設 置
三 三							
三 三							
三 三							
三 三							補 習 科 設 置
三 三							
三 三							
三 三							
三 三							補 習 科 設 置
三 三							
三 三							
三 三							
三 三							補 習 科 設 置
三 三							
三 三							
三 三							
三 三							補 習 科 設 置
三 三							
三 三							
三 三							
三 三					</		

四八一〔中畑村教育統計〕

一	三六	一〇〇・〇〇	六五	五四
二	三五	一〇〇・〇〇	七〇	四三
三	三〇	九八・二六	七〇	四三
四	二五	九八・二四	六三	四三
五	二四	九九・六四	五八	四三
六	二四	九九・六五	五八	四三
七	二〇	九九・二九	五〇	五八
八	一九	九九・二九	五〇	五八
九	一八	九九・二二	五〇	五八
一〇	一五	九九・五五	五〇	五八
一一	一四	一〇〇・〇〇	六四	五四
一二	一三	一〇〇・〇〇	七五	五八
一三	一二	一〇〇・〇〇	七五	五八
一四	一一	一〇〇・〇〇	七五	五八
一五	一〇	一〇〇・〇〇	七五	五八
一六	〇九	一〇〇・〇〇	七五	五八
一七	〇八	一〇〇・〇〇	七五	五八
一八	〇七	一〇〇・〇〇	七五	五八
一九	〇六	一〇〇・〇〇	七五	五八
二〇	〇五	一〇〇・〇〇	七五	五八

[illegible]

二〇	一〇六一	二一、九三・七〇
元		八、六四七・八〇
八		
七		
	三六五	
	六六	
	七、八六四・六〇	

(注) 教育統計は、次の資料から摘出し町史編集室が作表した。

○資料 沿革誌・郷土誌 三神村学事表簿綴 三神村小学校関係綴 各村・町議会議事録事務報告学事の項

○空欄は資料が発見できず不明の箇所である。

○人員は調査月日により若干の差違がある場合があるが、原則として四月・十二月をもとにした(とくに明治期)

四八三「三神村昭和八年までの進学状況」

中等以上ノ教育

一 師範学校 入学者数 卒業者数

入学者数 十四人 (昭和八年現在迄)

卒業者数 十三人 (同前)

註 女師一部在学

二 中学校 入学者数 卒業者数

入学者数 六十二人 (昭和八年現在迄)

卒業者数 四十八人 (同前)

註 現在在学者六人

三 高等女学校 入学者数 卒業者数

入学者数 十人 (昭和八年現在迄)

卒業者数 七人 (同前)

註 現在々学者二名

四 実業学校 入学者数 卒業者数

入学者数 五人 (昭和八年現在迄)

卒業者数 四人 (同前)

五 其他ノ学校

大学校専門学校士官学校(昭和八年現在迄)

入学者数 一二人 (卒業者一〇人)

〔三神小「郷土誌」抜粋〕

2 学 校

四八四〔明治五年学事奨励に関する仰出され書〕

人々自ら其身を立て其産を治め其業を昌さかんにして以て其生を遂もつるゆゑんのものは他なし身を脩め智を開き才芸を長するによるなり而て其身を脩め智を開き才芸を長するは学にあざれば能はず是れ学校の設もつけるゆゑんにして日用常行言語書算を初め士官農商百工技芸及び法律政治天文医療等に至る迄凡人の営むところの学事あらざるはなし人能く其才のあるところに応じ勉強して之に従事ししかして後初て生を治め産を興し業を昌にするを得べしされは学問は身を立るの財本ともいふべきものにして人たるもの誰か学はずして可ならんや夫の道路に迷ひ飢餓に陥り家を破り身を喪うしなふの徒の如きは畢竟不学よりしてかかる過ちを生ずるなり従来学校の設ありてより年を歴ること久しといへども或は其道を得ざるよりして人其方向を誤り学問は士人以上の事とし農工商及婦女子に至つては之を度外におき学問の何物たるを弁せず又士人以上の稀に学ふものも動ももすれば国家の為にすと唱え身を立るの基たるを知すして或は詞章記誦の末に趨り空理虚談の途に陥り其論高尚に似たりといへども之を身に行ひ事に施すこと能ざるもの少からず是すなはち沿襲の習弊にして文明普ねからず才芸の長ぜずして貧乏

破産喪家の徒多きゆゑなり是故に人たるものは学はずんはあるべからず之を学ふに宜しく其旨を誤るべからず之に依て今般文部省に於て学制を定め追々教則をも改正し布告に及ぶべきにつき自今以後一般の人民華士族農工商及婦女子必す邑むらに不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期す人の父兄たるもの宜しく此意を体認し其愛育の情を厚くし其子弟をして必ず学に従事せしめざるべからざるものなり高上の学に至りては其人の材能に任かすといへども幼童の子弟は男女の別なく小学に従事せしめざるものは其父兄の越度たる事べき

但従来沿襲の弊学問は士人以上の事とし国家の為にすと唱ふるを以て学費及其衣食の用に至る迄多く官に依頼し之を給するに非されば学ざる事と思ひ一生を自棄するもの少からず是皆惑へるの甚しきもの也自今以後此等の弊を改め一般の人民他事を抛ち自ら奮て必ず学に従事せしむべき様心得べき事

右之通被 仰出候条地方官ニ於テ辺隅小民ニ至ル迄不洩様便宜解釈ヲ加へ精細申論文部省規則ニ随ヒ学問普及致候様方法ヲ設可施行事

明治五年壬申七月

太 政 官

〔明治以降教育制度発達史』第一卷〕
(原文の変体がなは、ひらがなに改め、ふりがなは省略した)

四八五〔明治九年第九区村々人民心得書〕

第九区村々人民心得書

夫人は万物之靈として天性智識を備へたり其智識擴張せんハ学にあらざればあたはず学ばざれば字をしらず字を志らざれば法をしらず道をしらざれば法をしらず遂に家を破り身をほろぼすに至る阿に悲しまざるべけんや

これ鏡あれどもみがかざればその明をなさず何ぞ瓦石とことならん人天稟の智あれとも字を志らざれば目ありてなきにひとし近ふしてハ吾名志るすあたはず他にあってハ自身之要用を通するあたはず遠くして人倫之道国法あることを志らず何ぞ鳥獸草木にことならん

人たるもの豈恥ざるへけんや今や幸ひ開明盛世の時運に遭生し山間僻邑といへとも学校之設あらざるへなし家に長たらん者ハ吾身を深く顧ミ向後之幸福ヲ思ヘ共子弟をして学に従事せざるへからす此れ上ハ 天朝深仁之御旨趣を捧載し下ハ吾が子孫万世之幸福ヲ保護する之ゆへん然るに間々頑愚之父兄道理を弁へず吾愚を主張し其愚を又子孫譲らんと慾するあり其言ニ曰学文ハかへつて農商家の害をなすと嗟此何之言そや此れ旧年之学弊を半解して今日之学制を了知せざる盲目也此鶏にも志かざるなり鶏は晨に鳴を發し人に時刻を報する之功用をなす小学校ありて其校に就学せしめざる之父兄ハ一身之愚鳥に志かざるのみにあらず其子弟たる

ものの大不幸なり其子弟の不幸のみにあらずして實に天地間之罪人なり是故に村に役たるものハ懇ニ説諭し邑に不学之戸なく家に不学の人ならん事を注意可致候事

右之条小前之者江無漏組々相集メ為説聞不就学之者有之ハ速ニ就学為致名簿帳当会所学事掛江可差出事尤事故有ハ其云々明細書ヲ以相届可申候事

九年二月

第九区学区取締 大森 至

中畑村 用掛 中
学校世話方

〔中畑 岡崎長成家文書〕

四八六〔明治一〇年七月不就学者調べの達〕

該村学齡ニ及ンテ学ニ就ザル子女ノ姓名左之雛形之通取調来ル十七日限学区取締ヘ可差出此旨相達候也

明治十年七月十一日

第九区長 荒川 留 七郎

中ノ目村神田村 用掛 中
雛形

何小学区何村不就学調

当年何年何ヶ月

何 之 誰

何年何月幾日生

以下做之

右之通取調候処相違無之候也

什長

用掛

年月日

区 長 宛

〔中野目 円谷善人家文書「第九区会所通達綴」抜粋〕

四八七〔明治一八年若松中学校初等中等科第八級生募集の達〕

号外

中畑村 岡崎 五郎平

若松中学校ニ於テ初等中等科第八級生二十五名募集候ニ付志願之者へ来ル二十一日迄該校へ願書差出候様郡衙第一科ヨリ通知越候条精々人民へ諭示可成志願者夥多有之候様可取斗此段相達候也

明治十八年二月十八日

西白河郡矢吹村外十五ヶ村戸長

中葉重朗印

〔中畑 岡崎長成家文書〕

四八八〔明治八年下等小学校七級卒業証書〕

磐前県貫属士族 円谷善助

十二年三月

下等小学七級卒業候事

第七大学区磐前県管内

第五中学区白川郡伊野下村

棚倉小学

明治八年四月四日

〔中野目 円谷善人家文書〕

四八九〔明治九年上等小学第七級卒業証書〕

福島県士族 円谷善助

十四年一月

上等小学第七級卒業

候事

棚倉小学

明治九年十二月九日

〔中野目 円谷善人家文書〕

四九〇〔明治一二年下等小学第四級卒業証書〕

福島県平民 藤井為吉

十二年二月

図

下等小学第四級

卒業候事

第七大学区福島県管内第七番

中学区 西白河郡明岡村

丸山小学校

明治十二年十一月二十八日

第二号

〔神田 藤井森正家文書〕

四九一〔中野目小学校の因由〕

中野目小学校ノ因由

一明治六年三月十日開設

教師 鈴木 賤 男

棚倉藩士

一学区 松崎 川辺 中野目 神田 明岡 明岡新田 堤

大畑 中畑 以上九ヶ村

中畑村より入学生

遠藤 登一郎 高久 慶吉 蛭田 三平

川辺村より入学生

吉田 貞雄 外十一名

笠石村

小貫 喜一

矢吹村

大森 九馬

四組ニ別ツ

級長

大森 九馬 藤井 文之助 高久 慶吉

円谷 善助

明治七年三月

学区変更 中畑 大畑 川辺分離 中野目 沖田 ツツミ

明岡 同新田ノ五ヶ村トナル

一鈴木賤男先生は明治七年一月職ヲ辞シテ宮城師範学校ニ入ル

但シ文部直轄師範学校也

一鈴木賤男先生ノ后任ニ小林郁所来ル 棚倉藩士也

一統テ杉浦直清来ル 棚倉藩士也

一明治八年 月ニ橋本長一郎来ル 仙台ノ人也

〔中野目 円谷善人家文書「万雑録」抜粋〕

四九二〔三神村小学校沿革〕

一 学校創立年月日

中野目小学校

明治六年一月二十日

三城目小学校

明治六年一月二十日

三神尋常小学校
三神高等小学校

明治四十年四月二日

明新分教場(季節)

大正元年十二月二十日

三神村字明新字小屋敷七番地ニ設置ス

三 学校名称及位置ノ變更

明治二十年四月 三城目小学校ヲ三城目尋常小学校ト称シ須乗分

校中野目小学校ヲ合併セリ

同二十五年一月 三神小学校ト称シ同二十八年九月三神第一尋常

小学校ヲ大字三城目ニ第二尋常小学校ヲ大字中野目ニ置ク

同四十年四月二日 三神第一第二尋常小学校ヲ合併シ新ニ高等科

ヲ併置シ三神^{尋常}高等^{高等}小学校ト改称ス

大正三年五月十一日 三神村立農業補習学校名称三神村立実業補

習学校ト變更ノ件認可サル

大正六年一月 三神実業補習学校ニ左ノ分校ヲ設ク

三城目分校(景政等)

須乗分校(松谷米藏方)

明新分校(季節分教場)

大正十二年十二月一日 三神実業補習学校ノ分校ヲ廃止シ本校一

ヶ所ニ於テ授業ヲナスコトセリ

青年訓練所設置

大正十五年七月一日 三神村立三神青年訓練所ヲ三神実業補習学

校ニ併設ス

実業補習学校名称變更

昭和四年四月 三神実業補習学校ヲ三神実業公民学校ト改称セリ

三神青年学校設置

昭和十年六月三十日附ニテ三神実業公民学校名改称学則變更ヲ認

可セラレ七月一日ヨリ青年学校ヲ開校ス

三神村立三神青年訓練所ハ昭和十年六月三十日限り之レヲ廃止

ス

昭和十六年四月一日 学制改革ニヨリ福島県西白河郡三神村国民

学校ト改称

昭和二十二年四月一日 法律第二十六号学校教育法ニヨリ福島県

西白河郡三神村立三神小学校ト改称

昭和三十年三月三十一日 総理府告示第九百十四号により矢吹町

中畑及び三神村を廃しその地域を以て矢吹町を置く校名を福島

県西白河郡矢吹町立三神小学校と改称

四 校舍校地ノ異動

明治四十四年一月九日 新築校舍(同四十二年完工)落成ニツキ

三城目字上町百六番イ号中野目字塚原八番ノ仮校舎ヲ三城目寺

隠二番神田字赤池東原一番ヘ移転ス

大正十二年九月一日 増築二階校舎落成ニツキ尋六高一高二学年

引移ル児童年々ノ増加ニ伴ヒ從來ノ校舍ニテハ狹隘ニシテ全児童ヲ収容スルコトヲ得ザルニ至ル因ツテ大正十一年村長円谷善助氏村会ヲ招集シ増築ノ議ヲ諮ル 満場異議ナク通過シ之ニ要スル総費用八千四百円ヲ決議シ矢吹町松村助次郎ヲシテ請負ハシムカクテ五月十八日増築工事ニ着手ス 六月六日屋根ヲ剝

グ時恰モ梅雨期ニ際会シ幾多工事ニ不便ヲ感シタリシガ殆ソト休ムコトナク只管工事ノ進捗ヲ図リ六月十九日上棟八月二日全ク落成ス松村氏ノ功勞ヲ嘉シ村会ノ決議ヲ經テ金三百円ヲ贈呈セリ同年十二月十五日落成式ヲ舉行ス委員長トシテ円谷村長式

辭ヲ述ベ建築委員ヲ代表シテ村会議員太田健次郎氏工事經過ヲ報告シ郡長渡辺庄平氏代理郡視學馬場末松氏ノ祝辭アリテ後功勞者ノ表彰ヲ行ヒテ後式ヲ閉ヅ夫レヨリ二階ノ室ニ於テ祝宴ヲ張ル当日本村一戸一人宛招待シ郡ヨリハ視學隣村ヨリハ矢吹和知小学校長 中畑岡崎村長同山田校長川崎村長代理同鈴木校長矢吹分署長代理巡查部長前当校長鈴木氏松村請負師外二名合計約三百五十名非常ナル盛会裡ニ解散セリ

當時建築委員長村長円谷善助建築委員太田健次郎(村議) 太田栄助(村議兼學務委員) 浅川与四郎(村議) 藤井文之助 大木守之助(學務委員) 円谷祐助 酒井寅三郎

大工 矢吹町小島五郎作外七名(梁ノ上請負) 梁下請負大工石川郡泉村川辺熊田吉雄 白旗白 滝崎仁井田計佐吉 小高車田

春吉 同藩井代助 滝崎小林文助外ニ白旗半二郎 仁井田榮作 矢吹鶴雄 木羽諸負石川郡泉村小高水野義雄外五名

左官 矢吹町渡辺藤作

奉安庫建設

從來御真影ヲ御宮ニオサメ事務室ノ一部ニ安置シ居リシガ尊嚴ヲ汚スヲ虞レ校地北隣ノ小林勝四郎所有ノ山林ノ一部ヲ永久無償ニテ借り受ケ大正九年奉安庫ノ建築ニ係リ同年十一月二十三日落成式ヲ舉行セリ當時村長渡辺金藏校長吉田八十次工費總額一千余円トス

奉安庫改築

奉安庫ノ一部腐朽シ雨漏リノ箇所等アリ尊嚴ヲ汚スノ虞アルヲ以テ奉安庫ノ改築ヲナセリ昭和七年十一月二十三日請負人坂本庄太郎氏工事着手昭和八年一月一日竣工落成式ヲ挙グ 當時村長酒井寅三郎校長渡辺欣吾工費四百五十円トス

校舍増築

就學児童ノ増加ニ伴ヒ校舍増築ノ必要迫リ三神村会ハ昭和八年四月十六日二階建立坪七十五坪六教室増築案ヲ満場一致決議ス校舍増築ニ際シ校地ノ狹隘ナルヲ以テ御料地ノ拝借方ヲ請願シタル所容易ニ許可セラレズ増築ニ要スル最少減限度ノ地積即チ三城目寺隱二番地面積五十五坪神田赤池東原一番地 面積九十七坪五合總計百五十二坪

昭和九年三月七日 小学校々舎増築ノ件福島県知事畑山四男美閣
下ノ認可ヲ得タリ

曩ニ増築校舎ノ敷地ハ旧校舎ノ前面拝借セル御料地ヲ以テ充テ
タルガ盛土ノ為メ地盤脆弱ナルヲ以テ俄ニ敷地ヲ変更シ旧校舎
北隣ノ村有山地五百坪ヲ校地ニ編入シテ以テ敷地トセリ

昭和九年五月二十八日 棟梁坂本庄太郎氏ニヨリ工事着手セラレ
六月九日上棟九月末ニ至リテ略々竣工ヲ見タリ

十一月二十日 新校舎ニ児童ヲ移転シ使用セリ新校舎ノ落成式ハ
昭和十年四月三十日盛大ニ之レヲ行ヒ祝賀成績品展覽会ヲモ開
催ス

門柱建設

昭和二十五年二月一日 当時三城目出身関根源一氏門柱（石材八
寸角長）を寄附されたので二月二日請負人岡部清氏建設工事に
着手して二月六日竣工除幕式を挙行了。当時村長浅川和茂小
学校長佐藤初二郎中学校長円谷幸雄工費四千五百円であった。

大字神田字赤池原一番地を敷地とし昭和三十年十二月第一期工
事校舎増築及運動場新設工事に着手

昭和三十一年六月 二階建四百三十八坪竣工七月全児童収容

昭和三十一年八月 旧校舎解体平屋建百三十二坪 第二工事ニ着

手昭和三十一年十一月校舎及校庭一切工事落成

創立百周年記念

昭和四十七年一月二十日（但記念式典は都合ニ依リ四月三十日）
西白河郡下で一番古い創立でしたので記念式典も郡下で一番早
く行われました。くわしくは創立記念誌「あゆみ」参照

記念碑 校舎裏に「創立百年記碑」建立

百周年記念誌「あゆみ」編集

校旗

顕彰表彰 歴代校長 村長 教育委員（教育長）歴代PTA
会長及特別協力者等

記念式典（都合により同年四月三十日举行）

校 長 菊 池 儀 一

実行委員長 鈴木 三 巳

PTA会長 吉 田 秀 弥

町 長 仲 西 藤 次

教 育 長 小 林 重 孝

五 学区ノ分合及通学区区域ノ変更

明治六年月日不詳 中野目小学校創立ト同時通学区区域ヲ中野目

神田 堤 明新トス第二尋常小学校ノ時モ亦同ジ

明治六年一月二十日 三城目小学校創設ト同時ニ通学区区域ヲ三城

目 須乗トス

第一尋常小学校ノ時モ同ジ

三城目尋常小学校ヲ明治二十年四月改称ト同時ニ三城目 須乗
神田 堤 中野目 明新ヲ通学区区域トセリ三神尋常高等小学校
ノ時モ同ジ

〔明42 三神小「沿革誌」抜粋〕

四九三〔明治九年中野目小学校新築費用〕

(表紙)

「明治九年学区内村々

中野目小学校

新築入費帳

丙子十月十六日始メ

記

用係 世話方調
什長

一金四十五円五十銭

木品之代

一金四円四十八銭五厘

釘之代

一金六円二十五銭

畳之代

此分引ル

一金八円五十銭

(ママ) 家根之代

此分引ル

一金三十五円三十一銭

大工作料喰米共

一金二円二十五銭

砂壁之代

此分引ル

合金二円二十九銭五厘

内二十円引ル

支金八十二円二十九銭五厘

積リ外釘代記

一 五寸釘八把

但シ十六銭直

代金一円二十八銭

一 三寸四十七把

〃 四銭直

代金一円八十八銭

一 四寸二把

〃 七銭五厘直

代十五銭

一 三寸三把

〃 四銭壁屋夫

代十二銭

一 三寸一把

〃 初日夫

代四銭

〆 三円四十七銭

一金一円八十銭七厘六毛

杉六分板八丈六尺 但シ二間直段

駄ちん三駄五分二人分

一金十四銭六厘七毛

合五円四十二銭四厘三毛

積リ外コバヤ子ノ分

大工作料記

一 三十八人半

坪一人増之分作料

此米三斗八升五合

一 十五人

家根フキ作料

此米一斗五升

一 二人

ハシゴ二丁ノ作料

此米二升

一 一人

前通リヌキ入作料

此米一升

一 三人

子タケツリノ作料

此米三升

一 一人

ハシゴ一丁ノ作料

此米一升

六十人半

此作料七円六十六錢五毛

外ニ米六斗五合

代金二円一錢七厘

四十三人半作料

敬松殿

一金五円四十三錢七厘五毛

米四斗三升五合

代一円六十七錢三厘 (マ) 六五直

但シガラスノ大戸二本同小戸十二本

障子勢地場敷居鴨居ニ通り戸棚台之作料

四月二日

一金五円四十四錢

カラス 三十二枚

外六錢四厘

かな子代

一八錢

兩人ス賀川小走

五円八十錢之内

差引二十一錢六厘 此分ハ敬松殿ニ渡シ分差引二十一錢六厘但

此分敬松殿江渡シニ相成

〔中野目 大木守之家文書〕

四九四〔明治一一年丸山小学校教員辞令〕

円谷善助

丸山小学校教員雇申付候事

但シ一ヶ月金一円五十錢可相渡事

明治十一年五月二十五日

第九区会所

〔中野目 円谷善人家文書〕

四九五〔明治二八年三神村小学校々数及位置の許可〕

西白河郡訓令乙第七六号

三 神 村

其村ニ於テ設置スヘキ尋常小学校々数位置小学校令第二十六条ニ依リ本県知事ノ許可ヲ受ケ左ノ通案更ス

校数

位置

三神第一尋常小学校 西白河郡三神村大字三城目字上町百六番地
三神第二尋常小学校 同郡同村大字中野目字塚原十一番地

明治二十八年九月六日

福島県西白河郡長 鶴 牧 分 造 図

〔町有「三神村県郡庁諸指令綴」抜粋〕

四九六〔明治三二年三神村教育品展覧会開催之為小学校授業休止ノ件認可〕

止ノ件認可〕

西白河郡指令乙第八九七〇号

三 神 村 役 場

本年十二月十日甲第一三〇号申請教育品展覧会開催之為小学校授業休止ノ件認可ス

明治三十二年十二月十四日

福島県西白河郡長 中 村 直 敬 図

〔町有「三神村県郡庁諸指令綴」抜粋〕

四九七〔明治四〇年三神村高等小学校の教科を併置する件の認可〕

福島県指令第一七五〇号

西白河郡三神村

本年三月二十九日甲第八三号稟請高等小学校ノ教科ヲ併置スルノ件認可ス

明治四十年四月二日

福島県知事 平 岡 定太郎 図

〔町有「三神村県郡庁諸指令綴」抜粋〕

加設教科目其他教科目ニツキテ

明治四十年四月高等三・四学年ニ農業科ヲ附科ス

同四十一年四月高等科ニ農業科ヲ加科ス

昭和二年三月迄高等科農業科ヲ加設シ来レリ

〔三神小「沿革誌」抜粋〕

四九八〔明治四〇年三神村校舍新築ノ件認可〕

福島県指令第一七五一号

西白河郡三神村

本年三月二十九日甲第九二号稟請校舍新築ノ件認可ス

明治四十年四月二日

福島県知事 平 岡 定太郎 図

〔町有「三神村県郡庁諸指令綴」抜粋〕

四九九〔明治四一年三神小学校敷地変更の件〕

第一号

三神尋常高等小学校舎新築敷地変更ノ件

本村小学校舎新築敷地ハ晨ニ本村大字三城目字寺隠二番 大字神田字赤池東原一番御料地トシ其筋ニ借入ノ義ヲ出願致シ置キタルヲ以テ爾来一歳ノ久シキニ涉リ其許可ノ指令ヲ覓望シ居リタル該地ハ既ニ立木繁茂シ到底許可ノ見込無之依テ他ノヶ所ニ転換出願スベキ旨其筋ノ商議有之タルヲ以テ夫々選択候モ適當ノ土地無之本村大字三城目小林勝喜右衛門所有ノ同大字吉作十八番山林反別五反三畝二十七歩（別紙添付図面）ヲ買受ケ敷地ニ充用建設セント欲ス尤モ先ニ選定セシ土地ヲ距ル僅カニ一丁内外ニシテ各大字ヨリノ距離ニ就テハ大差ナク里道ニ沿フヲ以テ通學上却テ便利ナラント思考セラレ候

附記 買上代金ハ一反歩十五円ノ割ニシテ總計代金百三十四円

七十五錢

但シ右地所買入代金ハ明治四十一年度村税歳出第十款ノ償還金ノ内ヲ以テ流用繰替払ヲナス

〔町有 明41・11「三神村會議録」抜粋〕

五〇〇〔明治四一年三神小学校代用校舎借入延期ノ件〕

第二号

代用校舎借入延期ノ件

一 本件ハ明治四十年四月ヨリ代用校舎借入使用有之就テハ新校舎建設スベキ処種々ノ事情ニ依リ延期ニ相成リ同校舎ヲ明治四十二年三月三十一日マデ借入延期ノ義審議アラシム事ヲ乞フ

〔明41・10「三神村會議録」抜粋〕

校舎設備

校舎ハ元三神第一、第二校舎ヲ仮リニ充用シ明治四十年度内ニハ校舎ヲ新築竣工スベキ筈ナリシモ敷地トシテ撰定セシハ宮内省御料地ナリシヲ以テ該地貸下申請ヲ明治四十年十二月ニ手続セシモ再荏回答ニ接セズ止ムナク仮校舎充用延期ニ延期ノ認可ヲ重ネ明治四十二年十月迄ニ校舎新築竣工ノ見込ヲ以テ同時迄仮校舎充用ノ件認可ヲ得

〔三神小「沿革誌」抜粋〕

五〇一〔明治四一年三神小学校新築工事請負規程〕

第二号

三神尋常高等小学校新築工事請負規程

第一 条 本村立尋常高等小学校新築工事ノ請負ハ此規程ニ依ル

第二 条 工事公告シテ競争入札ニ附ス

第三 条 競争入札ノ公告ハ入札期ヨリ少クモ五日以前ニ左ノ

事項ヲ揭示場ニ揭示シ尚其ノ他ノ方法ヲ以テ成ルベク
 広ク広告ス

一 競争入札ニ付スル事項

二 竣工ノ期限

三 設計書ヲ示ス場所

四 入札及開札場所并ニ日時

五 入札保証金額

六 契約ノ締結ヲ担任スル吏員ノ職氏名

七 其他必要事項

第四 条 競争入札ニ加ハリ又ハ請負トナルコトヲ得ルハ左ノ

一 号若クハ二号ノ資格ヲ具フル者ニ限ル

一 一年以上直接国税年額金五十円以上納メ尚ホ其納

税資格ヲ有スル成年ニシテ請負業ニ従事シタル成年

ニシテ直接国税金十五円以上ヲ納ムル者ノ保証人ヲ

有スルモノ

但シ前二項ノ資格ハ所轄町村長ノ証明ヲ以テ証明ス

ベシ

第五 条 前条ノ資格ヲ具備セサルモノ及第六条ノ手続ヲ履行

セルモノハ競争入札ニ加ハリ又請負人トナルコトヲ得

ズ

第六 条 競争入札ニ加ハラント欲スル者ハ入札公告指定ノ期

限内ニ出願認可ヲ受クベシ

第七 条 前条ノ願書ニハ第四条ノ但書ノ証明書若クハ保証人

ノ承諾書ヲ添付スベシ

第八 条 請負保証人ハ第四条二項ニ誤ラザル成年者ニ限ル

但シ保証人ハ請負人一切ノ責任ヲ負フモノトス

第九 条 工事請負ノ入札ハ最低価格ノ者ヲ以テ落札トス

但シ最低価格ノモノノ予定価格ヲ超越シタルトキハ其

関係入札ヲ全部取消シ更ニ入札セシメ落札ヲ定ム

第十 条 入札者ハ一通ノ入札書(署名捺印)ヲ封緘シ保証金

ヲ添ヒ差出スベシ

但シ保証金ハ現金若クハ無記名ノ有価証券ニ限ル

第十一 条 入札保証金額ハ入札金額ノ十分ノ一トス

但シ保証金ニ円以下ノ端数ヲ生ズル時ハ円ニ切上ル

モノトス

第十二 条 入札保証金ハ左ノ區別ニ依リ還付ス

一 落札者ニ在テハ契約義務完了済ノ後

(マツ)

二 示余ノ入札者ニ在テハ入札執行済ノ後

第十三 条 左ノ各号ニ該当スル入札ハ無効トス

一 文字ノ読ミ難キモノ
 二 訂正ノ箇所又ハ氏名下ニ捺印ナキモノ

三 入札ニ対シ不正ノ行為アリト認ムルモノ

第十四条 請負人ハ常ニ主務吏員及工事常設委員ノ指揮ニ従ヒ

期限内ニ其義務ヲ完了シ三日以内ニ検査ヲ受クヘシ

但シ天災其ノ他已ムヲ得ザル事故ニ依リ期限内ニ義

務ヲ完了シ難キトキハ相当ノ延期ヲ与フル事

第十五条 請負人ニ於テ主務吏員及工事常設委員ノ指揮ニ従ハ

ズ若クハ不正ノ行為アルトキハ随意契約ヲ解除シ保証

金ヲ没収スルコトアルベシ

但シ没収金ハ本村ノ所得トス

第十六条 契約義務ヲ完了スル以前ニ生シタル損害ハ凡テ請負

人ノ負担トス

第十七条 工事用材料ハ品質數量尺度等ハ一々主務吏員及常設

委員ノ検査ヲ受ケ之レヲ使用スベシ

第十八条 工事施行中第三者ニ損害ヲ加ヘタルトキハ請負人ニ

於テ賠償ノ責ニ任スルモノトス

第十九条 請負金ハ左ノ割合ヲ以テ交付ス

一 工事用材料ヲ全部建設地ニ搬出シタルトキ請負金

額ノ十分ノ三

二 工事竣工半ニシテ請負金額ノ十分ノ二

三 工事竣工ニシテ残額全部

第二十条 請負人ハ此規程ニ因リ損害ヲ受ケタルコトアルモ本

村ニ対シ之レガ賠償ヲ求ムルヲ得ズ

第二十一条 本工事ニ関スル担任ハ本村々々長其責ニ任スルモノト

ス

〔町有 明41・3「三神村会議録」抜粋〕

五〇二〔明治四一年三神尋常高等小学校位置〕

西白河郡訓令乙第五三号

三 神 村

其町村ニ於テ尋常高等小学校位置小学校令第九条第二項ニヨリ本
県知事ノ認可ヲ受ケ左之通之ヲ定ム

明治四十一年五月十六日

福島県西白河郡長 鈴木 直 清印

校数

三神尋常高等小学校

位置

西白河郡三神村大字三城ノ目字寺穩二番左村大字神田字赤池東原
一番ノ内原野段別一町五反歩

〔町有「三神村県郡庁諸指令綴」抜粋〕

五〇三〔明治四二年三神小学校々々敷地の御料地貸下認可〕

監第五二ノ一二号

福島県西白河郡三神村長 加藤 為三郎

磐城国西白河郡三神村大字三城目外一大大字寺隠外一字

御料地内

一貸下反別七段四畝二十五歩 使用目的学校敷地

此貸下期間自明治四十二年四月至同五十年十二月九年季

此一ヶ月貸下料金三円七十四錢一厘

右明治四十一年二月八日付貸下出願之趣許可候条左記之通心得べ
シ

明治四十二年四月一日

帝室林野管理局東京支庁長

帝室林野管理局主事 塩 沢 健四郎

記

一別紙書式ニ拠リ請書調製当庁宇都宮出張所へ速ニ提出スヘシ

一払下代金ハ別紙納入告知書ニ依リ納入スヘシ

一物件引渡明治四十二年四月三十日限

〔町有「三神村」郡庁諸指令綴「抜粹」〕

五〇四〔校舍新築の延引その他教育上に及ぼせる影響〕

一般教育上ニ及ボセル影響ノ原因概略

校舍設備ノ延引ハ大ニ児童訓育上ニ影響シ障碍ヲ来セシモコレ校

舎新築敷地ニ宮内省御料地ヲ充用セザル可ラザルノ止ムヲ得ス事
情ヨリコレガ拝借ヲ請願セシハ明治四十年十二月中ナリシニ其許
可ハ明治四十二年四月十日ニ至リテハシメテ得タルガ如キニヨレ
リ

明治四十一年三月ヨリ同八月ニ至ルマデ教員ノ退職セルモノ三転
任セルモノ二臨時講習ニ二ヶ月ヅツ入リシモノ二コレガ補充ニツ
キテ欠クコロアリシタメ同年度ノ児童訓育上ニ大ニ障碍ヲ与ヘ
タルヲ信ズ

同年夏期休業中劣等児童ト見做スベキモノニ毎日二時間ヅツ十五
日間算術科ノ教授ヲナセリシニ予定ノ目的ニ添ハザリシモ幾分か
好影響アリシト覺ユ

明治四十二年七月稿

〔三神小「沿革誌」抜粹〕

五〇五〔明治四十二年三神小学校児童成績概況〕

児童成績概況

明治四十、四十一年両年度ノ郡内比較学力ノ成績ニ於テ共ニ下位
ニ在リ唯ニ郡内ニ於テノ比較ノミナラズ平素ノ成績不良ニシテ学
年相当ノ成績ト認メ得ルモノ甚ダ僅少ナリ明治四十一年度ニ於テ
ハ教員ノ交迭頻繁ナリシト欠員ノ補充全カラザリシトハ確ニ同年
度ノ児童ニ不幸ヲ与ヘタリ而シテ特ニ拙劣ナル教科目ニツキテハ

算術科ニ於テ数学ノ拙劣ナルコト運算ノ不敏誤謬多キコト

事實問題ノ解ニ迂遠ナルコト

綴方ニ於テ拙劣ナルコト

修身科ニ於テ実行ヲ欠クコト

他科ノ記憶確実ナラヌコト

郷土教育資料国民教育資料ノ大ニ欠乏セルコト

粗暴ニシテ野卑ニ流レ万事ニツキ不規律不整齊ノ弊アルコト等ナリ

コノ如キ欠陥ヲ生ゼシメタル原因多々アルベキモ唯将来ニ於テコレヲ補ハシニハ良校長ノ下ニ教員ノ努力ニ俟ツベキハ論ナキコトナガラ外ニ於テ急ナルハ諸般ノ設備ヲ相当ニ進メ得ベクンバ完域ニ達セシムベク家庭ノ連絡ヲ充分ニシ内ニハ一致協力熱心ト努力ニヨリ諸般ノ実地研究ヲナシ實際ニ行ヒテ以テ撓マズ屈セズ漸次欠陥ヲ補ヒ進歩ヲ計ルヲ要ス

〔三神小「沿革誌」抜粋〕

五〇六〔明治四十二年三神小学校児童訓育要項〕

学区内人民ノ風習ニヨリテ将来児童ニ施スベキ訓育ノ要項

一 規律ヲ正シウ守ルベキコト

二 勤勉ナルベキコト

三 野卑ヲ矯メ高雅ニ向ハシムベキコト

四 固陋ノ弊習ヲ除キ進取ノ氣ヲ養フベキコト

五 自治制ノ何物タルカヲ解セシメ同時ニ納税教育ノ義務ノ重シズベキヲ知ラシムベキコト

明治四十二年七月稿

〔三神小「沿革誌」抜粋〕

五〇七〔明治四十二年三神小学校児童保護会概況〕

児童保護会概況及発達セシムルニ採リシ方法

同会ハ其筋ヨリ奨励ニ因リ明治 年 月 日村長ヲ會長トシテコレヲ組織セリ 當時ノ會員數二十一名 金額二十二円五十五銭爾後ノ活動ニ至リテハ遺憾ナガラ雨傘數十本ヲ備ヘタルノミニテ見ルベキ事ナシ

深ク活動ノ方案ヲ精究シコレヲ^(ママ)劃策シ名実相合ハンコトヲ期スルヲ要ス

家庭ト学校連絡ノ狀況及方法

家庭ト学校トノ連絡殆ント皆無ノ狀況ナリ 從ツテ家庭ニ於テハ児童教育ヲ全然学校ニ一任セバ可ナルモノト考ヘ自家子弟ガ成績ノ如何等ハ平素コレヲ顧ルモノ殆ント無キ有様ナリコレ教育上一大障礙ナレバ将来ニ於テ宿弊ノ因テ来ルトコロヲ研究シ学校ノ狀況ヲ家庭ニ知ラシムルト同時ニ家庭ノ狀況ヲ察シ連絡ニ適當ノ考案ヲ要ス

〔三神小「沿革誌」抜粋〕

五〇八〔大正二年明新季節分教場設置認可〕

福島県指令学第一三二一号

西白河郡三神村長

大正元年十二月十一日甲第三九号稟請季節分教場設置ノ件認可ス

大正二年一月二十二日

福島県知事 西久保 弘 道園

〔町有「三神村県庁諸指令綴」抜粋〕

五〇九〔大正二年三神村小学校々舎増築の認可〕

福島県指令学第三五五六号

西白河郡三神村

大正十二年五月十八日甲第二三七号申請小学校増築ノ件認可ス

大正十二年七月十日

福島県知事 岩 田 衛園

〔町有「三神村県庁諸指令綴」抜粋〕

五一〇〔三神村の教育—郷土誌—〕

普通教育

一 学齡児童就学不就学児童及同歩合別紙第四号表ニ依ル

二 小学校学校数級数学区等ノ沿革

各学校卒業者調

明治四十年四月二日三神第一尋常小学校（大字三城目）三神第二

尋常小学校（大字中野目）ヲ併合新ニ高等科ヲ設置シ三神^{尋常小}

学校ト改称シ両校舎ヲ仮用シ開校授業セシガ同四十四年一月九日

現在ノ校舎新築落成シ直ニ之ニ移転シ四十五年四月二十日竣工式

ヲ挙行シ以後児童数増加シ教室ノ不足ヲ来センタメ大正十二年階

上五教室ヲ増築シ現在ニ至リシモ児童数ノ増加ハ遂ニ昭和八年六

教室ノ増築ヲ余儀ナカラシムルノ現況ニ至ル外ニ季節分教場明新

ニアリ一月ヨリ三月末日迄尋一、二ノ児童（明新方部）ヲ收容シ

テ授業ヲナス

現況

学校数一 三神^{尋常}小学校 三神村大字三城目寺隠外ニ季節分教

場明新字小屋敷ニアリ

学級数 尋常科一〇 高等科二

学区 三城目 神田 須乗 堤 中野目 明新ノ六区

卒業生調 昭和七年度現在

尋常ノ部 一、二四五名

高等科ノ部 六二七名

〔三神小学校「郷土誌」抜粋〕

五二一〔明治一五年一月中野目小学区学務委員申付福島県達〕

円谷善右衛門

西白河郡中野目小学区

学務委員申付候事

明治十五年一月三十一日

福島県

〔中野目 円谷善人家文書〕

五二二〔明治二六年三神村学務委員規程〕

三神村学務委員ニ関スル規程

第一条 本村学務委員ノ定数ヲ五名トス

第二条 学務委員ノ組織ハ男教員二名撰挙權ヲ有スル公民三名トス

第三条 学務委員ノ任期ハ滿四ヶ年トス但シ教員ヨリ加ハル者ハ此限ニアラズ

第四条 学務委員ハ任期滿限ノ役ト雖モ後任者就職迄在職スルモノトス 但再選セラル、事ヲ得

第五条 学務委員ノ定期改選ハ前任者ノ任期滿限ノ当日之ヲ執行ス

第六条 学務委員ノ臨時補欠ハ三十日以内ニ之ヲ執行ス補欠員ハ其前任者ノ残任期間在職スルモノトス

第七条 学務委員ハ出勤簿及執務日誌ヲ備フルモノトス

第八条 学務委員ニハ執酬ヲ給与ス其額ヲ定ムルコト左ノ如シ

シ

一報酬 公民ヨリ選挙スベキモノ年額一人ニ付金四円トス

一報酬 教員ヨリ加ハルモノ年額一人ニ付金一円五十錢トス

明治二十六年四月五日修正議決

〔三神小学校「郷土誌」抜粋〕

五二三〔明治四一年三神村学務委員に關する規程中追加及更

正〕

第三号

三神村学務委員ニ関スル規程中追加及更正ノ件

一本案ハ先ニ本村会ノ議決ヲ經設定シアルモノ今般其ノ認可ヲ以テ尋常高等小学校ニ相成リ殊ニ本年度ヨリハ新学令之發布ニモ有之依テハ学事上将来ノ發展ヲ図リ后記ノ通りニ更正セント欲スル所以ナリ

后記

一第一条中五名ヲ八名トス

一第二条中公民中ヨリ選挙スベキモノ七名 男教員ヨリ一名トス

一第八条中「一」報酬公民ヨリ選挙スベキモノ年額一人ニ付金二

円教員ヨリ加ヘルモノ年額一人ニ付金一円五十錢

〔町有 明41・3「三神村会議録」抜粋〕

五一四〔明治四一年三神村学務委員選挙の件〕

第四号

三神村学務委員選挙ノ件

一本村ニ於テ昨四十年四月ヨリ尋常高等小学校設定ニヨリ今般左記之通り選挙セント欲スル所以ナリ

左記

一大字三城目公民中ヨリ二名

一其他各区ヨリ公民中ヨリ一名宛

〔町有 明41・3「三神村会議録」抜粋〕

五一五〔明治二七年三神小学校授業料廃止ノ件許可〕

西白河郡三神村役場

本年五月十九日甲第六十三号上申小学校授業料廃止ノ件許可ス

明治二十七年六月一日

福島県知事 日 下 義 雄 図

〔町有「三神村県郡庁諸指令綴」抜粋〕

五一六〔明治四〇年三神高等小学校授業料徴収規程〕

授業料徴収規程

第一条 授業料ハ本村立尋常高等小学校へ入学シ高等科ヲ授

業ヲ受クルモノヨリ徴収ス

第二条 授業料ハ第一条ノ就学生徒ノ保護者ニ之ヲ賦課ス

第三条 授業料ハ毎月其月ノ十日ヲ納期限トス

第四条 授業料ハ村長ニ於テ徴収令書ヲ発シ収入役ニ於テ徴収スルモノトス

第五条 授業料額ハ左ノ區別ニ依ル

一 授業料ハ一ヶ月金二十五錢トス

二 授業料ハ本村民ニシテ貧富等差平均等以下ノモノ

ニハ金十五錢ニ減額スルモノトス

第六条 授業料滞納者ニ対シテハ国税滞納処分ヲ準用ス

明治四十年三月三十一日議決

〔三神小学校「郷土誌」抜粋〕

五一七〔明治四一年三神小学校授業料徴収規定中追加更正ノ件〕

第五号

三神村尋常高等小学校授業料徴収規程中追加更正ノ件

一去ル四十年三月中本村会ノ議決ヲ以テ其筋ヨリノ許可ヲ経徴収

シ来リシ処今回其不都合ナル事ヲ認メ左記ノ通りニ更正セラレ
ンコトヲ乞フ

左記

一 第五条ニ但シ一戸内ニ於テ二名ノ通学児童者ニハ三十七錢五厘
ヲ三名ノ通学児童者ニハ金五十錢ヲ徴収ス

一同条ノ二項モ前条ノ但書ノ順序ニ依ル

〔町有 明41・3「三神村会議録」抜粋〕

五一八〔大正七年三神村へ義務教育国庫負担金交付〕

福島県達第八四号

西白河郡三神村

市町村義務教育費国庫負担法施行規程第二条ニ依リ大正七年度分
金三百六十八円五十七錢左記ノ通交付ス

大正七年四月二十日

福島県知事 川崎 卓 吉岡

記

大正七年四月交付金額金一百八十四円二十九錢

大正七年十月交付金額金一百八十四円二十八錢

〔町有「三神村県庁諸指令綴」抜粋〕

五一九〔大正一〇年三神村小学校教員旅費支給方法〕

三神村小学校教育旅費支給方法

大正十年福島県令第五十七号市町村立小学校教員旅費規則第十条
ニ依リ当村小学校教員旅費支給額ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 左ノ各号ノ場合ニ於テハ日額ヲ以テ旅費ヲ支給シ車馬賃又ハ宿
泊料ハ之ヲ支給セズ

(一) 講習員トシテ出張ノトキ

(二) 学事取調ノ為メ出張ノトキ

(三) 修学旅行付添トシテ出張ノトキ

四 標本採取ノ為メ出張ノトキ

(五) (二)ノ場合ニ依リ県外へ出張ノトキ

(六) 郡外学事視察トシテ出張ノトキ

以上一日ニ付金二円外三等鉄道賃実費

但シ(五)ノ場合ヲ除キ陸路六里未満鉄道四十八里未満ノ旅行ニ

アリテハ一日ニ付金一円トス

(七) 教育研究区内研究会へ出張ノトキハ一日ニ付金五十錢外鉄道
乗車ノ場合ニハ三等鉄道賃実費支給スル事トス

一本方法ハ大正十年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔三神小「郷土誌」抜粋〕

五二〇〔昭和五年三神村恩賜児童就学奨励金交付〕

福島県達第二九号

西白河郡三神村

福島県恩賜児童就学奨励規程第一条ニ依リ昭和四年度奨励金左ノ
通交付ス

昭和五年二月三日

福島県知事 小 柳 牧 衛 団

金八十円七十九銭

〔町有「三神村県庁諸指令綴」抜粋〕

五二一〔昭和七年三神村学校給食臨時施設方法による就学臨時

奨励費交付〕

福島県達第三四九号

西白河郡三神村

昭和七年九月二十七日福島県訓令第十九号学校給食臨時施設方法
ニ依ル昭和七年度児童就学臨時奨励費左ノ通交付ス

昭和七年十月七日

福島県知事 赤 木 朝 治 団

記

昭和七年十月交付金二十九円四十銭

昭和八年十一月交付金二十九円四十銭

計金五十八円八十銭

〔町有「三神村県庁諸指令綴」抜粋〕

五二二〔昭和一〇年三神村授業料制限外徴収について〕

第三十三号議案

授業料制限外徴収ニ関スル件

本村尋常高等小学校ニ於テ高等科生ニ対シ授業料賦課徴収シ来リ
シニ尚引続キ左記ノ通り徴収スルモノトス

記

金五十銭也 尋常高等科生徒一人一ヶ月ニ対スル分

但シ期間 自昭和十年度 至同十二年度 三ケ年間

以上

昭和十年四月十日提出

三神村長 酒 井 寅三郎

同日決議

〔町有 昭10・4 「三神村会議録」抜粋〕

五二三〔御真影及教育に関する勅語等の拝戴〕

一御真影及教育ニ関スル勅語謄本拝戴ノ年月日

勅語謄本拝戴年月日

明治二十三年十二月

御真影拝戴ノ年月日及状況

大正四年十月二十七日

校長野木參次村長太田貞造駐在巡查西牧常三郎ノ三氏郡衙ニ出頭シ御眞影拝戴午後三時十四分発ノ列車ニテ同三時四十一分矢吹駅着、本校職員生徒一同並ニ役場吏員村會議員学務委員其ノ他有志等矢吹駅ニテ奉迎シ歸校ス、矢吹駅ヨリ人力車ニテ先頭巡查西牧氏、次ハ御眞影ヲ奉持セル野木參次氏、次ハ村長太田貞造氏、後ニ職員生徒行列次ニ村民婦校ス後拝戴式挙行シタ刻ニ至ル。

御眞影（皇后陛下）拝戴

大正五年十月二十七日

校長小野里雄徳村長太田貞造ノ両氏午前十時三十五分矢吹駅発ノ列車ニテ西白河郡役所ニ出頭同十一時三十分御影拝戴午後一時二十分白河駅発午後二時四十六分矢吹駅着神田駐在巡查西牧常三郎氏警固ニテ先頭ニ奉迎ニ行キタリシ大木訓導、岡崎訓導学務委員村會議員高等科生徒一同行列後ニツヅク尋常科生徒一同須乗新田ニテ奉迎同ジク高等科ノ後方ニ続ク、午後四時半無事着校直ニ御影拝戴式ヲ挙行ス、式後役場ヨリ菓子ノ饗アリ。

国民精神作興ニ関スル詔書本県ヨリ交付ヲ受ク

大正十二年十二月十九日

皇太子殿下海外御巡幸遊日誌二部宮内省ヨリ交付ヲ受ク

大正十四年二月十一日

大正德行錄一部宮内省ヨリ交付ヲ受ク

大正十五年六月十二日

御眞影拝戴

昭和三年十月九日校長渡辺欣吾村長酒井寅三郎ノ両氏県立安積高等女学校ニ出頭県出張ノ係官ヨリ午前九時御眞影拝戴両氏恭シク奉持シテ郡山駅ニ至リ午前十時十三分発列車ニテ矢吹駅着十時五十六分駐在巡查高野明警衛シ自動車ニテ歸校無事奉安庫ニ奉置シ午後一時ヨリ拝戴式ヲ挙行セリ列席来賓十数名職員児童因ニ當日ハ職員児童一同七久保マデ奉迎ス

御眞影奉還

昭和六年四月十二日午前七時学校職員役場吏員消防組頭及御警衛消防手及運軍人分会員奉安庫前ニ整列奉送

校長渡辺欣吾村長酒井寅三郎両氏之ヲ奉戴佐藤忠男駐在巡查警衛自動車ニテ矢吹駅ニ至リ午前八時十五分ノ列車ニテ郡山駅下車自動車ニテ安積高等女学校ニ到着同九時二十分無時奉還ス

御眞影拝戴

昭和六年四月二十日校長渡辺欣吾村長酒井寅三郎ノ両氏安積高等女学校ニ出頭午前八時三十分川久保学務部長ヨリ御眞影拝戴小憩ノ後奉持シテ郡山駅ニ至リ午前十一時発列車ニテ矢吹駅着午後十二時三十九分本村駐在巡查佐藤忠男氏ノ警護ニヨリ自動車ニテ歸校奉安セリ職員児童一同七久保原ニ奉迎シ消防手在郷軍人分会員役場吏員其他有志多数ハ奉安庫前ニ奉迎ス

御真影奉還

昭和二十一年一月二十八日

校長田谷勝奉戴 松本由男駐在巡查警衛自動車ニテ西白河地方事務所ニ無事奉還ス

勅語謄本詔書返還

昭和二十三年六月二十九日

校長佐藤初二郎奉戴して西白河地方事務所に無事返還した

〔三神小学校「沿革誌」抜粋〕

五二四〔大正九年三神小学校御真影奉安康建設認可〕

福島県指令第三九四七号

西白河郡三神村

大正九年五月二十二日甲第一四九号稟請御真影奉安康建設ノ件認可ス

大正九年六月十二日

福島県知事 宮 田 光 雄 団

〔町有「三神村^県郡庁諸指令綴」抜粋〕

五二五〔昭和八年三神小学校御真影奉安康改築認可〕

福島県指令第七六九号

西白河郡三神村

昭和七年十一月十四日甲発第三四三号申請其ノ村立三神尋常高等小学校御真影奉安康改築ノ件認可ス

昭和八年一月十一日

福島県知事 赤 木 朝 治 団

〔町有「三神村^県郡庁諸指令綴」抜粋〕

五二六〔中畑小学校沿革〕

沿革 概要

中畑小学校ノ創立ハ明治七年八月ニシテ大畑中畑ノ二村ヲ以テ一学区ト成シ中畑村澄江寺院ヲ以テ仮校舎トナシ下等小学校ヲ設置セリ

一明治九年十月中中畑字本村七十八番地ニ校舎ヲ新築セリ^{校舎九十五坪}
遊場百三十坪

一明治十年五月ヲ以テ松倉村ヲ本学区ニ合セ同月二十日ヨリシテ該生徒ヲ本校ニ通学セシムルコトハナレリ

一明治十二年教育令改正ニヨリ本校ニ於テ普通小学校ヲ設置セリ

一明治十三年九月ニ至リ松倉村ニ分校ヲ設置セリ

一明治十五年小学校令改正ニ逢ヒ本校ニ於テ中等小学校ヲ設置セリ

一明治十八年五月松倉分校ヲ廃シ該生徒ヲシテ本校ニ通学セシメタリ

一明治二十年四月小学校令改正ニツキ本校ニ尋常小学校ヲ設置シ

同時ニ北平山村ヲ本学区ニ合セ同村ニ分教室ヲ置ケリ

一明治二十二年七月地方自治制施行ノ結果トシテ中畑松倉大畑ノ三村ヲ合シテ一ノ中畑村ヲ組織セリ是ニ於テ中畑村ヲ本学区トナシ北平山村ヲ分離セリ

一明治二十四年教育令改正發布ニツキ同二十六年四月ヨリ改正法令ヲ実施セリ

一校地及校舎 校地二百二十五坪

内百三十坪遊歩場

一明治三十三年八月十八日勅令第三百四十四号ヲ以テ小学令發布ニツキ改正法令ニ拠ル次テ同月二十一日文部省令第十四号ヲ以テ小学校令施行規則ヲ發布セラルニ当リテモ学区及校舎ノ上ニ變動ナシ

(明30 中畑尋常小学校「沿革誌」抜粋)

五二七〔明治一四年中畑小学校取調上申書〕

中畑村

大畑村

松倉村

八十番地

公立小学校

開 設

明治七年九月二十三日元区长河野広中戸長小針七左衛門学取締石川頼堅等説諭ニ由リ村民協議シテ中畑村澄江寺ヲ借受開設其後明治八年八月旧磐前県学務課吏員加藤淳風尚又説諭ニ由リ協議上新築敷地七畝二十歩ヲ以テ明治九年十月十九日落成直ニ移転中畑小学校ト称ス

小 学 区

中畑村大畑村松倉村合セテ三ヶ村大畑村ハ小村ニ付キ協議ノ上明治七年十月中野目区ヨリ当区ヘ連合其後明治十年七月中松倉村合併シテ延桑^{つぎ}堅五丁二十六間横一里三十丁

戸数現今二百十九戸 人口千三百五十七人 学齡二百二十四人

内男百二十人
女百〇四人

教 員

明治七年九月中森吉見授業生拜命明治九年十一月宮城県師範学校ヘ入学明治八年一月二日刈部清寧授業生拜命明治十一年五月丸山小学校ヘ転校明治九年鈴木重戊雇生拜命明治十年三月笠石小学校ヘ転校明治十一年五月山館泰五等訓導明治十一年深谷久内雇生拜命明治十一年九月本沼小学校ヘ転校

学 校 掛

明治九年三月八日岡崎長次郎小針東五郎高久本慶遠藤七兵衛此四名学校掛拝命学校新築之際ニ会シ尽力ノ功ヲ以テ落成之上岡崎長

次郎外二名木盃ヲ賜ル同年二月岡崎長次郎依願免職同十三年二月遠藤七兵衛高久本慶依願免職

生徒

明治七年九月二十三日中畑村澄江寺ニテ開校ノ際下等八級生以下
 九人男九人開設ヨリ一週年期明治八年九月二十二日下等第八級生
 女ナシ
 以下二十六人内男二十人開設ヨリ二週年期明治九年九月二十一日
 第六級生以下四十三人内女三人開設ヨリ三週年期明治十年九月
 二十日第七級生以下四十八人内男三十九人開設ヨリ四週年期明治
 十一年九月十九日第六級生以下四十九人内男三十七人開設ヨリ五
 週年期明治十二年九月十八日第四級生以下五十三人内男四十一人
 開設ヨリ六週年期明治十三年九月十七日第二級以下八十五人内
 男七十二人
 女十三人

試験

明治十年一月二十日定期試験下等第七級生以下十二人内男十二人
 及第 落第無之優等ニ付賞与品ヲ賜ル者六人内男六人同年四月二
 十一日定期試験下等第六級以下三人内男三人及第 落第無之優等
 ニ付賞与品賜ル者一人男一人明治十一年十月十一日定期試験下等
 第六級生以下二十一人内男二十一人及第 落第無之優等ニ付賞与品
 ヲ賜ル者十三人内男十二人明治十一年三月三十日定期試験下等第
 五級生以下三十四人内男三十二人及第三十三人落第一人内男ナシ
 優等ニ付賞与品賜ル者十二人内男十二人明治十一年十月二十一日

定期試験下等第四級以下三十一人内男二十八人内及第二十八人内
 男二十五人内落第三人男二人優等生ニ付賞与品ヲ賜ル者十三人内
 女十二人明治十二年四月十七日定期試験下等第三級以下二十八人
 男ナシ明治十二年四月十七日定期試験下等第三級以下二十八人
 内男二十七人内及第二十六人内男二十五人内落第二人内男二人優
 等ニ付賞与品ヲ賜ル者二十六人内男二十五人明治十二年十一月二
 十五日定期試験下等第二級生以下二十九人内男二十六人及第 落
 第無之優等ニ付賞与品ヲ賜ル者二十一人内男十八人書籍器械創
 設ノ際ヨリ漸次校費ヲ以テ相備具備セザルハ借用ニテ差支ナシ
 右取調上申仕候也

明治十四年二月五日

授業生 富岡 永之進
 委員 小針 東五郎

西白河郡長

龜掛川 尚 辰殿

〔中畑 小針頼晴家文書〕

五二八〔明治九年中畑小学校移転新築願〕

小学校移転

是迄当村小学校澄江寺借家致居候処更に今般清原巨学持地字本村
 此度示談相整追而別紙絵図面之通経費概略金二百円也之見積を以
 学校敷地相求候答
 新築仕度御許容被成候度奉願上候 以上

明治九年十一月四日

第九区西白河郡中畑村

村方 惣代 岡崎 五郎平
学校世話方 遠藤 七兵衛
伍 長 小針 金五
用 掛 岡崎 長治郎
学区取締兼戸長 大森 至

福島県参事

山 吉 盛 典殿

書面願之当分借地ニ候はば其明文ヲ掲げ番号及別記載並連署之上
新築経費等も調更に可願上事

明治九年十一月九日

福島県参事

山 吉 盛 典殿

〔中畑 岡崎長成家文書〕

五二九〔明治九年中畑村小学校新築願〕

新築願 学千百二十二号

字仲宿四千百十七番地

第九区 西白河郡中畑村

一畑反別 五畝歩 澄江寺所持畑

買請金一円二十銭

是迄当村小学校清原巨学方借家致居候処手狭間ニ付今般右畑地買
購別紙絵図面ノ通り経費概金三百円ノ内百十一円八十七銭は寄付
金残百八十八円十三銭学区内戸数二百十九戸ニ付金八十五銭
九厘ノ割ヲ以テ新築仕度此段御採容被下度奉願上候 以上

明治九年十二月十九日

小前惣代 岡崎 五郎兵衛
世話方敷地 遠藤 七兵衛
売壇中惣代 長 岡崎 金八
用 係 小針 東五郎
岡崎 長治郎
副戸長 名生 得人

福島県参事

山 吉 盛 典殿

書面願之趣聞届候条尚后来維持之法可度尽力事

明治九年十二月二十六日

福島県参事

山 吉 盛 典殿

〔中畑 岡崎長成家文書〕

五三〇 〔明治九年中畑小学校新築開校記〕

新築開校記

人学バザレバ智 雖モ何ニセン期ク辺ノ草葬師ニ乏シク未開ノ旧慣陋習蠢愚タリシニ今哉皇上ノ御聖徳盛ニシテ字内單一ニ開ケ各区内ニ小学校設置ノ御憐恤ヲ感載シ担当ノ名々協力同心シ中央ノ地ヲ求メ新ニ百歩ヲ覆庄シ建築既ニ落成シ今月開校ノ式ヲ行ハル神官小貫俊光等ヲシテ上等ノ間ニ神体ヲ設ケシム此間天朗カニシテ同区ノモノ教師生徒郡集ス關係

一 神案ノ左右ニ列シ次第 〔面生徒連着ス〕

爰ニ於テ神官字ビ神四柱ヲ招神シ恭然トシテ饌物ノ供獻シ謹ンデ学校榮盛ヲ祈ルノ祝詞ヲ奏ス其進退行狀ノ装貌モ敬神ノ備ハザルナシ然リ而シテ諸君教員生徒ニ至ルマデ祝文ヲ読上シ後送神ノ式終テ神酒ヲ喫シ異口同音ニ之ヲ賀唱ス中間ニ插花ヲ点列シ次ハ新古博覧其次ハ書画ノ会席ヲ為ス巻絵ヲ齎ス老若校中ニ充ツ嗟往昔ノ東夷此村落ヲ作ルニ當リ幾百年ゾヤ方今御維新ニ依テ聖恩ノ爰ニ至レル事実ニ仰グ可クノ極ナリ延端ニ踞テ其景況ヲ窺フ豈思想ナカラシヤ自今入校進歩生徒幾許ナラズシテ智識ヲヒラキ報国尽忠ノ期ニハザルナシト是学区内ノ戸々子孫ノ幸福富国強兵之基礎盡ゾ歡喜セザル可ヤ遺憾ニ堪エズ退テ腐蒙ヲ喫リ謹テ躋ニ微衰ヲ記ス

明治九年十月二十有九日

文学不害の新に成れるを祝し侍るふ

雲井より窓にうつし紅葉こそ

胸の錦のもとになるらむ

〔中畑小学校「郷土誌」抜粋〕

岡崎 光模

五三一 〔明治九年中畑小学校開校祝辞〕

祝 開 餐

凡人ノ人タルハ学ニ依ラサルハナシ夫今ノ学ハ五協ノ研究精美ヲ汲ミ理ハ万善ノ至極ヲ抜粹シ以テ国ノ光輝ヲ増シメント朝旨新命ノ深厚ナルニ感激ス上好ム所下ニ是ヲ好ミ上下ノ欲スル所則一和シ歛然トシテ直ニ学校位置ヲトシ交欣以落成卓然タリ此日衆庶ト共ニ千載一度慶会ノ典ニ逢フ臣等燕雀舞踏ニ堪江万歳ノ福祥ト歌フヘキ也

蓋シ爾米饗ノ振起盛ナルコト峨々タル山ノ高キカ如赫々タル日ノ昇ルカ如而智識俊良発達センコトヲ臣七左謹而奉祝ス

明治九年十月十九日

小針 七左衛門

歌に

山の端に今や見初し三日月の

文部書刊

満とかになるを待そ樂し起

〔中畑 小針頼暗家文書〕

五三二〔明治九年中畑小学校新築入費調〕

新築入費調

福島県第九区中畑小学校

記

一金百六十五円

一金二十一円七十五錢

一金二十円二十二錢六厘

一金百四十二円八十錢七厘四毛

一金二十円十一錢九厘五毛

一金十三円

一金三円八十九錢一厘五毛

一金二円八十九錢五厘三毛

一金一円七十五錢

一金一円四十五錢

一金一円錢六厘五毛

一金四円九十三錢七厘

一金三円六十錢

一金一円六十一錢

渡辺之助

カベヌリ、悉皆

木挽
富永寅藏

所代

屋根葺作料

玄関其他入口 木羽屋根葺作料

新築建築入費

器械諸費

カベコロイシノ代

大小縄代

石カキ炭代

高状ノベ紙代

一金十四錢一厘五毛

一金二円九十六錢一厘

一金十二円九十三錢八厘八毛

一金七円三十三錢

賃

一金六円八十四錢九厘八毛

一金八円七十四錢五厘

一金二円二十五錢

一金十七錢六厘五毛

一金二円六十二錢五厘

他諸入費

金四百五十四円九錢六厘二毛

〔中畑小学校「郷土誌」抜粹〕

五三三〔明治三〇年中畑小学校雜件録〕

修繕

一明治二十七年一月休業ニ際シ校舎ノ屋根替ヲナセリ 此屋根替

中未タ修了セザルニ当リ大雪ニ逢ヒ各教室ノ天井之レガ為ニ陥

落ノ不幸ヲ見ルニ至リ止ムナク知事ノ許可ヲ得休業後尚ホ一週

間ノ休業ヲ為シ以テ修繕ヲ了セリ 此屋根替費 天井修繕費

一明治二十七年一月二十日校舎周囲ノ柵ヲ改築シ本日其竣功ヲ告

グ次テ揭示場ヲ新築セリ 此費 金一円六十銭

一明治三十年九月中生徒机及腰掛ノ數十組ノ破損ヲ修理セリ

一明治三十年十月中本校生徒飲用水ハ從來杓瓶一本ニシテ之レカ

飲用並ニ使用水トモ供給セシガ其不便実ニ夥カラズ殊ニ雨水ノ

侵入ノ免レザルヲ以テ衛生上其害ナキ能ハズ故ニ此月中ニ於テ

屋根ヲ覆ヒポンプ流等ヲ仕附タリ費ヲ要スル十五円ナリキ

一明治三十年十一月玄関前ヒサシ屋根瓦葺ナリシガ大ニ破朽シ雨

濡甚シキヲ以テ板屋根トナセリ此費金三円

一明治三十五年九月二十八日前代未聞ノ暴風雨ノ為メ校舎其他破

損セシヲ以テ修繕ヲ加フ 一屋直シ計五円七十九銭一厘 二昇

降口屋根ハ十二円一銭 三雪隠ハ二円八十六銭二厘 四外柵ハ

一円七十一銭 五校舎屋根二円四十九銭五厘 六縁直シ其壁天

井等ハ四円四銭 合計二十八円九十銭八厘ヲ要セリ

講習会

明治三十年八月一日ヨリ二十日マテ二十一日間本郡教育部会ノ

事業トシテ西白河郡白河町小学校ニ於テ講習会開会セラレシヲ

以テ本校ヨリ佐川校長角田青木ノ二准訓導円谷授業雇入会教授

ヲ受ケ又而シテ佐川校長ヲ除クノ外三氏ヘハ補助トシテ金二円

(ママ)ツヅヲ給セリ

幻灯会

明治二十五年七月十四日此夜教育幻灯会本村澄江寺ニ於テ開会

セリ説明者ハ本県耶麻郡塩川村長沢則彦ナリキ然レトモ来観者
少シトアリキ

巡回説話

明治三十年十月中佐川校長学務委員富永寅十氏ヲ從ヒ或ハ昼間

ニ或ハ夜間ニ或ハ遊日等ニ学区内保護者ヲ各大字毎ニ集メ普通

教育精神家庭ト学校トノ連絡ノ必要及女子教育ノ必要等ヲ説キ

且ツ同時ニ保護者ニ対スル希望書ヲ配布セリ此等保護者ヲシ

テ教育ニ対シ尠カラザル注意ヲ惹起セシメシモノノ如クナリシ

トラホーム

明治三十年九月十八日全生徒百二十六人ニ対シ臨時体格検査ヲ

施行セシニトラホーム患者九名ヲ発見セリ然レトモ何レモ輕症

ナリキ依テ校長ヨリ保護者ニ対シ予防方並ニ治療法等ニツキ詳

細ナル注意書ヲ送り以テ其治療ハ各保護者ニ托セシモ敢テ一人

モ出校停止ハ命ゼザリシ

設備

明治四十三年四月一日本校舎狹隘ニ付中畑村大字中畑字根宿来

光院ヲ仮教室トナシ三、四学年ノ二學級ヲ置キ本校ニ一、二、

五、六学年ノ四學級ヲ置ク

明治四十四年四月一日字根宿来光院ノ仮教室ニ四、五学年ノ二

學級ヲ置キ本校ニ一、二、三、六學ノ四學級ヲ置ク

[明30 中畑尋常小学校「沿革誌」抜粋]

五三四〔大正一五年中畑小学校努力事項〕

一 訓練ニ関スル方面

- 一 自治の訓練徹底ヲ期スルコト
- 一 学級役員会ト其ノ指導
- 二 学級自治会ト其ノ指導
- 二 訓練の作業ノ実施ト公民の精神ノ涵養
- 一 校舎内外ノ清潔整頓

二 学校道路及外柵土手ノ修理

三 神社仏閣ノ掃除

四 家庭作業ノ奨励

五 団体の訓練ノ重視

三 詔書御趣旨ノ徹底

一 本校実行要目ノ徹底

二 教授ニ関スル方面

一 学習態度ノ向上ヲ計ル 特ニ能率向上ニ努ム

一 特設学習時間ノ設置

二 学習法ノ研究ト其ノ指導

三 学用品ノ調査研究

二 実力養成ニ努ムルコト(算術 国語科平均点ノ必達標準七点)

一 学科担任ノ加味

二 文庫ノ設備ト充実及其ノ利用

三 課外読書ノ奨励

四 劣児ノ救済ニ努ムルコト

五 成績考査ノ度数ヲ多クシ並ニ測定標準ヲ定ムルコト

六 帳簿ノ整理ヲ怠ラザルコト

三 公民教材ノ取扱ニ留意

一 村勢ノ調査ト理解

二 教科書中公民教材ノ調査研究

三 公民の時事問題ノ研究

〔明30 中畑尋常小学校「沿革誌」抜粋〕

五三五〔昭和一三年中畑小学校増築ノ件〕

議案二四号

中畑小学校増築ノ件

一 校舎木造平屋建木羽葺 一棟

一 梁間 五間

一 桁行 五間 此坪数二十五坪

但シ別紙設計書仕様書及設計図ノ通り

此増築費予算金一千八百九十円〇七銭

右増築スルモノトス

理由

本村小学校ハ大正十年校舍ノ増築ヲセルモ逐年児童ノ増加ニ伴ヘ從來ノ校舍ニテハ自然教室ノ不足ヲ告グル状態ニ至レリ加フルニ昭和十一年度ニ於テ県営開墾移住者ニ多数ニ就学児童アリテ之等児童ヲ收容スルニハ増築スルニアラザレバ收容不可能ニ付依テ増築スルニ外ナク茲ニ本案ヲ提出スル所以ナリ

昭和十三年六月十五日提出 同日議決

中畑村長 蛭 田 三之丞

〔町有 明13・6「中畑村会議録」抜粋〕

五三六「矢吹小学校沿革」

矢吹小学校沿革

万延元年始メテ村父兄等子弟ニ算筆ヲ習ハシメントシテ当村大福寺住僧ヲ請フテ読書習字ノ教授ヲ受ケシム之ヲ本村寺小屋ノ蓋脇トス其後同住職僧侶花房実賢ニ至リ頗ル就学児童ノ数ヲ増シ男生凡四十八人女生凡十二人トナレリ而テ習字年限ハ大略十才以上十五才以下ニシテ習字及ビ読書用ノ如キハいろは名頭村尽用文章実古語経古状摘庭訓往来四書等ニシテ往僧ニ別ニ俸給ヲ給セズ年ニ春秋二季白米五升ツツ其他物品ヲ以テ謝礼トセリ是抑々矢吹小学校ノ起源ナリ

明治六年磐前県第五大区一小区（石川郡小高村二区会所在リ）学区取締石川頼堅当村長大野甚三郎中畑新田村長小針鎮平氏等 明

治五年八月教育ニ関スル学制ノ趣旨ヲ体シ当村大福寺境内之寺小屋筆子等ノ寄付建設ニ係ル家屋ヲ以テ仮校舍ニ充テ新ニ岩前県土族茅根公儀氏ヲ教師ニ聘シ在来大福寺住職僧侶花房実賢ノ筆子ヲシテ生徒トナラシメ花房実賢ヲ習字担任教師トシテ授業ヲ始ム即チ矢吹小学校ト称シ是レヨリ明治二十年三月迄ヲ矢吹小学校ト称ス

明治七年八月十七日区内笠石村ニ分校ヲ置キ同村宝泉寺ヲ以テ校舍ニ充テ矢吹小学校笠石分校ト称セリ（分校ノ廃止ハ不詳蓋シ学区分離ノ際ナラン）

明治十年七月大和久村ニ分校ヲ置キ矢吹小学校大和久分校ト称セリ

明治十一年九月大和久分校ヲ廃止本校ニ合ス

明治十二年大和久村ニ分校ヲ置キ矢吹小学校大和久分校ト称セリ

明治十九年六月大和久分校廃サレ本校ヘ合ス

明治二十年四月一日改正教育令実施ニヨリ矢吹尋常小学校ト称ス

明治二十五年十月一日新教育令実施ニ付更ニ矢吹尋常小学校ト称ス

明治三十四年四月一日高等科ヲ併置シ矢吹尋常小学校ト称ス 同

時ニ現校舍ヲ新築ス

明治三十八年二月十日矢吹尋常小学校内ニ矢吹町立農業補習学校ヲモ併置ス

明治四十一年四月一日当小学校内ニ農園設置ス反別九畝

〔明31・矢吹小「沿革誌」抜粋〕

五三七〔矢吹小学校の名称と位置の変更〕

学校創立年月日

明治六年六月 日

学校ノ名称及位置ノ変更

明治六年六月 日 矢吹小学校 矢吹村大福寺境内

同八年十一月十五日 同 同 大福寺門前字西側四十番地

同二十年四月 日 矢吹尋常小学校 同

同三十四年四月一日 矢吹尋常小学校 矢吹町大字矢吹字大林百〇六番地

昭和十六年四月一日 矢吹町国民学校 同

同二十二年四月一日 矢吹町立矢吹小学校 同

〔明42矢吹小「沿革誌」抜粋〕

五三八〔矢吹小学校校舎の沿革〕

校舎ノ沿革

明治六年（月日不詳）当村大福寺境内寺小屋筆子ノ寄付建築ニ関スル家屋ヲ以テ仮校舎トナセシガ明治七年十月学区取締石川頼堅当村長小貫隼人村民ヲ誘導シ当村大福寺門前敷地字西側反別五畝二六歩ヲ校舎敷地トナシ新築工事ヲ起シ明治八年十一月十五日落

成ス建築坪数四十九坪其費用（不詳）

明治十三年校舎狹隘ヲ告クルニ及ビ長サ七間幅四間ノ総二階ノ校舎ヲ増築セリ其ノ費用

明治十九年校舎大破ニ付修繕ヲ加ヘ同時に校前校横ニ柵ヲ廻築ス修繕費用凡六十円（但シ村税ト寄付ナリ）

明治三十年八月校舎大破ニ付修繕ヲ加フ（総二階建タケ）（平屋校舎モ大破中ノ大破ナレドモ更ニ改築ノ目的アルニヨリ除ク）其費用凡六十円ヲ要セリ（但シ村税ナリ）

明治三十四年四月十日矢吹町大字矢吹西側ナル南端ノ地一千三百三十四坪ヲ校舎敷地（二千坪ヲ遊歩場）トシテ新築落成シ（一字形百九十四坪七五教室数七）同年同月同日従来ノ校舎ヨリ引移ル旧校舎ノ一部ヲ以テ矢吹町役場トナセリ

明治三十九年四月一日日本校舎ノ南西部ニ五間二十一間ノ校舎一棟ヲ増築シコレヲ第七第八教室トス

〔明31矢吹小「沿革誌」抜粋〕

五三九〔矢吹小学校学区の沿革〕

矢吹小学校学区々域沿革

明治六 学区々域ヲ矢吹村中畑新田村大和久村及岩瀬郡柿ノ内村久来石村笠石村ノ六ヶ村トス

明治十一年郡区改正ニヨリ明治十二年四月矢吹村戸長役場ヲ置ク

ニ及ンテ矢吹村中畑新田村大和久村ノ三ヶ村ヲ以テ学区々域トナス

明治十六年二月二十六日矢吹村外十四ヶ村戸長役場ヲ矢吹村ニ置クニ当リ十五ヶ村ヲ以テ第七番学区トナシ十ヶ校數ヲ置キ同一經濟ヲ以テ初等中等高等科ノ小学校トナシ他ハ初等中等校ナリ而シテ中等科小学ヲ卒業シタルモノハ便宜当校へ通學スルコトトナレリ

明治二十二年三月二十五日町村制度實施ニ付矢吹村中畑新田村及大和久村ノ三ヶ村ヲ合シ矢吹村ト稱スルニ及ンデ矢吹村一円ヲ以テ学区々域トナセリ其ヨリ明治三十一年三月此ノ沿革誌編纂迄變更ナシ

明治二十八年四月一日改正教育令實施ニ付矢吹村中畑新田村及大和久村ノ三ヶ村ヲ以テ学区々域トナセリ

明治三十五年十二月二十六日矢吹村（字矢吹、新田、大和久）ヲ矢吹町ト改メ矢吹町一円ヲ以テ学区々域トナセリ

〔明治31矢吹小「沿革誌」抜粋〕

五四〇〔矢吹小学校卒業受験生徒の記録〕

受験生徒ニ関スル件

明治八年十二月十四日定期試験ヲ施行ス卒業人員左ノ如シ

下等八級二十八人 内男 十八人
内女 十人

下等七級 十五人 内男 十人
内女 五人
下等六級 十一人 内男 九人
内女 二人
下等四級 四人 内男 四人
内女 ナシ
合計 五十八人 内男 四十一人
内女 十七人

明治九年三月定期試験ヲ施行ス卒業人員左ノ如シ

下等八級 三十一人 内男 二十五人
内女 六人
下等六級 五人 内男 四人
内女 一人
下等五級 十二人 内男 十人
内女 二人
下等三級 三人 内男 三人
内女 ナシ
合計 五十一人 内男 三十九人
内女 十二人

明治九年七月四臨時施行ス卒業人員左ノ如シ

下等四級 十一人 内男 九人
内女 二人

明治九年九月二十六日定期試験ヲ施行ス卒業人員左ノ如シ

下等八級 十七人 内男 十三人
内女 四人
下等七級 二十二 内男 十六人
内女 六人
下等五級 五人 内男 四人
内女 一人
下等三級 三人 内男 三人
内女 ナシ
合計 四十七人 内男 三十三人
内女 十四人

明治十年一月十三日定期試験ヲ施行ス卒業人員左ノ如シ

下等八級 十五人 内男 八人 内女 七人

下等七級 二十一人 内男 十七人 内女 四人

下等六級 十五人 内男 十三人 内女 二人

下等四級 五人 内男 四人 内女 一人

下等 九人 内男 七人 内女 二人

下等小学全科卒業生三人男即チ阿部乙三郎十四年五月
十六年 宗形光慶十七年三月
合計 六十八人 内男四十八人 内女二十人

明治十年五月六日定期試験ヲ施行ス卒業人員左ノ如シ

下等八級 十七人 内男 七人 内女 十人

下等七級 十二人 内男 六人 内女 六人

下等六級 二十九人 内男 二十人 内女 九人

下等五級 十一人 内男 九人 内女 二人

下等三級 七人 内男 四人 内女 三人

下等二級 六人 内男 四人 内女 二人

合計 八十二人 内男五十四人 内女二十八人

明治十年九月七日定期試験ヲ施行ス卒業人員左ノ如シ

下等八級 十一人 内男 九人 内女 二人

下等七級 十五人 内男 十二人 内女 三人

下等六級 十二人 内男 六人 内女 六人

下等五級 二十一人 内男 十三人 内女 八人

下等三級 十三人 内男 十人 内女 三人

下等小学全科卒業生三人男即チ鈴木藤作十四年八月
岡本直次郎十三年
明治十二年四月十九日大試験ヲ施行ス卒業人員左ノ如シ

下等八級 十六人 内男 十三人 内女 三人

下等七級 十四人 内男 十二人 内女 二人

下等六級 十一人 内男 九人 内女 二人

下等五級 十三人 内男 九人 内女 四人

下等四級 二十人 内男 十三人 内女 七人

下等二級 十三人 内男 十一人 内女 二人

合計 八十七人 内男六十二人 内女二十五人

明治十二年十一月二十一日大試験ヲ施行ス卒業人員左ノ如シ

下等八級 十三人 内男 九人 内女 四人

下等七級 九人 内男 五人 内女 四人

下等六級 十一人 内男 十人 内女 一人

下等五級 九人 内男 七人 内女 二人

第5編 近代 3教育・文化

下等四級	八人	内男	四人	内女	四人
下等三級	十七人	内男	十一人	内女	六人
下等小学校全科卒業生	十人	内男	八人	内女	二人
合計	七十八人	内男	五十五人	内女	二十三人

明治十七年十一月十日大試験ヲ施行ス卒業人員左ノ如シ

初等六級	十一人	内男	六人	内女	五人
初等五級	十一人	内男	七人	内女	四人
初等四級	九人	内男	七人	内女	二人
初等三級	十二人	内男	六人	内女	六人
初等二級	八人	内男	五人	内女	三人
初等全科卒業	八人	内男	七人	内女	一人
小計	五十八人	内男	三十二人	内女	二十六人
中等六級	六人	内男	五人	内女	一人
中等三級	四人	内男	二人	内女	二人
中等全科卒業	一人	内男	一人	内女	一人
合計	六十九人	内男	四十四人	内女	二十五人

明治十八年六月十六日大試験ヲ施行ス卒業人員左ノ如シ

初等六級	四人	内男	二人	内女	二人
------	----	----	----	----	----

初等五級	九人	内男	四人	内女	五人
初等四級	十人	内男	七人	内女	三人
初等三級	七人	内男	六人	内女	一人
初等二級	十人	内男	五人	内女	五人
初等全科卒業	五人	内男	三人	内女	二人
小計	四十五人	内男	二十六人	内女	十九人
中等六級	十人	内男	九人	内女	一人
中等五級	三人	内男	三人	内女	一人
中等二級	二人	内男	一人	内女	一人
中等全科卒業	一人	内男	一人	内女	一人
高等四級	一人	内男	一人	内女	一人
小計	十七人	内男	十五人	内女	二人
合計	六十二人	内男	四十二人	内女	二十人

(略)

明治二十年三月二十六日大試験ヲ施行シ并ニ尋常科へ編入試験ヲ施行ス即チ編入人員左ノ如シ

尋常二年	二十二	内男	十六	内女	六
尋常三年	二十四	内男	十八	内女	六
尋常四年	十一	内男	十	内女	一
温習科	十七	内男	十一	内女	六
合計	七十四	内男	五十三	内女	二十一人

明治二十一年三月二日二十年度学年末大試験ヲ施行ス受験生徒左ノ如シ

受験生総数九十五人 内男七十一人及第男六十八人落第男三人
女二十四人及第女二十四人落第女ナシ

〔明31 矢吹小「沿革誌」抜粋〕

五四一〔明治二〇年度矢吹小学校授業料納入帳〕

〔表紙〕

「明治二十年度

房 佐久間 授業料通帳

矢吹村外十四ヶ村戸長役場

五月五日	一金八錢	四月分
五月五日	一金八錢	五月分
六月二日	一金八錢	六月分
七月九日	一金八錢	七月分
十月八日	一金八錢	九月分
十月八日	一金八錢	十月分
十一月十二日	一金八錢	十一月分

十二月五日
一金八錢

十二月分

〔新町 佐久間二「家文書」〕

五四二〔明治三四年矢吹小学校生徒授業料徴収規定改正〕

第三号 矢吹尋常小学校生徒授業料徴収規定改正

矢吹尋常小学校生徒授業料徴収規則

第一条 矢吹尋常小学校生徒ノ保護者ハ左ノ區別ニ從ヒ授業料ヲ納ムル義務アルモノトス

尋常科一ヶ月 一人ニ付金六錢

高等科一ヶ月 一人ニ付金二十二錢

但学区外ノモノハ一人ニ付金三十錢トス

裁縫専修科一ヶ月一人ニ付金二十錢

但学区外ノモノハ一人ニ付金二十五錢トス

第二条 学区内ノモノニ限り一家二人以上ノ児童ヲ入学セシメタルトキハ一人ハ全額其ノ他ハ半額トス

但裁縫専修科ハ此ノ限ニアラス

第三条 授業料徴収期限ハ毎月一日ヨリ五日迄トス

第四条 保護者ノ望ニ依リ數月分ヲ前納セシムルコトヲ得

前納者ノ児童退校若クハ転校セシトキハ既納ノ授業料ハ其翌月分ヨリ返付スベシ

第五条 学校ニ於テ休業セシムルコト全月ニ渉ルトキハ其月

分ノ授業料ハ之レヲ徴収セズ児童疾病其他不得止事故

アリ 届出ノ上休業スルコト全月ニ渉ルトキハ其月分

ノ授業料ハ之ニテ徴収セズ

第六條 保護者ヘ予テ授業料領収書ヲ交付シ置キ授業料徴収

セシ時ハ授業料台帳ニ記入割印ノ後其領収書ヲ返付ス

ベシ

附 則

第七條 本規則ハ明治三十四年四月一日ヨリ実施ス

参 照

矢吹村尋常小学校生徒授業料徴収規定

第一條 矢吹小学校生徒ノ父母後見人ヨリ毎月各学年ニ応ジ

授業料ヲ徴収スルモノトス

尋常科第一二学年 金六銭

同 第三四学年 金八銭

尋常補習第一二三学年 金十銭

裁縫専修科 金十銭

第二條 一家二人以上児童ヲ入学セシメタルトキハ其一人ノ

外ハ指定額ノ半額ヲ減ス

但補習科裁縫専修科ハ此限リニアラズ

第三條 授業料徴収期限ハ毎月一日ヨリ五日迄トス

第四條 父母後見人ノ望ミニ依リ数月若クハ一学年分ヲ前納

セシムルヲ得ル前納者ノ児童ノ退学セシ時ハ其翌月分

ヨリ返納スルモノトス

第五條 成規休業若クハ臨時休業又ハ各自ノ事故ニテ休業ス

ルモ授業料ハ徴収スルモノトス

但裁縫専修科ニ限り各自ノ事故ニテ休業スル時ハ其

翌月分ヨリ徴収セズ

第六條 父母後見人ヘ予メ授業料領収書ヲ渡シ置キ授業料徴

収セシトキハ授業料台帳ヘ記入割印シテ返付スルモノ

トス

附 則

第七條 本規定ハ明治二十六年六月ヨリ実施ス

〔町有 明34・3「矢吹村会議録」抜粋〕

五四三〔明治四〇年矢吹小学校授業料徴収規則改正ノ件〕

第二号

一 小学校生徒授業料徴収規則中改正ノ件

明治三十四年三月二十七日決議本規則中左ノ通り改正セントス

第一條 矢吹尋常尋常小学校生徒ノ保護者ヨリ左ノ區別ニ従ヒ授

業料ヲ徴収ス

高等科一ヶ月一人ニ付金二十五銭

但シ学区外ノモノハ一人ニ付金四十銭トス

裁縫科一ヶ月一人ニ付金二十銭

但シ学区外ノモノハ一人ニ付金二十五銭トス

附則（追加）

第七條 本規則ハ明治四十年六月分ヨリ之ヲ施行ス

〔国有 明40・4「矢吹町会議録」抜粋〕

五四四〔明治四一年矢吹小学校生徒授業料徴収規則改正〕

第三号議案

一 小学校生徒授業料徴収規則中改正ノ件

第一條 矢吹尋常高等尋常小学校生徒ノ保護者ヨリ左ノ區別ニ從ヒ授業料ヲ徴収ス

業料ヲ徴収ス

尋常科五学年及六学年一ヶ月一人ニ付金二十五銭

但シ学区外ノモノハ一人ニ付金四十銭トス

高等科一ヶ月一人ニ付金二十五銭

但シ学区外ノモノハ一人ニ付金四十銭トス

裁縫科一ヶ月一人ニ付金二十銭

但シ学区外ノモノハ一人ニ付金二十五銭トス

附則

第七條 本規則ハ明治四十一年度ヨリ之ヲ施行ス

第四号議案

一 他学区生徒依託料徴収規程設定ノ件

他学生生徒依託料徴収規程

第一條 矢吹尋常高等尋常小学校尋常科五六兩学年及高等科他学区ヨリ在学又ハ入学スル生徒ノ保護者ハ毎年一人ニ付金二

円ツ、委託料トシテ当町ニ納ムル義務アルモノトス

第二條 委託料ハ一家二人以上入学又ハ在学スルト雖モ減額

セズ

第三條 委託料ハ每学年ノ初メ又ハ入学ノ際一時ニ納付スル

モノトス

第四條 委託料ハ生徒退校転校其他如何ナル事故ニ依リ退校

スルモ返付セズ

附則

第五條 本規程ハ明治四十一年度ヨリ施行ス

〔町有 明41・3「矢吹町会議録」抜粋〕

五四五〔明治四三年矢吹小学校生徒授業料徴収規則改正〕

第三号議案

一 小学校生徒授業料徴収規則中改正ノ件

小学校生徒授業料徴収規則中左ノ通改正セントス

第一条中尋常科生徒授業料ヲ削除ス

同条中高等科一ヶ月一人ニ付金二十五銭トアルヲ三十銭ニ

但学区外ノモノハ一人ニ付金四十銭トアルヲ金四十五銭ニ改

ム

附 則

第七條 本規則ハ明治四十三年度ヨリ之レヲ施行ス

〔町有 明43・3「矢吹村会議録」抜粋〕

但買上代金ハ寄付金之内ヨリ支出スルモノトス

本村大字矢吹字大林百六番イ号

一畑反別一反一畝一步

同所百七番

一畑反別一反一畝十二步

同所百六番

一山林反別一反七畝十四步

右三筆買上代金八十二円七十銭

〔町有 明34・8「矢吹村会議録」抜粋〕

五四六〔明治三二年矢吹村小学校地買入ノ件〕

爾後承諾ヲ求ムル件

小学校地買入ノ件

矢吹村大字矢吹字西側二番八ノ一

所有者 杉 山 嘉 吉

一郡村宅地反別二十七步

右本村立小学校地トシテ明治三十二年六月十五日買入レノ上充用

セリ

但買上ケ代金五十七円

三十二年度ニ於テ支払済

〔町有 明32「矢吹村会議録」抜粋〕

五四八〔明治三六年矢吹小学校敷地取広メノ件〕

第四号

一小学校敷地取広メノ件

当町立小学校現敷地狹隘ヲ感ズルニ付左記ノ地所敷地ニ充用取

広メントス

右取広ニ関シテハ本県知事ニ許可稟請ス

大字矢吹字大林百六番ノ一

一山林反別一反四畝十六步

矢吹町所有

同字同番ノ二

一畑反別二畝二十八步

同

同字同番イ

第二号

五四七〔明治三十四年矢吹村小学校地買上ケノ件〕

一小学校地買上ケノ件

本村立小学校地トシテ本村仲西勇吉ヨリ左ノ通り買上ノ事

一畑反別一反一畝一步

同

同字百七番

一畑反別一反一畝十二步

同

以上運動場ニ充用

大字同字同八十四番ノニ

一畑反別三畝步

仲西勇吉所有

大字同字西側二番ハノ一

一郡村宅地反別二十七步

矢吹町所有

以上校舍通路ニ充用

前記取広メ地ノ内仲西勇吉所有ニ係ル分ハ当町所有地ト受換ス
則チ第三号議案トシテ提出アリ

右原案ニ可決ス

〔町有 明36・10「矢吹町會議録」抜粋〕

五四九〔明治四〇年矢吹小学校敷地買入ノ件〕

第七号

一小学校敷地買入ノ件

矢吹町大字矢吹字大林百六番ノイ 矢吹町大字矢吹

一山林反別二反七畝二十六步 但主産物共 菊 地 長 雄所有

此買上代金四十円也

〔町有明 40・12「矢吹町會議録」抜粋〕

五五〇〔明治四四年矢吹小学校増築ノ件〕

第一号議案

一小学校増築ノ件

当町立矢吹^{尋常}高等小学校狹隘ヲ告クルニ至リタルヲ以テ明治四十四年度ニ於テ増築ヲ為サントス

但工費約二千元トシテ其設計並ニ記上ニ関スル事項一切ヲ理事者委スルモノトス

〔町有 明44・3「矢吹町會議録」抜粋〕

五五一〔明治四四年矢吹町教育資金借入ノ件〕

第二号議案

一教育資金借入ノ件

小学校増築ノ資ニ充ツル為メ教育資金貸付ノ申請ヲ為スモノトス

其要項

(一) 借入金額金

(二) 利率年五分

(三) 償還期限八ヶ年以内

(四) 償還財源其年償還額ハ町税ヨリ支出ス

但借入金額及償還期限ヲ變更並ニ償還年次表等ハ理事者ニ委スルモノトス

〔町有 明44・3「矢吹町會議事録」抜粋〕

第5編 近代 3教育・文化

五五二〔明治二十四年矢吹小学校図書目録〕

書籍目録

博物図教授法

一部 一冊

修身論

一部 三冊

作文階梯 一部 三冊

日本政記

一部 十冊

日本地誌略附図

一部 三冊

小学口授文

一部 二冊

日本地誌略 同小笠原島

十八史略評註

一部 七冊

小学作文方法

一部 五冊

民間經濟録

一部 一冊

筆算教授書 一部 五冊

唐宋八大家文

一部 十六冊

和算新書

一部 二冊

日本地誌要略字解

一部 一冊

筆算教授書 一部 四冊

文書軌範訳解

一部 五冊

日本暗射会附

一部 一冊

物理階梯

一部 三冊

国史集案 一部 六冊

正皇朝史略

一部 十冊

万国地誌略

二部 六冊

数学教授書

一部 七冊

漢史一斑 二部 八冊

日本外史

一部 十一冊

日本地誌略評註

一部 一冊

日本地誌略字引

一部 一冊

修身小学 二部 六冊

養生新編

一部 四冊

福島県地誌略

一部 二冊

開化小学算法

一部 一冊

修身訓範 二部 六冊

西国童子鑑

一部 二冊

博物教授書

一部 五冊

修身口授

一部 一冊

小学修身訓 二部 四冊

子供育草

一部 二冊

日本略史字引

一部 一冊

日本地誌略物産弁

一部 三冊

物理学 一部 一冊

改正小学教授方法

一部 十冊

家政要旨

一部 二冊

農学路志留編

二部 二冊

万国綱鑑録和解 一部 四冊

小学算術書

一部 六冊

兵要地理小誌

一部 三冊

筆算摘要

二部 八冊

明治小学塵功記 四部 八冊

十八史略

一部 六冊

初学須知

一部 十五冊

物理小学

一部 三冊

小学女礼式 二部 二冊

統十八史略

一部 五冊

日本略史

一部 二冊

日本国史略

一部 五冊

小学作法書 二部 六冊

箋注蒙求

一部 三冊

日本地誌要略

一部 五冊

小学作文受題

一部 一冊

和漢修身訓 五冊

小学句統

一部 四冊

日本略史

一部 二冊

修身望訓

二部 十四冊

女四書 一部 二冊

国史筆要

一部 六冊

万国史略

一部 二冊

女子修身訓

二部 四冊

小学文編 一部 三冊

詞のたつき

一部 二冊

日本暗射指南譜

一部 一折

小学入門

一部 一冊

日本蒙求 二部 三冊

養生浅説

一部 二冊

地理初步

二部 二冊

幾何用法

一部 二冊

作文全書 二部 十九冊

童蒙をしい草

一部 五冊

地理提要

一部 卷一冊

勸懲雜話

一部 二冊

女子文例 一部 二冊

作文稽古本	二部 四冊	動物小誌	一部 一冊	小学修身鑑	一部 八冊	数理積義	一部 一冊
算術術教授書	一部 三冊	動物小学	一部 二冊	紀元節歌の解	一部 一冊	尋常小学習字帳	一部 五冊
小学作文大全	二部 六冊	地理学初歩	一部 四冊	小学読本 五ノ巻	一部 一冊	小学修身書 一二四五六	一部 五冊
物理日記	一部 一冊	野画法	一部 二冊	小学習字本	十五冊		一部 六冊
初学綱要	二部 十四冊	新撰立礼式	一部 二冊	小学習字帳 一二三四七八一	一部 七冊	幼稚園唱歌集	一部 一冊
和漢孝義錄	一部 四冊	小学商業書	一部 一冊	輿地誌略 卷ノ一	一部 一冊	小学読本中等科 二三四五	一部 四冊
小学本註	一部 二冊	経済要旨	一部 二冊	錦絵修身談	一部 六冊	温習読本	一部 一冊
小学中等科読本	一部 二冊	物理初歩	一部 三冊	小学唱歌集	一部 三冊	尋常小学教師用修身書	一部 一冊
明修近古史談	一部 三冊	地理小学	一部 二冊	小学普通画学本	一部 十二冊		一部 八冊
三体千字文	一部 三冊	新撰体操書	一部 一冊	小学作文指南	一部 六冊	尋常小学作文	一部 七冊
女子作文稽古本	二部 四冊	農業初歩	一部 五冊	読書入門	二部 二冊	心算教授書	一部 全一冊
消息文範	一部 二冊	金石小誌	一部 一冊	小学修身談	一部 四冊	高等小学作文	一部 八冊
初等科小学読本	二部 五冊	植物小誌	一部 一冊	小学修身書	一部 六冊	高等小学読本 五六	二冊
小学球算入門	二三卷一式共	植物小学	一部 二冊	日本歴史問答	二部 四冊		
誠事新論	一部 四冊	小学日本略史	一部 三冊				
手工新書	一部 一冊	和文読本	一部 四冊				
小学化学書	一部 一冊	如氏教育学	一部 二冊				
人身究理書	一部 三冊	小学普通体操書	一部 二冊				
改正教授術	一部 二冊	体操読方書	一部 十冊				
産業編	一部 五冊	戸外遊戯法	一部 一冊				
	一部 二冊	珠算指南	一部 五冊				

〔町有 明25「矢吹村会議録」より
明24・財産明細書矢吹尋常小学校の部〕

五五三〔大正二年矢吹小学校子守教育実施その他〕

毎年度教育上施設経営及其成績（抜粋）

大正二年度

四月 一坪農業ヲ実施ス

五月 家庭通告書様式ヲ改正ス

同 劣等生ノ取扱法ヲ設ケテ実施ス

同 職員ノ規約貯金ヲ実行ス

同 子守児童教育法ヲ設ケテ実施ス

七月 作法教授ヲ勵行ス

九月 講堂訓話ノ規程ヲ設ケテ実施ス

同 欠席児童督促勵行ス

十一月 児童成績展覽会ヲ開会ス

同 父兄懇話会ヲ開催ス

十二月 週番ヲ改メテ日直トナス

一月 性行調査及家庭訪問法ノ実施

同 小学校作法教授要項研究会ヲ開ク

〔矢吹小「沿革誌」抜粋〕

五五四「大正六年矢吹小学校通学団結成その他」

毎年度教育上施設経営及其成績（抜粋）

大正六年度

四月 一、児童通学団組織ス（同年度中ニ於テ未タ十分ナル効

果ヲ見ルヲ得ス 依テ七年度更ニ一段ノ努力ヲ加フル

コトトセリ）

二、研究教授ノ一法トシテ職員全体ニテ臨時某學級ヲ參觀スルコトトセリ

五月 一、実施セル通学団ニ対シ出席督勵ノ外德育上ノ方面ニ

モ効アラシムル方法ニツキテ実施ス（同年度年中相当

効果ヲ見タルモ尚一段ノ尽力ヲ要スモノト認メタリ）

七月 一、校長問題ヲ提出シテ各学年児童ノ学力ヲ調査ス（採

点ハ校長之ヲナシ其結果ヲ担任ニ注意シタリ 読方ニ

比シ算術ハ成績ノ劣レヲ見ル）

二、本校執務ノ方針ニツキ職員ニ指示ス

三、国語 読方教材研究方法ヲ定メ実施ス（同年十月完

成セリ）

四、合同体操ノ教程ヲ協定ス（尋二三四尋五以上 各一

団トス）

十月 一、体操教材研究 結了

二、読方教材研究結了シ各学年毎ニ記載ス

十一月 一、朝礼ニツキ改善スベキ事項研究ス（十ヶ条ヲ定メ実

施セリ）

二、教科研究分担ヲ定メ実施ス

三、訓練事項中特ニ努力ヲ要スルヲ執リ職員一致シテ之

ニ当ル

規律 清潔 整頓

同年度末マデニ見ルベキ效果ヲアゲタリ 翌年度モ

継続

十二月

一、校長ニ於テ第二学期末学力調査ヲ行フ（其成績一学期ニ比シ效果ナリ採点調査中発見シタル注意ノ諸点ハ各担任ニ通知セリ）

一月

一、教科研究発表法及実地批評教授ヲ行フコトヲ定ム
実地教授及発表ノ資料トシテ各担任ニ於テ左項ヲ調査ス

其教科ノ本校ニ於ケル教法ノ欠陥及救済法

二、各教室ノ整頓 清潔ノ検閲法定メテ実施ス

二月

一、通学団ニ対シ隔週月曜団員全部ヲ集メ該団担任教員ヨリ訓示ヲ与フルコトヲ定メテ実施ス（該団ノ目的ヲ徹底セシメンカ為ニ行フ）

三月

一、毎年陸軍記念日ニ於テ当町戦病没者ノ墓参ヲ行フコトヲ定メテ実施ス

以上

〔矢吹小「沿革誌」抜粋〕

五五五〔明治二五年矢吹村学務委員設置規程〕

矢吹村学務委員設置規程

第一条 学務委員ハ三名トシ本村公民ヨリ二名小学校教員ヨ

リ一名ヲ出スモノトス

第二条 学務委員任期ハ満四ケ年トス 但教員ヨリ加フル者

ハ此限ニアラス

第三条 学務委員任期満期ノ後ト雖後任者就任マテハ在職スルモノトス

第四条 学務委員中欠員アル時ハ三十日以内ニ欠員ヲ補ヒ補

欠員ハ其前任者ノ残任期間在勤スルモノトス

第五条 学務委員ハ職務取扱ニ要スル実費弁償之外報酬ヲ給ス其額ハ本村会ノ決議ニ拠ル

矢吹村学務委員実費弁償及報酬支給法

第一条 公民中ヨリ出ル学務委員ノ実費弁償額金四円報酬額

ハ金八円トス

第二条 学務委員実費弁償額及報酬ハ月割トナシ毎月二十二

日支給ス 但休日ノ時ハ繰上ルモノトス

第三条 学務委員辞任又ハ退職ノトキハ実費弁償及報酬ハ日

割ヲ以テ支給ス

学務委員設置規則ハ原案ノ如ク議決ス

同実費弁償及報酬支給法第一条実費弁償額十二円ヲ四円報酬額二十四円ヲ八円ト修正トシ其他ハ原案ノ如ク決ス

〔町有 明25・11「矢吹村会議録」抜粋〕

五五六〔三神村農業補習学校の沿革〕

補習学校ノ沿革

本校ハ明治三十五年一月文部省令第一号実業補習学校規定ニ基キ明治四十年一月十四日開設ス

時ノ村長酒井寅三郎氏三神第一尋常小学校長高塚四々郎氏並ニ第二尋常小学校長下宮永作氏ノ努力ニヨリ第一二尋常小学校ニ附設シテ同時ニ第一第二ノ農業補習学校ノ開設ヲ見ルニ至ル第一第二ノ農業補習学校ハ明治四十年四月二日三神第一第二尋常小学校ヲ合シテ高等科ヲ併置シ三神尋常高等小学校ト改称シ明治四十四年一月九日新築校舍落成移転スルニ及ビ同時ニ併合セラレ三神村立農業補習学校ト改称シ三神尋常高等小学校ニ附設ス
年々十二月ヨリ翌年三月ニ至ル夜間授業ヲ開始ス

〔三神小学校「郷土誌」抜粋〕

五五七〔三神村補習教育及青年訓練所沿革〕

補習教育及青年訓練所

沿革

一 実業補習教育（実業補習学校規定ニ依ル）

從來夜学会ト称シ本村第一第二小学校ニ青年ヲ集メテ教授セシガ明治四十一年一月十七日三神村立三神農業補習学校ヲ小学校ニ附設ス 大正三年五月十一日三神実業補習学校ト改称ス 大正六年一月三城目、須乗、明新ニ分校ヲ設ク而シテ四ヶ所ニテ授業セシガ大正十二年一月分校ヲ廃ス

大正十三年七月規則改正ニヨリ三神農業補習学校ト名称ヲ変更昭和四年四月規則改正ニ伴ヒ三神実業公民学校ト改称シ女子部ヲ新設シ通年制度トス

二 青年訓練所沿革並ニ現況

沿革

大正十五年四月二十日勅令第七十号ニ基キ青年心身ノ鍛鍊ト国民資質向上ヲ目的トシテ同日文部省令第十六号規程ニ依リ福島県西白河郡三神村立三神青年訓練所ヲ設立シ大正十五年六月十六日附福島県指令社第一〇二〇号ヲ以テ認可サレ本訓練所規則ニ遵ヒ入所期ヲ一月トシテ実施セシガ昭和三年十二月文部省令第十八号ニ依リ改正サレ爾來入所期ヲ四月トシ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ヲ以テ年度ヲ区画スルニ至ル

指令等

福島県指令社第一〇二〇号

西白河郡三神村

大正十五年六月十六日附甲第二四〇号

甲青年訓練所設置ノ件認可ス

大正十五年六月三十日

福島県知事 川 淵 治 馬

〔三神小「郷土誌」抜粋〕

五五八〔明治三十五年三神小学校補習科設置許可〕

福島県指令学甲第一一〇六号

西白河郡三神村役場

明治三十五年十一月三十日甲第百三十三号上申小学校補習科設置

ニ関スル件

右小学校令第十一条ニ依リ之ヲ許可ス

明治三十五年十二月二十八日

福島県知事 日 下 義 雄 印

〔町有「三神村県郡庁諸指令綴」抜粋〕

五五九〔明治三十六年三神小学校裁縫科ヲ加フル件許可〕

西白河郡三神村役場

明治三十六年三月六日上申甲第三十号三神尋常小学校裁縫科ヲ加

フル件

右小学校令第十一条ニ依リ之ヲ許可ス

明治三十六年三月二十四日

福島県知事 日 下 義 雄 印

〔町有「三神村県郡庁諸指令綴」抜粋〕

五六〇〔明治三十四年三神第二小学校補習科廃止ノ件認可〕

福島県指令三甲第三〇六号

西白河郡三神村役場

本年四月九日甲第三八号申請三神第一尋常小学校及三神第二尋常小学校補習科廃止ノ件認可ス

明治三十四年四月二十日

福島県知事 有 田 義 資 印

〔町有「三神村県郡庁諸指令綴」抜粋〕

五六一〔明治三十五年三神第一小学校補習科設置ノ件認可〕

福島県指令三甲第八五〇号

西白河郡三神村役場

本年四月三十日甲第五三三号稟請三神第一尋常小学校補習科設置ノ件認可ス

明治三十五年十一月十四日

福島県知事 有 田 義 資 印

〔町有「三神村県郡庁諸指令綴」抜粋〕

五六二〔明治三十七年三神村補習科設置ノ件認可〕

福島県指令三甲第五七八号

西白河郡三神村

明治三十七年五月九日甲第五九号申請補習科設置ノ件認可ス

明治三十七年五月三十日

福島県知事 有 田 義 資 郎

〔町有「三神村^郡県庁諸指令綴」抜粋〕

五六三〔明治三十九年三神村農業補習学校設置ノ件認可〕

福島県指令二第七二九二号

西白河郡三神村

本年十二月八日甲第三一四号申請農業補習学校設置ノ件

認可ス 明治三十九年十二月十七日

福島県知事 平 岡 定太郎 閣

〔町有「三神村^郡県庁諸指令綴」抜粋〕

五六四〔明治四十一年三神村立農業補習学校改称の件認可〕

福島県指令学第二〇九号

西白河郡三神村

明治四十一年十二月二十三日甲第二六六号稟請三神村立三神第二農業補習学校ヲ廃止シ三神村立三神第一農業補習学校ヲ三神村立農

業補習学校ヲ廃止シ三神村立三神第一農業補習学校ヲ三神村立農

業補習学校ト改称ノ件認可ス

明治四十一年一月十七日

福島県知事 平 岡 定太郎 閣

〔町有「三神村^郡県庁諸指令綴」抜粋〕

五六五〔昭和四年三神村立実業補習学校名称変更並学則改正認可〕

福島県指令学

西白河郡三神村

昭和四年七月二十九日甲発学第三四号申請其ノ村立実業補習学校名称変更並学則改正ノ件認可ス

昭和四年八月二日

福島県知事 小 柳 牧 衛 閣

〔町有「三神村^郡県庁諸指令綴」抜粋〕

五六六〔昭和八年三神村立青年訓練所経費補助金交付〕

福島県達第五六号

西白河郡三神村

昭和八年度村立青年訓練所経費補助トシテ金四十六円八十八銭ヲ交付ス

昭和九年五月三日

福島県知事 畑 山 四男美団

〔町有「三神村」県庁諸指令綴〕抜粋〕

五六七〔昭和一〇年三神村青年学校名称改称と学則改正認可〕

福島県指令社教

西白河郡三神村

昭和十年六月二十六日付申請其ノ村青年学校校名改称並学則改正ノ件認可ス

昭和十年六月三十日

福島県知事 伊 藤 武 彦団

〔町有「三神村」県庁諸指令綴〕抜粋〕

五六八〔大正一五年矢吹町立矢吹青年訓練所設置〕

第二号議案

矢吹町立矢吹青年訓練所設置ノ件

大正十五年四月二十日勅令第七〇号青年訓練所令及同日文部省令
第一六号青年訓練所規程ニ依リ矢吹町立矢吹青年訓練所ヲ設置ス
ルモノトス

一 名称 福島県西白河郡矢吹町立矢吹青年訓練所

二 位置 福島県西白河郡矢吹町大字矢吹字大林百六番地

(矢吹尋常高等小学校内)

三 規則 別紙ノ通

四 青年訓練ヲ受クル者ノ概数 百二十名内外

五 開設年月日 大正十五年七月一日

六 経費及維持ノ方法 経費ハ約三百円内外毎年町税ヨリ支出ス

福島県西白河郡矢吹町立矢吹青年訓練所規則

第一章 目的名称及訓練期間

第一条 本訓練所ハ青年訓練所令ニ依リ青年ノ心身ヲ鍛練シ

テ国民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ以テ目的トス

第二条 本訓練所ハ福島県西白河郡矢吹町立矢吹青年訓練所
ト称ス

第二章 訓練項目 時数及訓練季節

第四条 訓練項目修身公民科教練普通学科職業科トス

第五条 訓練時数ハ四年ヲ通シテ修身及公民科百時 訓練四

百時 普通学科二百時 職業科百時トス

第六条 訓練項目ノ課程左ノ如シ

項目及科目	年次				
	第一	第二	第三	第四	
時数	要旨	時数	要旨	時数	要旨
修身及公民科	三五	三五	三五	三五	三五
道徳要旨	〇	〇	〇	〇	〇
国民経済	〇	〇	〇	〇	〇
自治要義	〇	〇	〇	〇	〇
憲法大意	〇	〇	〇	〇	〇
青年所教練	〇	〇	〇	〇	〇
講読	〇	〇	〇	〇	〇
作文	〇	〇	〇	〇	〇
習字	〇	〇	〇	〇	〇
比例歩合算	〇	〇	〇	〇	〇
珠算	〇	〇	〇	〇	〇
代數の計算	〇	〇	〇	〇	〇
幾何図	〇	〇	〇	〇	〇
日用簿記	〇	〇	〇	〇	〇
計日簿記	〇	〇	〇	〇	〇
国史及外国史ノ大要	〇	〇	〇	〇	〇
(近世史)	〇	〇	〇	〇	〇
外国地理ノ大要	〇	〇	〇	〇	〇
日本地理補修	〇	〇	〇	〇	〇
博物物理化学	〇	〇	〇	〇	〇
生理衛生ノ大要	〇	〇	〇	〇	〇
農業ノ大要	〇	〇	〇	〇	〇
商業ノ大要	〇	〇	〇	〇	〇

前項ノ訓練項目ハ教練ヲ除ク外適宜分合シテ之レヲ授クルコトアルベシ

第七條 現ニ在學スルモノ若クハ相當ノ學力アリト認メタル

者又ハ特別ノ事由アル者ニ對シテハ一部ノ訓練項目ヲ

課セザルコトアルベシ

第八條 訓練季節、訓練日及毎訓練日ノ訓練始終ノ時割凡ソ

左ノ如シ

一 訓練季節 訓練季節ハ毎年一月ニ始リ十二月ニ終

ルモノトス
二 訓練日 訓練日ヲ定ムルコト左表ノ如シ

月	項目	修身及公民科	教	普通学科	職業科
一月	〇	〇	〇	〇	〇
二月	〇	〇	〇	〇	〇
三月	〇	〇	〇	〇	〇
四月	〇	〇	〇	〇	〇
五月	〇	〇	〇	〇	〇
六月	〇	〇	〇	〇	〇

計	三月	二月	一月	九月	八月	七月
二日	三日	三日	〇	二日	二日	二日
四日	四日	四日	〇	四日	四日	四日
五日	二日	二日	〇	〇	〇	〇
三日	三日	三日	〇	〇	〇	〇

(注意) 修身及公民科、普通学科及職業科ハ一日一時間教練ハ一日二時間半トス

三 毎訓練日ノ訓練始終ノ時刻

1 修身及公民科、教練ノ訓練時ハ午後一時ニ始リ午後四時半ニ終ル

2 普通学科職業科ノ訓練時ハ午後七時ニ始マリ午後九時ニ終ル

第九條 本訓練所ノ毎年ノ訓練ハ一月ニ始リ十二月ニ終ル

第三章 入所 退所 修了及費用

第十條 本訓練所ノ入所期ハ毎年一月トス

但シ已ムヲ得ザル事情アリト認メタル者ハ中途之レヲ入所セシムルコトアルベシ

第十一條 本訓練所ニ入所スルコトヲ得ル者ハ前年十一月三十

日ニ於テ十六歳以上十七歳未満ノ者トス

但シ已ムヲ得ザル事情アリト認メタル者ハ十七歳以

上ニシテ入所セシムルコトアルベシ

第十二條 本訓練所ニ入所セントスルモノハ義務教育終了後ノ

學歷ヲ摘記シタル履歷書ヲ添ヘ願書ヲ本訓練所ニ差出スベシ

願書及履歷書ニハ氏名、生年月日、原籍、戸主トノ關係、現住所及學歷等ヲ明記スベシ

第十三條 本訓練所ニ入所シタル者ニハ所定ノ青年訓練手帳ヲ所持セシム

第十四條 他ノ青年訓練所転所シタル者ハ本訓練所ニ青年訓練手帳ヲ提示スベシ

第十五條 本訓練所ヲ退所セントスルトキハ其ノ事由ヲ述べ且

ツ青年訓練手帳ヲ提出シ出席時数及其他必要ナル事項ヲ記入証明ヲ受クベシ

第十六條 訓練ヲ受クル者ニシテ居住所身分ニ変更ヲ生シタルトキハ其都度届出ツベシ

第十七條 所定ノ課程ヲ終了シタル者ニハ左記様式ノ終了証ヲ授与ス

第 号

訓練了証 氏名

所印 右者本青年訓練所ノ課程ヲ修了シタルコトヲ証ス 生年月日

年 月 日 福島県西白河郡矢吹町立矢吹青年訓練所 名 氏 主事 氏 氏

第十八条 本訓練所主事ハ必要ニ応シ訓練ヲ受ケタル者ニ対シ

賞罰ヲ加フルコトアルベシ

第十九条 本訓練所ニ於テ訓練ヲ受クル者ヨリ費用ヲ徴収セズ

〔大15・6「矢吹町会議録」抜粋〕

五六九〔中畑実業公民学校の沿革と変遷〕

中畑実業公民学校ノ沿革

一明治四十一年十二月一日中畑農業補習学校ト称シ中畑尋常小学校内ニ設置ス

一大正六年四月一日中畑実業補習学校ト改称ス

一大正十二年五月一日中畑農業補習学校ト改ム

一昭和三年十二月一日女子部開設

一昭和四年十月十一日実業補習学校規定ニヨリ中畑実業公民学校ト改称ス

一昭和十年四月一日勅令第四十一号ヲ以テ実業公民学校ヲ青年学校ト改称セラレ昭和十年七月一日ヨリ新学則ニ依リ開校サル同時ニ従来ノ青年訓練所ヲ廃止ス

〔中畑小「郷土誌」抜粋〕

五七〇〔中畑村青年訓練所・青年学校沿革〕

青年訓練所 青年学校

沿革

一大正十五年七月一日勅令第七〇号青年訓練所令及訓令第二十九号青年訓練所施行細則ニ拠リ中畑実業補習学校ニ附設ス

一昭和四年十月十一日実業補習学校ヲ実業公民学校ト改称セリ依テ之ニ附設ス

一大正十五年十二月六日矢吹小学校ニ於テ教練査閲ヲ受ク（査閲官陸軍歩兵大佐堀越千秋殿）

一昭和三年十一月十八日矢吹小学校ニ於テ教練査閲ヲウク（査閲官陸軍歩兵少佐山根孝一殿）

一昭和五年十一月三十日矢吹小学校ニ付テ教練科査閲ヲウク（査閲官陸軍歩兵少佐名倉榮殿）

一昭和六年十一月二十三日中畑実業公民学校ニ於テ教練科査閲ヲウク（査閲官陸軍歩兵少佐中村貫一殿）

一昭和七年十一月二十日滑津小学校ニ於テ教練査閲ヲウク（査閲官陸軍歩兵少佐斎藤三郎殿）

一昭和八年十一月二十九日当校ニ於テ陸軍歩兵中佐藤井勇殿ノ教練科査閲ヲ受ク

一昭和九年十月 日滑津校ニ於テ陸軍歩兵少佐相楽憲治殿ノ教練科査閲ヲ受ク

一昭和十年十一月十八日矢吹校ニ於テ矢吹信夫両校ト共ニ陸軍歩兵少佐伊藤平八殿ノ査閲ヲ受ク

一昭和十一年十一月二十七日滑津校ニ於テ教練科受ク査閲官陸軍歩兵少佐前田享介殿

一昭和十二年十二月十五日本校ニ於テ滑津 滑津原 吉子川ノ各校ト共ニ教練科査閲ヲ受ク査閲官陸軍歩兵中佐藤井勇殿

一昭和十三年十二月二十一日青年学校教練科査閲ヲ受ク査閲官陸軍歩兵大尉本多乙彦殿

一昭和十四年十二月一日青年学校教練科査閲本校々庭ニ施行査閲官陸軍歩兵大尉増子長次殿

一昭和十五年九月二十六日本校々庭ニ於テ教練科査閲施行査閲陸軍歩兵大佐福本万次郎殿

一昭和十六年十月本校々庭ニ於テ青年学校査閲施行査閲官陸軍歩兵少佐中村大寿殿

現況

(1) 設備

イ 教練用(昭和六年九月)購入

長谷川式訓練用三八式擬銃 三五

長谷川式訓練用銃剣 三五

同 彈藥盒 三五

同 藥莢 一七〇

信号通信用手旗 四〇

背囊 三〇

口 服装

訓練上着 三〇

同 帽子 三〇

同 脚絆 三〇

服装用品ハ其ノ他生徒ニ於テ各自ニ備フモノトス

ハ 狹窄射撃場ノ設備ヲ有ス

ニ 其ノ他ノ設備ハ小学校及ビ実業公民学校ノモノヲ使用ス

〔中畑小「郷土誌」抜粋〕

五七一「昭和一〇年矢吹町青年学校學則」

福島県西白河郡矢吹町青年学校學則

第一章 目 的

第一 条 本校ハ青年学校令ニヨリ男女青年ニ対シ其ノ心身ヲ

鍛練シ徳性ヲ涵養スルト共ニ職業及實際生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ以テ国民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ目的トス

第二章 名称及位置

第二 条 本校ハ福島県西白河郡矢吹町青年学校ト称シ福島県

西白河郡矢吹尋常高等小学校ニ併設ス

第三章

第三 条 本校ニ普通科本科及研究科ヲ置ク

第四條 教授及訓練期間ヲ定ムルコト左ノ如シ

普通科 二年

本科 男子 五年

同 女子 三年

研究科 一年

第四章 教授及訓練科目並ニ教授及訓練時數

第五條 本校各科ノ教授及訓練科目ノ教授及訓練時數ヲ定ム

ルコト左ノ如シ

但シ職業科ノ実習ハ左表ノ時數以外ニ課スモノトス

普通科 男子

教授及訓練科目	年	第一年	第二年	計
修身及公民科		三五	三五	五〇
普通学科		二〇	二〇	三〇
職業科		一〇	一〇	一六〇
体操科		五〇	五〇	一〇〇
合計		二六五	二六五	五〇〇

普通科 女子

教授及訓練科目	年	第一年	第二年	計
修身及公民科		三五	三五	五〇
普通学科		一〇〇	一〇〇	二〇〇
職業科		一〇〇	一〇〇	二〇〇
家事及裁縫科		一〇〇	一〇〇	二〇〇

本科(男子)

教授及訓練科目	年	第一年	第二年	第三年	第四年	第五年	計
修身及公民科		三五	三五	三五	三五	三五	一三五
普通学科		六五	六五	六五	六五	六五	六四〇
職業科		六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	四二〇
教授科		二七	二七	二七	二七	二七	一、一三五
合計		二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	一、四二〇

本科(女子)

教授及訓練科目	年	第一年	第二年	第三年	計
修身及公民科		三五	三五	三五	七五
普通学科		六五	六五	六五	一九五
職業科		一四〇	一四〇	一四〇	四二〇
家事及裁縫科		三五	三五	三五	一〇五
体操科		三五	三五	三五	一〇五
合計		二六五	二六五	二六五	七九五

研究科(男子)

教授及訓練科目	年	第一年	計
修身及公民科		三五	六〇
普通学科		二〇	三〇
職業科		二〇	三〇
合計		二〇	三〇

合計	計
二六五	四〇〇
二六五	四〇〇
五〇〇	八〇〇

研究科（女子）

教授及訓練科目		年	第一年	教授及訓練科目	年	第一年
修身及公民科	三	合	家事及裁縫科	一四	計	一四
普通科	三		操科	三		三
職業科	三			三		三

第五章 教授及訓練時數並ニ季節

第六 条 毎年ノ教授及訓練ハ四月ニ始マリ翌年三月ニ終ル

第七 条 教授及訓練ノ季節並ニ時刻ハ凡ソ左ノ如シ

四月ヨリ十一月マデヲ第一学期トシ専ラ公休日ヲ利用
シテ昼間教授ヲ行ヒ十二月ヨリ翌年三月マデヲ第二学

期トシ夜間教習ヲ行ウモノトス

担シ女子ニアリテハ昼間教習ヲ行フ

第六章 課程ノ修了及卒業

第八 条 本校各科ノ課程ノ修了ハ出席時數並ニ平素ノ学修情

況等ヲ標準トシテ之ヲ認定ス

第九 条 普通科ノ課程ヲ修了シタル者ニハ修了証本科ノ課程

ヲ修了シタル者ニハ卒業証ヲ授与ス

研究科ヲ修了シタルモノハ修了証ヲ授与ス

第七章 入学及退学

第十 条 本校ノ入学期ハ毎年四月トス 但シ特別ノ事情アル
者ハ中途之ヲ入学セシムルコトアルベシ

第十一 条 本校ニ入学シ得ル者ハ年齢ハ其ノ年三月三十一日ニ

於テ普通科ニ在リテハ十二年以上本科ニアリテハ十四
年以上トス

第十二 条 特別ノ事情アル者ハ其ノ年齢及素養ニ応シ之ヲ普通

科第二年又ハ本科第二年以上若クハ研究科ニ入学セシ
ムルコトアルベシ

第十三 条 本校ニ入学セントスル者ハ履歴書ヲ添へ入学願書ヲ

学校長ニ差出スベシ

履歴書及願書ノ様式ハ別ニ定ム

第十四 条 他ノ青年学校ノ生徒ニシテ転学ヲ志望スル者アルト

キハ之ヲ相当科ノ相当年ニ入学セシムルコトアルベシ

第十五 条 本校ニ入学シタル者ニハ所定ノ青年学校手帳ヲ所持

セシム

第十六 条 他ノ青年学校ヨリ転学シタル者ハ本校ニ青年学校手

帳ヲ提示スベシ

第十七 条 本校ヲ退学又ハ他ノ青年学校ニ転学セントスルトキ

ハ其ノ事由ヲ述べ且青年学校手帳ヲ提出シ出席時數其
ノ他ノ必要ナル事項ノ記入証明ヲ受クベシ

第八章 其ノ他

第十八 条 本校生徒ニシテ居住所身分等ニ変更ヲ生ジタルトキ
ハ其ノ都度届出ヅベシ

第十九条 学校長ハ必要ニ応ジ生徒ニ対シテ賞罰ヲ加フルコト

アルベシ

第二十条 本校ハ授業料ヲ徴収セズ 但シ女子ニ限り月額金五

十銭ヲ徴収ス

第二十一条 本校ニ於テハ必要ニ応ジ隨時各種ノ講習ヲナスコト

アルベシ

〔町有 昭10「矢吹町会議録」抜粋〕

五七二〔昭和一九年東京都目黒区内国民学校学童疎開者名簿〕

昭月学寮（二四名）

六男	佐保田 瞳	六男	佐保田 仁	四女	木村 郁子
森谷 栄三	松木 宏繁	三男	宮田 富美子	孝	
小前 隆	酒井 弘治	三男	酒井 純子	三女	佐伯 千恵子
佐伯 隆	吉沢 澄城	三女	竹内 純子	二女	松本 幸子
伊集院 良枝	高久 一夫	二女	島崎 政子		
高久 幸枝	小林 喜美子				
岩崎 陽子	小森 昌司				
遠藤 房子	岡 敏弘				
柿島 敦					

小島学寮（二五名）

六男	鈴木 輝雄	五男	平地 敏男	五女	濃野 八江子
佐藤 芳子	田中 清	四男	山本 一成	四女	山田 淑子
内田 富美子	志水 猛				

紙屋学寮（二五名）

六男	春山 忠靖	六男	小林 功	三男	菊地 志枝
菊地 一郎	越後 久次郎	三男	小林 和夫		
小野 昭八郎	菊地 幸子	三女	西脇 弥生		
今野 正子	登坂 幸江	二男	多村 栄治		
松本 富子	大曾根 慶子	二女	菊地 弘子		
越後 京子	青山 吾朗		並木 美代子		
遠藤 芳郎	小野 康隆				
永瀬 晋介	佐伯 誠				
並木 勝吉	田村 美津江				

筑前学寮（五五名）

六男	岩渕 御門	六男	久保井 力	保坂 勝子	
岡安 茂	鈴木 宏	三男	山本 雅子		
岡田 武	中山 茂	三女	山口 瑞江		
宮崎 一男	榎本 五郎	四男	長崎 三保子		
田村 清治	原島 阜二男		須藤 幹雄		
尚樹 正道	福田 幸雄		山中 孝実		
今井 とし子	吉田 宏		田村 孝年		
黒田 良子	高坂 元長		稲村 敏朗		
古谷 富子	関野 正子		高橋 敏夫		
板谷 妙子	松沢 成子		黒田 裕和		
清水 末子	中山 京子		今井 芳江		
下田 真己	中村 美紗子		稲村 京子		

三女	三男	尚樹道子	島田道雄	田村迪夫	板東御功	岩淵康仁	遠藤雄子	保坂雄子
二男	二女	山口幸苗	山本瑞江	岸本登茂子	板谷雅子	古谷ミヤ子	伊藤義明	村田
		田口寛治	安部弥栄子	久保井美江子	稗田富雄	伊藤十四子		

古川学寮（三八名）

六男	六男	下西園道雄	松本敏夫	平本隆榮	塚原正春	西川綾子	四宮きみ子	渡辺ソノ子	中村キヨ子	佐藤哲夫	小林衛	柴崎昭二郎	松下邦夫	藤江喜康
五女	五女	村山忠雄	小宮蓉子	小川とし江	菊地基子	伊藤登美枝	稲垣行一郎	西川貞幸	大島喬	志水正和	塚田みち子	本間鏡子	青木敏雄	三男
三女	三女	村山彰	小出晃司	菊地哲夫	中村正一	武田智恵子	北沢澄江	下西園正子	伊藤志津江	佐伯邦男	志水靖子	鈴木直美	椋尾敏子	二女

今出学寮（四三名）

六男	六男	江幡満	草薙三郎	溝田哲郎	六女	横山照子	藤沢玉恵	栗林静江
六女	六女	佐藤勝	山本弦	佐々木正	六女	山本照子	藤沢玉恵	栗林静江

市川幸子	小松芳勝	加藤青	寺崎光弘	佐藤清一	佐野芳明	江幡元治	鈴木清	岩佐尚子	川田洋子	坂東初枝	宮崎恵美子
五男	五男	五男	五男	五男	五男	五男	五男	五男	五男	五男	五男
杉野幸子	四男	四男	四男	四男	四男	四女	三男	三男	三男	三男	三男
杉野珠美	山本幸夫	萩原敏夫	浅見孝司	倉林啓三	五家文於	五十嵐君枝	細山千枝	山本千枝	西脇満津男	杉野一郎	江幡勇
五男	五男	五男	五男	五男	五男	五男	五男	五男	五男	五男	五男
鈴木修一	坂東章太郎	倉林隆子	小林博子	小島多香子	西郷保子	古屋光男	谷村敦子	山本秀峯	小松雅子	一女	一女

富士学寮（二五名）

六男	六男	平野恵一	大関祐治	米田又弘	森田良子	石井マス子	舞山国男	原田啓治	大沢敏行	竹内国男	五男	五男	五男	五男
五女	五女	高橋美三雄	沙崎怜子	小関怜子	井上澄江	舞山十三男	萩野信吾	加藤敦子	米田宗弘	高橋平四郎	三男	三男	三男	三男
三女	三女	須藤正男	加藤みどり	石井ヒロ子	坊下清治	中野愛子	大島淑子	秋元明美			二女	二女	二女	二女

鶴本学寮（二五）

六男	六男	林貞男	吉田道夫	六女	六女	宮田道子	市川高一	五男	五男	五男	五男	五男	五男	五男
六男	六男	細崎和夫	九谷光男	六女	六女	宮田道子	市川高一	五男	五男	五男	五男	五男	五男	五男

此段依命及通牒候也

追而食糧増産学徒開墾動員並堆肥増産、草刈作業等ハ防空態勢ヲ慎重ニ考慮ノ上指導ノモトニ分散のニ実施相成度尚職員ハ勤勞指導ヲ為スモノノ外学校農園作業其ノ他適宜勤務セシムル様致度申添候

〔昭46「福島県教育史資料」第四集抜粋〕

五七五〔昭和二〇年新型爆彈に対する心得〕

学校長殿

昭和二十年八月十四日

福島県警防課

新型爆彈に対する心得

一、落下傘のやうのものが降下するから、これを目撃したら確実^{つぎ}に待避すること。

二、鉄筋コンクリート造の建物は安全度が高いからこれを有効に利用すること、しかし窓ガラスは破壊するから、これが飛散による被害を避くるやう心掛け壁、柱影、窓下、腰壁を待避所として有効に利用すること。

三、破壊された建物から火を発することがあるから初期防火に注意すること。

四、傷害は爆風による傷と火傷であるが、其の内火傷が多いから

火傷の手当を心得ておくこと最も簡単な手当の方法は、この爆彈の火傷には油類を塗るか、塩水で湿布すれば良い。

五、横穴式防空壕は堅固な待避壕と同様有効である。

六、白い下着の類は火傷を防ぐために有効である、待避壕の入口はなるべく塞ぐのがよろしい、蛸壺式防空壕には板一枚の蓋でもして置くと有効である。

以上

〔昭46「福島県教育史資料」第四集抜粋〕

3 青年会・等

五七六〔明治四一年創立矢吹町青年会〕

矢吹町青年会

創立 明治四十一年二月十五日

現況 青年ノ知徳ヲ研修シ地方ノ弊風ヲ改良スルヲ以テ目的トス

会長ニハ町長、副会長ニハ校長ヲ推戴ス

各部落ニ支部ヲ置キ各細則ヲ定メ本会ノ目的ヲ達センコトヲ期ス自各支部ノ会員左ノ如シ

矢 吹支部 六十名

中畑新田支部 十七名

大和久支部 十八名

各支部ニ於テハ毎月若シクハ臨時ニ集合シテ知徳ヲ研修シ又共同ニテ作物ヲ試作シ秣場見回り等ノ事業ヲナシテ研究若シクハ費用ヲ作ル

毎年一回總會ヲ開キ討論演説談話等ヲナシ各名家ヲ招聘シテ講話ヲ聴聞ス

〔矢吹小学校「郷土誌」抜粋〕

五七七〔大正五年創立矢吹青年団〕

矢吹青年団

創立 大正五年十一月一日

矢吹青年會ヲ改メ内容ヲ改廃ス

矢吹青年団ニハ左ノ分団ヲ置ク

矢吹第一区分団（大字矢吹上組）

矢吹第二区分団（大字矢吹下組）

中畑新田分団（大字中畑新田）

大和久分団（大字大和久）

東開墾分団

〔矢吹小学校「郷土誌」抜粋〕

五七八〔大正九年創立矢吹処女會〕

矢吹町処女會

創立 大正九年七月三十日

内容及概況

一 本會の創立ニ関シテハ當時ノ小学校校長和知為助氏及小学校裁

縫科教員久野リツ子氏最モ尽力セラル

二 會員ノ知能ヲ研キ徳性ノ涵養ニツトメントシ毎年修養會、講習會等ヲ開催セリ

三 処女會文庫

大正十四年四月ヨリ數ヶ月ニ亘リ処女會指導横

川ソノ女史及幹事ノ尽力ニヨリ町内有志ヨリ寄付募集ヲナシ約

二百冊ヲ集メタリ、処女及補習學校女子生徒等ノ閱覽者多シ

四 兒童洋服裁縫ノ講習會、毛糸編物講習會等ヲ開催スルコト數

回相當ニ効果ヲ見タリ

五 北部連合ノ処女會ニハ毎年多數會員ノ出席ヲ見ル

六 春季運動會等ヲ小学校ニテ開催スルヤ 処女會ニテハツトメ

テ売店ヲ開キ相當ノ利益ヲ得之ヲ蓄積シテ事業ノ資金ヲ補充ス

ルヲ例トセリ

〔矢吹小「郷土誌」抜粋〕

五七九〔昭和二年創立矢吹町女子青年団〕

矢吹町女子青年団

矢吹町処女會ヲ改稱シテ右ノ名称トス昭和二年

昭和四年四月一日現況左ノ如シ

団員数 百四十四名

団 長 小針シン

副団長 横川ソノ

分団長 高桑ヨシノ 大野イチ 三村キン 星アイ

事業

月次修養会 小学校内ニ開催

共同作業 運動会 其ノ他ノ集会ノ際売店ヲ出シ利益ヲ団費

又ハ基本金ノ積立ニ充ツ

図 書 館 前年ヨリ着手セルモノヲ漸次充実セシメントス

目下書籍二百部 主トシテ団員ノ便宜ヲハカル

〔矢吹小「郷土誌」抜粋〕

五八〇〔明治三〇年中畑村青年学友会と活動〕

青年学友会

明治三十年十二月三十一日中畑青年学友会ヲ創設セリ本会ノ組織タル其会員ノ資格ハ中畑小学校ニ於テ教育ヲ受ケタ者ニシテ此他本会ノ為特ニ功勞アル者若クハ本村名誉家ハ推シテ名誉会員ト為スヲ得ルノ規定ナリ而メ其目的ハ会員相互ノ智徳ヲ研磨シ情誼ヲ厚フシ永ク中畑小学校ノ教恩ヲ忘レザルニアリ此目的ヲ達スル為メニ舉行スベキ事業学術上ノ演説討論夜学会会員相互ノ吉凶慶吊又ハ本村教育上ニ裨益アル臨時ノ事項等ヲ以テ其

主ナルモノトシ開期ハ毎月一回トナセリ創立以来会員増加シテ三十一年四月ニ至リテハ四十三名ノ多キニ達セリ

幻灯機購入

明治三十一年二月 日風俗改良及家庭教育改善ノ目的ニテ青年学友会発起トナリ本村内有志金ヲ募集シ教育幻灯機ヲ購入セリ有志募集金計四十四円余

幻灯会開会

同月 日第一着トシテ当区澄江寺ニ於テ開会セリ參觀者無慮三百有余名非常ノ盛会ヲ極メタリ説明者ハ佐川校長主トシテ之レガ勞ニ当レリ次テ寺内、松倉、平鉢、鍋内、根宿、原宿、大畑ノ各大字ニテ開会セシニ孰レモ盛会ニ聴衆ハ殊ニ静肅ニシテ喝采ヲ博シタリ

〔明30「中畑小沿革誌」抜粋〕

五八一〔明治四〇年創立中畑青年会〕

中畑青年会

明治四十年十一月二十日中畑青年会ヲ創設セリ其規約大要左ノ如シ

- 一 目的 青年智徳ノ修養 体育ノ奨励 品位ノ改善
- 二 組織 十四歳以上三十歳以下ノ者及名誉会員
- 三 事業 学術講談 体育 実業

四 会員ノ実行スベキ要項

早起スルコト 夜ワカシセザルコト 喫煙飲酒ノ節制
勤儉貯蓄 夜警 其他公安公共事業ノ補助 陰曆廃止
時間ノ確守 地方弊風ノ矯正 風紀ノ振作

五 総集会毎年一月

常集会二月、四月、八月、九月、十一月、十二月

六 役員 会長一名(村長ヲ推戴ス) 副会長(校長ヲ推戴ス) 一

名 顧問五名 幹事十五名

[明30「中畑小治草誌」抜粋]

五八二「大正七年三神村青年団その他へ村費補助許可」

西白河郡指令

三神村役場

大正七年六月七日甲第二三一号同月十二日甲第二三五号甲第二三六号申請大正七年度村費ヨリ左記団体ニ対シ頭書之金額補助ノ件許可ス

大正七年六月十八日

西白河郡長 中村 恒三郎 印

記

金十五円 三神村青年団

金七十円 三神村農会

金二十四円 三神村在郷軍人分会

[町有「三神村 県庁諸指令綴」抜粋]

五八三「大正一〇年三神村青年団その他への補助金支給の認可申請」

甲第六九号

村長 補助金支給ノ義認可申請

一金三十五円也 庶務 主任書記

是ハ大正十年度本村青年団へ補助

一金四十円也

本表申請方相伺候

是ハ大正十年度本村在郷軍人分会へ補助

一金一百円也

是ハ大正十年度本村農会へ補助

右ハ前記之通り本年度事業費ノ内へ補助支給ノ義本村々々会ノ決議ヲ得タルニ付該年度ニ於ケル事業ヲ拡張致サセ度候条支給ノ義御認可相成度此段申請候也

大正十年三月二十八日

福島県西白河郡三神村長 渡辺 金蔵 印

[町有「三神村 県庁諸指令綴」抜粋]

五八四〔昭和三年矢吹少年赤十字団発団式その他〕

昭和三年矢吹町事務報告〔抜粋〕

一月 十五日 青年講座

四月 二日 入学式

二十二日 役場落成式

五月 十四日 壮丁学力試験

七月 五日 矢吹少年赤十字団発団式

十月 十八日 矢吹町、中畑村青年団査閲

十二月三十一日 矢吹小学校増築工事ノタメ講堂ヲ移転シ竣工セ

リ

〔町有 昭4「矢吹町会議録」抜粋〕

五八五〔昭和一五年矢吹町報徳館条例施行細則〕

議案第二三三号

矢吹町報徳館条例施行細則設定ノ件

本町報徳館条例施行細則ヲ左記ノ通り設定スルモノトス

昭和十五年三月二十四日提出

西白河郡矢吹町長 仲 西 三 良

記

第一 条 本町報徳館ハ本町在住ノ婦女子ニシテ将来一家ノ主

婦トシテノ素養ヲ与ヘ且ツ遺族トナリタル場合ニ独立

第二 条 報徳館ノ補導科目左ノ如シ

自営ニ必要ナル智識及技能ヲ授クルモノトス

一 技術ニ関スル事項其他

1 裁縫科

イ 和洋裁 手芸 ホームスパン

2 家事科

イ 栄養 衛生 経済 茶道 華道 加工其他

3 普通科

イ 修身皇民 体操 時事問題其他

第三 条

報徳館作業時間及休日ヲ定ムルコト左ノ如シ
但シ時宜ニ依リ変更スルコトアルベシ

一 作業時間

1 自 四月 午前七時三十分ヨリ午後四時三十分

2 自十一月 至十二月 午前八時ヨリ午後四時

二 休日

一月一日ヨリ三日迄大祭祝日第一、三日曜日

第四 条 従業員希望者ハ町長ニ申出ベシ

町長ハ詮衡ノ上其ノ許否ヲ決定ス

第五 条 工賃ノ支給ハ毎月左ノ日割ニ依リ之ヲ支払フ

一 毎月十六日 自 十一日 至十五日

一 翌月 一日 自十六日 月末至

第六 条 左ノ各号ノ一ニ該当スルモノハ許可ヲ取消ス事アル

ベシ

一 成業ノ見込ナキモノ

二 館内ノ風紀ヲ紊ス者

三 無届欠勤半ヶ月以上ニ及ブモノ

四 其他不都合ノ行為アリタルト認メタルモノ

附 則

本細則ハ報徳館条例施行一日ヨリ施行ス

〔昭15・3「矢吹町会議録」抜粋〕

五八六〔昭和一五年矢吹町報徳館業務規定〕

議案第二四号 矢吹町報徳館業務規程設定ノ件

本町報徳館業務規定左記ノ通り設定スルモノトス

昭和十五年三月二十四日

西白河郡矢吹町 仲 西 三 良

記

矢吹町報徳館業務規程

第一 条 本町報徳館ハ町長之ヲ管理シ会計事務ハ收入役之ヲ

取扱フ

第二 条 報徳館事務取扱ノ為メ左ノ職員及委員ヲ置ク

主事一名 指導員一名 嘱託員一名 委員三名

委員ハ常設トシ任期ハ二ケ年トス

第三 条 主事ハ町長ノ指揮、監督ヲ受ケ業務ノ一切ヲ掌理ス

指導員、嘱託員ハ町長並ニ主事ノ指揮、監督ヲ受ケ主

事ヲ補助シ業務ニ従事ス

委員ハ町長ノ諮問ニ応シ且ツ意見ヲ述ブルコトヲ得

第四 条 報徳館ニハ左ノ帳簿ヲ備フ

一 備品台帳

二 作業台帳

三 持込書綴

四 作業受払簿

五 従業員名簿並出勤簿

六 報徳館関係綴

七 報徳館日誌

第五 条 主事ハ毎月十日迄前月分ノ作業成績並ニ業務状況ヲ

町長ノ査閲ニ供スベシ

第六 条 報徳館事務所並ニ作業場ハ当分ノ間左ノ場所ニ指定

ス

一 場 所 大字矢吹字西側八十五番地

二 家屋所有者 仲西力雄

附 則

本規程ハ発布ノ日ヨリ施行ス

4 スポーツ・文化

五八七〔三神村体育活動状況〕

体育衛生上ノ団体組合等ノ状況

(1) 体育方面

(イ) 明治二十七年頃尚武会ノ会則其他組織サレ會員五十六名アリテ本村体育ノ指導發達ヲ図リシモ現在ハ自然解消ノ有様トナリ武徳会之レニ代ル状態ナリ

(ロ) 武徳会

昭和三年大日本武徳会西白河郡分会設立ト共ニ本村ニテモ其ノ分会ニ参加シ主トシテ剣道ニヨリ体育ノ向上發達ノ助成ヲナシツ、アリ本分区ハ西白河郡分会ニ於テ開催サレシ武道大会ニ於テ第一回（昭和三年）第二回（昭和四年）ノ二回ニ亘リテ優勝ヲ獲得スルノ好成绩ヲ挙げタリ而シテ昭和八年矢吹警察署管内ニ於ケル分区ハ西白河分会ニヨリ分離シ矢吹分会トナリ第一回（昭和八年十一月）ノ武道大会ニ於テ本分区會員瀨谷忠士一般個人試合ニ於テ優勝スルニ至レリ

武徳会分区名譽會員名

三城目 丹内理一 伊藤栄昭 関根幸四郎 太田栄助 蛭

(ハ) 青年団体体育状況

田巳之次 関根正治 渡辺欣吾 太田義一 渡辺金藏（死亡）猪合弥兵衛 諸根庄左エ門（死亡）

明新 円谷多吉

須乗 酒井昇 坂路忠五郎

神田 藤井文之助

明新 円谷祐助

大正十二年五月福島県連合青年団体体育大会ナルモノ開カル、ヤ之ニ倣ツテ郡連合青年団体体育大会開催サレ昭和二年以後ハ殊ニ長足ノ進歩向上ヲ見ルニ至リ本村青年団ノ体育的認識進ミ自覺的ニ運動ノ向上ヲ図ル者簇出シ為ニ郡連合青年団体体育大会ニ於テ昭和二、三、四ノ三ヶ年ニ涉リ其成果大ニ顯シ優勝旗ヲ授与サル、ニ至リ其名譽ヲ郡内ニ響カシ尚郡北部三神 矢吹 信夫 川崎 中畑ノ五町村連合体育大会ヲ催シ大会ニ於テモ昭和二、四、五ノ三ヶ年之亦優勝シ其ノ栄冠ヲ担ヒ名譽アル歴史ヲ有シテ今日ニ至ル而モ尚孜々トシテ研鑽ニ努メ昭和七年度ニ於テハ第三位（郡内ニ於テ）昭和八年度ニ於テハ第二位ヲ占ムル等ノ現況ニアリ

尚本村青年団体体育向上ノタメ体育施設行事ヲ挙グレバ次ノ

如シ

一 五月中各部落分団對抗競技会

二 七月中郡連合青年団体体育大会出場選手予選

三 八月及九月 北部連合青年団体体育大会出場者並ニ郡大会

出場選手予選及練習会

四 十一月三日 体育週間行事トシテ本団体体育会

五 二月中 修養会トシテ武道大会

〔三神小学校「郷土誌」抜粋〕

五八八〔大正期少年野球大会で中畑小学校チーム活躍〕

(一) 県南の強豪―白河一・中畑・石川小高・棚倉の各小学校―会津地方よりやや遅れて、県南各地にも少年野球が芽生えてきた。中でも西白河郡中畑村(現矢吹町)には同村長の息子岡崎賢二氏という大の愛球家が出て、大正の初期から中畑小で野球の指導を始め、青少年に対して近代野球の素地を着々として築いていた。

大正三年、福師野球部の快腕投手として県下にその名をとどろかした中野目徳二郎―坂本守繁氏らのバッテリーが卒業して、中野目氏は西白河郡に着任、後、白河一小に転ずると、同氏はあの長身独特の美しいフォームで児童たちに生きた模範を示し、たちまち白河一小は中畑小とともに県南球界に君臨した。

(注) 大正一三年六月第一回県下少年野球大会が開れる。

―いわき市内郷一小対西白河郡中畑小の決勝戦―

本大会の呼び物、高等科の決勝戦は前述のとおり内郷一小と県

南の雄中畑小との間に行われたが両雄互いに譲らず、七回1―1同点のまま延長を重ね、十回2―1で内郷一小にがい歌はあがった。われわれ県北の人たちは、そのすばらしい技術とすぐれた作戦に対して、ただ驚きの目を見はり感嘆の声を惜しまなかった。

〔昭47刊 佐々木忠男編『福島県野球史物語』抜粋〕

(注) 大正一四年六月、第六回全国少年野球大会福島県大会で中畑小チームが優勝している。なお同年、小学校選手競走(陸上競技) 県南大会でも優勝した。

五八九〔矢吹のテニス〕

思 い 出

矢吹町長 仲 西 藤 次

昭和七年の卒業ですが、大会や他校との試合に勝っては泣き、負けては泣くという若き感激の時代であった。

テニス部で、二年上級に、小泉、野川、近藤さん。一年上に村上、大沼、斉藤さんなどの選手がおり合宿でしごかれた。県下大会で破れた近藤さんが、大粒の涙を流し、ひざでラケットを、ぼきんと折ってしまったことがある。

私は前衛で、後衛は水戸高校から東京帝大へ進んだ薄井君。在学中、病のため惜しくもなくなりました。阿増君(歯科医) 橋本君、松崎君などがクラブの選手で全体としては、マアマアのチー

ムであったが一回だけ阿増君などの善戦で、東北大会の準決勝へ進んだことがある。その夜、郡山駅頭に私達を出迎えた応援団は数百名。

「紫の旗行くところ——」の応援歌が歌われると次第に感激が胸に迫り、近藤さんと同様、大粒の涙を流したことがあります。

私の町から大木代吉さん（昭和元年卒）藤田恒三郎さん（昭和三年卒）と私を加えて三人の主将が出ましたが、これは矢吹町のPRのため、つけ加えておきます。

ただし、私の場合、横綱栃の海と同様、負け越しの多い主将であつたことも……。

〔昭49刊「桑野テニスクラブ会報」抜粋〕

（注）矢吹町でのテニス競技は古く、大正一〇年春ころから同好の士による競技が行なわれていた。仲西三良、藤田由太郎、屋形貞、大木雄吉らがその草分けである。長尾俊雄、仲西勝大木代吉、仲西藤次らは血気盛んに活躍した。これが矢吹テニスクラブの前身である。

五九〇〔中畑村銃剣道会員数調〕

年 度	尚武会員	武徳会員	年 度	尚武会員	武徳会員
明治三三年度	四三	二	大正三三年度	四三	二
明治三四年度	四三	二	大正三四年度	四三	二
大正元年度	四三	二	大正三六年度	四三	二
大正二年度	四三	二	大正三七年度	四三	二
大正三年度	四三	二	大正三八年度	四三	二

〔中畑小「郷土誌」抜粋〕

五九一〔昭和一五年第一〇回明治神宮国民体育大会地方大会通

牒〕

十四教第四〇四号

福島県学務部長

西白河郡三神村長殿

第十回明治神宮国民体育大会地方大会ニ関スル件通牒

標記ノ件ニ関シ本日別途補助金交付指令相成候処右ハ曩ニ貴村ニ於テ実施ノ第十回明治神宮国民体育大会昭和十四年度地方大会費補助トシテ交付相成タルモノニ付御了知相成度

福島県達第五〇号

西白河郡三神村

第十回明治神宮国民体育大会地方大会費トシテ金十円ヲ交付ス

昭和十五年三月三十日

福島県知事 橋 本 清 吉園

〔町有「三神村県郡庁諸指令綴」抜粋〕

(注) 大正一五年には、中畑村青年団から鈴木馬次郎・富永吉輝・野崎留太郎の三選手が県代表として明治神宮国民体育大会に出場している。地方大会(県大会)には各青年団等から毎年出場した。

五九二「明治三年八月奉納中畑八幡神社句額」

明治三年八月中畑八幡神社奉納俳句額

しっくりと鹿の立けり椎の本
 入る月にまだ夜の明ぬ寒さかな
 ほす衰も乾かぬ日なり栗の花
 更る程虫の音澄むや星明り
 掛わらに里は落つく小春哉
 垣の裏皆菊らしや夜の勾い
 くもの罫にうらおもてあり秋の風
 道芝の上流るるや春の水
 葉になりし桜に闇を覚えけり
 馬繋ぐ立場込合う時雨哉
 馬ひきも形改めて十夜かな
 雪達磨黒き泪をこぼしけり
 三保の月見捨てたる松はなりけり
 書初や人になる児のもの静
 おりて来た山の影呑む清水哉

幽篁 松月 如滴 玉柳 守白 芳賀 稚瓢 松月 寸松 里雀 一牛 一瓶 素民 梅月女 芝香女

二つ来て手の螢まで逃しけり
 捨る葉もおしき勾いや新生姜
 なぐさみに曳けば礼いうなるこかな
 胸あけて涼しさもらう小窓かな
 野の春や人の謡ひて手を叩く
 藻の花に浮沈みあり水の皺
 雨晴て模様かわりぬ春の山
 飛はたる闇の深さを見せにけり
 風青し落葉の上を戦く波

〔中畑 岡崎長成家文書〕

五九三「俳句集「秋五題」

(表紙)

「

天六十三点晴湖

地五十七点晋交

人五十四点鉄夫

番外

四十八点子行

四十六点玉柳

四十三点好松

四十二点其声

四十五点慶山

二十八点幽篁

秋 五 題

秋 風

影立の麻売吹やあきのかせ
 枯かゝる芦の下葉や秋の風

吞亭 守白 雨項 豊有年 雪堂 磐翠 遊雅 湖月 芦風 子行 同

見始る竹能裏葉や秋の風

秋風や萩のあたりハ軽くふけ

あきかせの径操返す御襦幾

秋風能送る志ら扁や身にそ志む

音淋し笹原通ふ秋のか勢

阿起かせや松並行ハ音高し

秋風や柳の枯葉庭に吹こむ

阿きかせや繩能多るミし作り庭

摘すかす野菜畑や秋の風

秋風や日の筋替る水の上

開帳の宿連多跡や秋の風

秋風や思案顔なる子持猿

あきかせや勢んかたもなき小田鷺

むら雲のはこひも早し秋の風

今植た花もあらふそ阿きの風

雲はらひく月澄無阿きの風

秋風や藪にあ都まるむら雀

開る戸に藤間を通るや秋の風

秋風や船能簾に日のもく

秋風やそよぐ渡る明の鐘

塩釜の煙り払やあ起のか勢

同

幽篁

同

同

玉柳

同

同

晴湖

同

同

普交

同

同

好松

同

同

慶山

同

同

鉄夫

同

あきかせに白帆の向ふ日和哉

女郎花

無さん屋な野分の跡能女郎花

一本磐勝れて高し女ら花

なふらく風にふしけり女郎花

心なや秣の中能女郎花

何人も見知早なり女郎花

阿はれ希に吹や深山の女郎花

持連てもさしける葉のなし女郎花

落る日耳見返る願出女郎花

はかなくも雨に阿かるし女郎花

寿連違ふ袖になひくや女郎花

志はらし起雨の姿や女郎花

折跡の枝葉ものひて女郎花

色々能草に見安し女郎花

目うつりや折兼て居る女郎花

女郎花持直しけり傘の内

折てから供にハゆらし女郎花

女郎花暮残多る林下か南

もとの道わする思ひや女郎花

有明の月に露持於ミなへし

同

幽篁

同

同

玉柳

同

同

晴湖

同

同

普交

同

慶山

同

同

子行

同

同

好松

同

身にそそる風にそよく朝女郎花
珠数かけて僧もとるなり女郎花
草中を分て見ゆるや女郎花
朝風になひきなひくや女郎花

蟋蟀

思ふさ多啼や夜明のきりくす
きりくす須来て登啼けり常夜灯
月のさ須窓に頼るやきりくす
雨のもる音折々や起りくす

蟋蟀鳴や月さ須蟹の穴

ゆり消して附木さかすや起りくす

窓能月障子伝へやきりくす

思ひ出しくなく起李くす

乳貰能声に止希りきりくす

床近き声のすそのやきりくす

淋しさを我に知らすかきりくす

起し多りまた称かしたり蟋蟀

玉味噌の勾ふ勝手やきりくす

終夜蚊屋をまわりて起りくす

山寺やまた日能有中よりのきりくす

めはいちく啼や起りくす

同

鉄夫

同

同

玉柳

同

同

晴湖

同

同

普交

同

同

慶山

同

幽篁

同

同

好姦^(松)

同

手さくりに水尋流やきりくす

星頼に戻る広野やきりくす

夢覚て幾りくす声夜更か那

次の間も行灯消へてきりくす

寝入しを又起されて起りくす

朝霧に晴々鳴やきりくす

雨晴や軒に来て鳴起りくす

稲妻

いなつ満や我頼多るも見きられ須

鉢植耳いなさ須や椽の先

いなつ満に二重光りや步行渡

稲妻や一多ん高き寺能杉

いなつ満や^(つ)傍近き闇の船

稲妻や鼻能先な流薄の穂

いな津まや巴を崩す波の舟

稲妻や高く見得たる鐘楼堂

いなつ万のすべり走るや笹の上

稲妻耳すこき二王の里きみ哉

きはとも稲妻見する千松島

稲妻や雲のとされ乃影はるゝ

同

子行

同

同

鉄夫

同

同

玉柳

玉柳

同

晴湖

同

同

普交

同

幽篁

幽篁

普交

同

鉄夫

いなつまと二重阿かりや薄月夜

稲妻や夜牽馬もさへかしき

稲妻や沖の一帆に行阿多り

いなつまにおしへら礼けり分連道

稲妻やふつ希た様に石の上

いなつまや有々見す万草の色

稲妻や闇の広さを見せ渡る

いなつまや目先江森の影は流々

柴の戸や稲妻の来る枕ら元

稲妻能志きりに来や安達太良山

いつなつまに徒へ崩れけり一趣向

鬼灯

ほろ徒きや化粧した子能嬉しかり

鬼灯能葉隠れ風に見ゆるなり

鬼灯を自惚に里の土産か那

鬼灯やはう子あふなき椽の先

ほうつまや子能忘れたる膳の上

鬼灯のからて鳴止む屋んちやか那

辞義の間もほうつき含む娘か那

鬼灯を袂に乳母の土産か南

ほうつまや御簾の内なる玉のこし

同

同

慶山

同

同

好松

同

同

子行

同

同

晴湖

同

普交

同

同

子行

同

同

幽篁

鬼灯の止むや稽古の三味の音

鬼灯や蚊にさされたも無事な顔

ほうつまや色の見へたる根根越し

鬼灯や夕日照里渡ふ烟の際は

ほう津きや持せて駕籠能二人乗り

鬼灯の盛も見るや明屋舗

ほうつまを買ふて昔を思ひ出し

鬼灯や烟続の一重垣

孫の手を引てはふつ支持せけり

鬼灯や入日輝くはな礼家

ほうつきやとら連もせまし垣隣

小はら女の耳に鬼灯見へにけり

鬼灯や口にくはへて茶の通ひ

遠よそに嘶声や女郎花

諸はさ川の前耳似合し女郎花

名僧の馴て手折や女郎花

稲妻やさくり当たる丸木橋

いなつまや白蟹にる倉屋敷

稲妻に起さ連てけり旅鳥

鬼灯や縄張したる崩井戸

ほうつきや土産くゝ里て隣越

幽篁

同

玉柳

同

同

慶山

同

同

好松

同

鉄夫

同

同

其声

同

同

同

同

同

同

同

号名	住所・本名・その他	作品	備考(出典)
豊月 矢吹		炎天や洋傘白きくすり売	明倫雜誌明・中 幹雄編
世外 矢吹		炎天や石運ひ居る関普請	〃
広丸 矢吹		五月雨や又叱らるる隣の子	桔槔
竹夫 矢吹	大野武雄	桐煙りて話一ときとぎれけり	〃
山樵子 矢吹	秋人・鶴石 野木勇	古草のかたきみどりに春霰	
虎山 矢吹		初秋や船の帆洗ふ川湊	大槻諏訪神社奉灯句明・初
蘭山 矢吹・中畑			明・中期
一峰 矢吹・矢吹			〃
豈月 矢吹・矢吹			〃
為三 矢吹・大和久			〃
閑山 矢吹・中畑			〃
喜楽 矢吹・中畑			〃
知格 矢吹・中畑			〃
重雪 矢吹・中畑			〃
田端 矢吹・中畑			〃
鳳文 矢吹・中畑	門馬長太郎		〃
景山 矢吹・中畑	松適居・蘭溪・松窓・南山とも号す 小針	海ちかき京や味や蜩やき 松の葉をそえてさし込む初日哉	明治25年頃中畑小学校校長短冊

五九四 〔矢吹の村々の俳人と作品〕

鬼灯の音に結ほ連津江の蛙
秋風と我計也草の庭
阿支かせや間はらに運ふちき連雲
秋風やさもいそかしき桂影

同 同 同 同

破連寺や弥陀の飛さにも蟋蟀
露具さき庭に藤夜やき利〳〵須
はたの火能消て鳴けり起利〳〵す

同 同 同

〔中町 円谷重夫家文書〕

豐哉	矢吹・中畑	小針東五郎・豊森	笠はねていそかぬ船や春の川	舞木延命寺奉願明・11
陸霜	矢吹		ひとつ家に蒿打音や秋のくれ	共衆集明・25山麗編
慈川			乳貫ひに行くの人の秋のくれ	
松川			幾度か門へ出て見る秋のくれ	
芝香女	矢吹・中畑		下り来た山の影くむ清水哉	
尾隠	矢吹・矢吹	長尾氏	常盤に見ゆる花葉や燕子花	
攀山	矢吹・矢吹	矢吹仁科氏	春風の捌て行くや洗ひ髪	
花莚	矢吹・中畑	小針氏	雪晴や麓々の夕烟り	
子行	矢吹・中畑		啼尽すかきりはしらす夕雲雀	
たつ女	矢吹・矢吹	つくぜんや内	その名よりやさしき鬼薔	
松丙	矢吹・矢吹	藤田屋内	大川を人の見て居る小春かな	
松山	矢吹・矢吹		来ぬ客に座敷明けて青涼簾	
写山	矢吹・矢吹	三春屋	頓て猶頼む蔭なる若葉哉	
杉窓	矢吹・矢吹	杉山氏	湧く底に小石の動く清水哉	
さく女	矢吹・矢吹	松山氏	ひと雨に一しはまさる若葉哉	
こと女	矢吹・矢吹	つるや内	人違ひしてはつかしや朧月	
旭山	矢吹・矢吹	松山氏	時鳥とかく寝足らぬ夜なりけり	
義山	矢吹・矢吹	いりや	さつと来る風に色あり湘簾	
喜久代	矢吹・矢吹		梅に手を合せて児の笑顔かな	
一矢	矢吹・矢吹	矢吹氏	みしか夜の積りて寝むし旅もと	
一笑	矢吹・矢吹	能田氏 今出屋	椿咲元や三つ子の置草履	
為外	矢吹・大和久	芳賀氏	その水に魚もそたてゝかきつはた	

『福島県俳人事典』抜粋

五九五〔書画家名〕

(注) 福島県俳人事典(昭和三十年六月刊) 矢部梢郎編・統福島

俳人事典(昭和四十年二月刊) 矢部梢郎編所載の矢吹の俳人を

抜粋した。

幽 篁

岡崎 長左衛門

竹 堂

岡崎 長三郎

子 癡

小針 発右衛門

文 郁・蘭溪・景山

松 酒 居・南山 小 針 七左衛門

(注) 現存する作品からの記録

五九六〔明治一二年買芝居開催願〕

邸社遷宮ニ付買芝居御願

福島県平民西白河郡三城目村三十九番地

第千三百十五号

上等俳優営業人 降 矢 卯 吉

外十四名

木戸 錢

大札二錢

小札一錢

土間一坪十錢

右邸社八坂神社本殿雨覆葺替漸ク出来ニ付本月二十日遷宮式臨時大祭仕本日ヨリ二日丈右営業人相雇買芝居興行仕度奉願上候陳ル上ハ御規則之通り税金御上納仕候間何卒右願之通り御聞濟被成下度此段氏子一同拳而奉願上候 以上

明治十二年十月十六日

西白河郡中野目村

氏子願惣代 佐 藤 平 吉 印

戸 長 円 谷 善右衛門 印

西白河郡長

龜掛川 尚 辰殿

書面願之趣聞届候条成規之通税金上納可致事

但所轄警察署江届出事

明治十二年十月十六日

郡長代理西白河郡書記 武 智 善 政 印

木戸

天長節ニ付買芝居御願

大札一枚二錢

小札一枚一錢

土間一坪十錢

福島県平民西白河郡三城目村二十六番地

一中等俳優営業人

佐久間 平 次

一同 営業人 同県平民同郡同村

七十四番地

一同 営業人

佐久間 丈 助

郡馬県平民上野国新田郡太田村十七番地

一通リ 俳優人

沢 村 藤三郎

同県平民同郡同村

三十五番地

一同 俳優人

坂 東 助次郎

茨城県平民常陸国久慈郡小目村十番地

一同 俳優人

大谷 富之助

小林 藤次郎

弟 藤三郎

福島県平民石川郡小高村五番地

一同俳優人

同県同郡平民同村三十二番地

一中稼人

溝井 庄之助

藤井 孫右衛門

福島県平民石川郡須釜村五十五番地

一同俳優人

茨城県常陸国久慈郡平民小目村十番地

弟 助五郎

一中稼人

尾上 美登利

大谷 富五郎

同県平民安積郡笹川村七十二番地

一饑太夫

竹本 登美太夫

弟 富之助

右者来十一月三日天長節ニ付大祭仕度尚亦コレヲ病之儀追々御達

一中稼人

福島県石川郡川辺村三十二番地

野崎 重右衛門

ニ付邸社八坂神社江氏子一同大願仕候処無難安全ニ依テ当日ヨリ

一中稼人

同県同郡須釜村五十五番地

晴天二日丈ヶ右営業人相雇買芝居興行仕度奉願上候然ル上ハ御規

一下稼人

同県同郡小高村五番地

大野 清右衛門

則之通り税金御上納仕候間何卒右願意御採用被成下此段奉願上候

一下稼人

同県同郡小高村五番地

溝井 庄之助

俳優営業人名御届

一上等俳優営業人 福島県平民西白河郡三城目村三十九番地

一下稼人

同県同郡曲木村十六番地

矢吹 九平

降矢 卯吉

一中等俳優営業人 同郡同村七十四番地

右之通取調候処相違無之候 以上

佐久間 丈助

明治十二年十月十九日

一中等俳優営業人 同郡同村二十六番地

右届人

降矢 卯吉

佐久間 平次

戸長 円谷 善右衛門

一通り俳優人 郡馬県上総国新田郡太田村十七番地

西白河郡長

龜掛川 尚 辰殿

雨天ニ付日送り御願

西白河郡中野目村

邸社八坂神社遷宮式臨時大祭ニ付本月二十日ヨリ二日丈貫芝居興行御願申上候処御聞濟ミニ相成難有奉存候得共右二十日雨天ニ相成一日丈ヶ日送り仕度二十一日ヨリ二日丈右御願濟之興行仕度何卒願之通り御聞濟被成下度此段氏子一同奉願上候 以上

明治十二年十月二十一日

氏子願惣代 佐藤 平吉

戸 長 円谷 善右衛門 團

西白河郡長

龜掛川 尚 辰殿

書面願之趣聞届候事

但所轄警察署江可届出事

明治十二年十月二十二日

西白河郡長 龜掛川 尚 辰殿

差出

芝居税金御上納 西白河郡神田村

一金二十七円八十九銭 十一月五日調

此訳十三円九十銭 大札二百七十八枚

六円三十九銭 小札二百十三枚

七円六十銭 土間三十八坪

一金二十一円六十五銭 十一月六日調

此訳十一円九十銭 大札二百十八枚

四円九十二銭 小札百六十五枚

六円八十銭 土間二十九坪

金二円四十七銭七厘

右之通御上納仕候也

明治十二年十一月七日

役場 差出シ

郡 長宛

〔中野目 大木守之家文書〕

五九七〔大正一〇年公衆館建設許可〕

福島県指令保第六六六号

福島県西白河郡矢吹町大字矢吹

字西側五十二番地合名会社公衆館

代表者 仲西 藤作

大正十年五月二十二日付願劇場建設ノ件許可ス

大正十年六月六日

〔中町 仲西藤次家文書〕

〔解説〕 公衆館は建設以来三十数年の永きにわたって、町唯一の公会堂、劇場として、町民と共に生き続けた。観菊会、演芸会、出征兵士を送る会、婦人・青年の集い、政見演説会、時局講演会など単なる芝居小屋でなく今日の公民館的な役割をはたした。

五九八〔大正期の巡回文庫〕

二 郡内巡回文庫 初めは西白河郡農会の事業として設置せしが幾もなくして西白河教育部会の事業として之を引受くることとなり地方青年其他の指導訓育に資するの目的を以て書籍を購入し各町村に巡回閲覧せしめつつあり其取扱規程左の如し

巡回文庫取扱規程

第一条 巡回文庫は通俗教育の普及發達に資するを以て目的とす

第二条 巡回文庫の書籍は左の類別に依り通俗教育に適切なものを選定す

- 一 地方民風に関するもの
- 一 町村自治に関するもの
- 一 実業に関するもの

一 其他通俗教育に裨益ありと認むるもの

第三条 巡回文庫は方面を区別して順次巡回するものとする

第一方面 白河第一、第二、第三校、西郷第一、第二

第三、第四校、白坂校、大沼校、小田川校

第二方面 金山校、高木校、社校、古閑第一、第二校

第三方面 五箇校、釜子校、小野田校、滑津校、吉子

川校、関平校

第四方面 矢吹校、川崎校、信夫校、三神校、中畑校

第四条 巡回文庫は方部委員ニ於テ保管し可成多数に閲覧せしむへし

第五条 巡回文庫は指定の閲覧期限を経過したるときは次の方部委員に通送すへし

第六条 巡回文庫の通送に要する費用は各方部の負担とす

第七条 巡回文庫に添付する左の簿冊は閲覧期限内に必ず整理すへし

一通送誌 一 閲覧簿

第八条 巡回文庫の閲覧は左の各項に注意すへし

一 閲覧期間は通送を受けたる日より三十日とす

一 書籍は丁寧に取扱ひ汚損せざる様注意すへし

第九条 巡回文庫の通送を受けたるときは書籍目録と対照し若し紛失破損あるときは直に其旨を本会に報告すへし

第十條 巡回文庫保管中紛失破損せしときは方部委員に於て

(責) 其責に任するものとす

〔大正4刊「西白河郡誌」抜粋〕

五九九〔大正六年度図書館に関する調査一覽(抜粋)〕

府 県	図 書 館 名	所 在 地	設 立 年 月 日	大正七年度経費		蔵 書		閱 覧 人 員	
				総 額	図 書 購 入 費	部 数	冊 数	大正六年度延人員	一日平均閱覧人員
同	私立明新図書館	西白河郡三神村	大正元年二月	10,000	1,000	13	107	200	1.20

(大正七年二月三一日現在)

八 高松宮来場

〔福島県学事要覧〕抜粋〕

(注) 西白河郡では白河町を含め三ヶ所のみとなっている。

5 農 場

六〇〇〔県立修練農場沿革〕

沿革

昭和九・七・一三 福島県立修練農場設立

一五 農場用地として九一町が決定

一〇・二・九 第一回修練生四一名入場

三・二四 開場式

六 山崎農林大臣来場

一一・一一・一五 満州開拓訓練所併設

一五・一二・一五 女子教育部が設置

一八・四・一 福島県立矢吹原修練農場と改称

六 東久邇宮妃来場

六・一九 福島県勤労訓練所併設

一九・四・一 男子部二年制となる

第一回福島県食糧増産隊大隊本部設置

一一・一 農村中堅婦人部設置女子部拡張

二〇・二・一 第二回福島県食糧増産隊大隊本部設置

二一・三・三 福島県矢吹原職業補導所併設

〔福島県矢吹原経営伝習農場要覧〕抜粋〕

六〇一〔昭和九年県令福島県立修練農場規程〕

◎福島県令第四十五号

福島県立修練農場規程左ノ通定ム

昭和九年十一月一日

福島県知事 伊藤 武彦

福島県立修練農場規程

第一章 総 則

第一 条 本場ハ農村中堅人物ヲ養成スル為農場ヲ中心トスル

実習的訓練及農民精神ノ陶冶を為スヲ以テ目的トス

第二 条 修練生ノ定員ハ五十名トス

第三 条 修練年限ハ一箇年トス

第四 条 本場ニ短期修練生ヲ置クコトヲ得

短期修練生ニ関スル事項ハ募集ノ都度之ヲ告示ス

第二章 修練期間及休業日

第五 条 修練期間ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日

終ル

第六 条 休業日ハ場長之ヲ定ム

第三章 修練科目及教授時数

第七 条 修練スベキ科目ハ概ネ左ノ如シ

精神修養 皇國精神、郷土精神、協同精神、体操、武

道其ノ他精神修養上必要ナル事項

農場訓練 開墾其ノ他ノ農業土木、農業經營、畜産、

養蚕種芸、園芸、農産加工副業、記帳集計

販売購買ノ共同

講 義 産業法規、自治行政、農村經營、農村經濟

更生計画、組合經營、地理、歴史、時事解

説、營養智識、衛生大意、其ノ他農業ニ関

スル一般智識

第八 条 修練科目ノ教授時数ハ場長之ヲ定ム

第四章 入場退場及修業

第九 条 修練生ハ左ノ資格ヲ有スル者ノ中ヨリ場長詮衡ノ上

之ヲ採用ス

一 年齢満十八年以上ノ青年ニシテ高等小学校卒業者

又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者

二 現ニ農業ニ従事スル者又ハ従事セントスル者

三 身体強健、品行方正、思想堅実ニシテ市町村長又

ハ町村經濟更生委員會ノ推薦ニ係ル者

第十 条 入場志願者ハ入場願書（第一号様式）ニ履歴書戸籍

抄本、身体検査書及市町村長又ハ町村經濟更生委員會

ノ推薦書ヲ添ヘ毎年二月末日迄ニ場長ニ提出スベシ

第十一 条 入場ノ許可ヲ得タル者ハ十日以内ニ誓約書（第二号

様式）ヲ保証人連署ノ上場長ニ提出スベシ

前項ノ保証人ハ本県内ニ居住シ独立ノ生計ヲ営ム満二十五歳以上ノ男子タルコトヲ要ス

第十二条 保証人ニ異動アリタルトキハ其ノ旨場長ニ居出ヅベシ

第十三条 場長ニ於テ保証人トシテ不適当ト認ムルトキハ變更セシムルコトアルベシ

第十四条 修練生ハ総テ場内ニ寄宿セシム

第十五条 修練生病氣其ノ他ノ事故ノ為中途退場セムトスルトキハ其ノ事由ヲ具シ保証人連署ノ上場長ニ願出デ許可ヲ受クベシ

第十六条 場長ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニ対シ退場ヲ命ズルコトヲ得

- 一 性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者
- 二 疾病ニ罹リ修業ノ見込ナシト認メタル者
- 三 場長ノ命ニ服セザル者

第十七条 本場所定ノ課程ヲ修業シタル者ニハ修業証書(第三号様式)ヲ授与ス

第五章 授業料及食費補給

第十八条 授業料ハ之ヲ徴収セズ

第十九条 修練生ニ対シテハ月額九円以内ノ食費ヲ補給ス

第二十条 前条ノ食費ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル月ニ在リテハ

日割ヲ以テ之ヲ支給ス

一 場長指定ノ日ニ入場セザルトキ

二 疾病ノ為自宅療養ヲ命ジ三週間ヲ超エタルトキ

三 休場又ハ退場シタルトキ

四 自己又ハ家庭ノ都合ニヨリ二泊以上外泊シタルトキ但シ忌引ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十一条 第十六条第一号又ハ第三号ノ事由ニ由リ退場セシメタル者ニ対シテハ既ニ支給シタル食費ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ命ズルコトアルベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和九年度ニ入場シタル修練生ニ限リ其ノ修練期間ハ第五条ノ規程ニ拘ラズ昭和十年一月一日ニ始マリ昭和十年十二月三十一日ニ終ル

昭和九年度ニ限リ入場願書提出期限ハ第十条ノ規定ニ拘ラズ十一月末日迄トス

第一号様式

入 場 願 書

私儀御場ニ修練生トシテ入場致度候間御許可相成度別紙履歴書及戸籍抄本相添ヘ戸主(又ハ親権者若ハ後見人)連署ノ上此段及御願候也

年月日

保証人 氏 名 印

本籍地 県 市郡 市郡 村町 番地

福島県立修練農場長宛

現住所 県 市郡 市郡 村町 番地

族籍職業 戸主何某(子弟)

第三号様式

氏 名 印

修業証書

年月日生

氏 名

本籍地 県 市郡 市郡 村町 番地

年月日生

現住所 県 市郡 市郡 村町 番地

本場所定ノ課程ヲ修業セリ仍テ之ヲ証ス

族籍職業

年月日

戸主(又ハ親権者若ハ後見人)

福島県立修練農場長位勲 氏 名 印

氏 名 印

第 号

福島県立修練農場長宛

[昭9・11・1「県報」抜粋]

第二号様式

誓 約 書

私儀御場修練生トシテ入場御許可相成候ニ付テハ御規則堅ク遵守
シ決シテ違背致ス間敷保証人連署ヲ以テ誓約候也

年月日

氏 名 印

本籍地 県 市郡 市郡 村町 番地

現住所 県 市郡 市郡 村町 番地

六〇二〔昭和九年訓令福島県立修練農場処務規程〕

◎福島県訓令第三十一号

福島県立修練農場庶務規程左ノ通定ム

内 務 部
修 練 農 場

昭和九年十一月一日

福島県知事 伊 藤 武 彦

福島県立修練農場処務規程

第一条 場長ハ場内全般ノ事務ヲ管理ス

第二条 職員ハ場長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第三条 場長事故アルトキハ上席ノ職員順次其ノ事務ヲ代理ス

第四条 場長ハ左ノ事項ニ付予メ知事ノ承認ヲ受クベシ

一 処務細則其ノ他重要ナル規程ノ制定及改廃

二 場長及職員以下ノ県外出張並ニ場長四泊以上ノ県内出張

三 修練生ヲ引卒シテ宿泊ヲ為ス旅行

第五条 場長ハ左ノ事項ヲ専行スヘシ

一 修練生ノ募集

二 修練生ノ賞罰

三 職員以下ノ事務分掌

四 助手以下ノ命免及賞罰

五 職員以下ノ県内出張

六 職員以下ノ賜暇私事旅行ノ許可及除服出仕

七 前各号ノ外輕易ナル事項

第六条 場長ハ左ノ事項ヲ知事ニ報告スベシ

一 場長四泊以下ノ県内出張ヲ為ストキハ予メ其ノ用務出張地名及期日

二 助手ノ命免及賞罰

三 修練生ノ賞罰

四 毎年四月末日限り前年度ノ業務功程(第一号様式)

五 前各号ノ外重要ナル事項

第七条 場長ハ別ニ定メアルモノノ外左ノ簿冊ヲ備付ケ整理スベシ

一 日記

二 出勤簿

三 職員名簿

四 修練生出欠調査簿

五 修練生在籍簿

六 修業証書授与台帳

七 文書件名簿

八 出張命令簿

九 書留收受簿

一〇 物品購入伺簿

一一 電話使用簿

一二 郵便電信発遣簿

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一号様式

業務 功 程

一 修 鍊

(一) 修鍊生

原 籍	氏 名	生 年 月 日

(二) 修鍊ノ状況

(1) 修鍊科目別時数

修 鍊 科 目	時 数	備 考

(四) 其ノ他

二 農 場

(一) 開 墾

開墾反別其ノ他開墾ノ模様

(二) 耕 作

作物種別	反 別	施 肥 量	生 産 数 量	備 考
		金 肥	自給肥	

(三) 家 畜

家畜種別	現在数	年度生産及斃死	販 売	備 考
		生 産	斃 死	数 量
				金 額

備考 産卵ハ生産欄ニ掲記スルコト

四 養 蚕

春夏秋區別	掃 立 量	収 藏 量	備 考
春 蚕			
夏 蚕			
秋 蚕			

(五) 農産加工

種 別	数 量	備 考

三 場 務 概 要

(一) 職 員

(二) 職員出張

(三) 文書收受及発送

四 会 計

(1) 一般会計収入決算

(四) 一般会計支出決算

〔昭9・11・1「県報」抜粋〕

六〇三 〔昭和十一年県立修練農場修練生募集〕

福島県修練農場修練生募集

福島県立修練農場第三回修練生ヲ左記ノ通り募集ス

昭和十一年十一月二十一日

福島県

記

(一) 募集人員 男子四五名

(二) 修練期間 昭和十二年二月ヨリ同十三年一月マデ一ケ

年間

(三) 修練科目 日本農民精神、農業要綱、農村経営要綱、

農場実習、体操、武道、音楽

(四) 入場志願資格 一年齢満十八歳以上ノ青年男子ニシテ高

等小学校卒業程度以上ノ学力ヲ有スルモ

ノ

二 現ニ農業ニ従事シ又ハ従事セントスル

志望確実ナルモノ

三 身体強健、品行方正、思想堅実ニシテ

農村ノ中堅トナルベキ素質ヲ有スルモノ

以上ノ資格ヲ有シ当該市町村長ノ推薦ニ係
ルモノ

(五) 費用 授業料不要、食費ハ県ヨリ補給ス其他ハ自

弁トス

(六) 出願期日 昭和十一年十二月三十一日迄

(七) 入場手続 入場願書(後記様式)ニ履歴書、戸籍謄

本、身体検査書及市町村長ノ推薦書ヲ添ヘ

修練農場長ニ提出スベシ

(八) 其ノ他 入場ニ関スル詳細ハ西白河郡中畑村福島県

立修練農場ニ照会スベシ但シ書面ヲ以テ照

会スル場合ハ返信用切手封入ノコト

(様式)

入場願書

私儀御場ニ修練生トシテ入場致度候間御許可相成度別紙履歴書戸

籍謄本相添ヘ戸主(又ハ親権者若クハ後見人)連署ノ上此段及御

願候也

年月日

本籍地 県市郡町村番地

現住所 県市郡町村番地

族籍 職業 戸主 何某(子弟)

氏 名 図

年 月 日 生
 本籍地 県 市 郡 町 村 番 地
 現住所 県 市 郡 町 村 番 地
 族 籍 職 業 戸 主 (又ハ親権者若クハ後見人)

氏 名 固

福島県立修鍊農場長宛

[昭11・11・21「県報」抜粋]

六〇四 [昭和一八年県告示福島県勤勞訓練所規程]

◎福島県告示第四百十一号

福島県勤勞訓練所ヲ福島県西白河郡中畑村県立修鍊農場内ニ之ヲ設置ス

昭和十八年六月十一日

福島県知事 荒 木 義 夫

◎福島県告示第四百十二号

福島県勤勞訓練所規程左ノ通定ム

昭和十八年六月十一日

福島県知事 荒 木 義 夫

福島県勤勞訓練所規程

第一 条 本所ハ管理工場又ハ指定工場ノ新規被徵用者ニ対シ

其ノ就業前必要ナル教養訓練ヲ施シ以テ国民徵用ノ国
 家性ノ明確化ト生産増強ニ寄与セシムルヲ以テ目的ト
 ス

第二 条 本所ハ之ヲ福島県西白河郡中畑村県立修鍊農場内ニ

置ク

第三 条 本所ニ左ノ職員ヲ置ク

所 長 兼任 一名

副 所 長 兼任 一名

訓練主任 専任 一名

指導員 若干名

第四 条 所長ハ警察部長ノ職ニ在ル者、副所長ハ県立修鍊農

場長ノ職ニ在ル者ヲ以テ之ニ充ツ

第五 条 本所ノ職員ハ知事之ヲ任命又ハ囑託ス

第六 条 所長ハ上司ノ命ヲ承ケ所務ヲ掌ル

副所長ハ所長ノ命ヲ承ケ所務ヲ掌ル

訓練主任、指導員ハ所長ノ命ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第七 条 本所ニ於ケル訓練課目ハ別ニ之ヲ定ム

第八 条 本所ノ訓練期間ハ二十日間トス

第九 条 本所ハ毎年十二回之ヲ開所スルモノトス

第十 条 本所ノ収容定員ハ百五十人トス但シ収容定員ニ余裕

アル場合ハ一般転業者ヲ入所セシムルコトヲ得

第十一条 訓練中ニ於ケル費用ハ県費負担トス

第十二条 本規程ニ定ムルモノノ外必要ナル細則ハ知事ノ認可

ヲ受ケ所長別ニ之ヲ定ム

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一回開所ハ昭和十八年六月二十日トス

〔昭18・6・11「県報」抜粋〕

六〇五 〔昭和一九年公告農村婦人幹部修練生募集要綱〕

福島県立矢吹原修練農場農村婦人幹部修練生左記ニ依リ募集ス

昭和十九年十月二日

福 島 県

農村婦人部修練生募集要綱

一 趣 旨

時局ノ急速ナル進展ニ伴ヒ農村婦人責務愈々重大ナルヲ加ヘツ
ツアリ即チ入リテハ伝統ヲ誇ル日本の良嫁賢母トシテノ風格ヲ
保持シ家政ノ大道ニ邁往スルト共ニ出テハ如何ニ男子ノ労働力
乃至ハ物資ニ不足ヲ来スコトアリト雖モ堅忍持久敢然トシテ国
家ノ絶對的要請タル戦時食糧ノ増産ニ邁進シ卒先苛烈ナル戦争
生活ニ創意工夫以テ最高ノ忠誠心ヲ昂揚シ相率ヒテ難局突破ニ

直進スベキ指導の立場ヲ自覺セル農村中堅婦人ヲ養成セントス

二 修練期間及場所

福島県立矢吹原修練農場

自昭和十九年十月至昭和二十年三月 六ヶ月間

三 募集人員 五十名

四 修練科目

○訓話 一〇〇時間

日本精神、時事解説、惟神農道、日本婦道等

○講義 四〇〇時間

(イ) 家政 二〇〇時間

戦時食、衣類更生、農村保健衛生、育児看護、簿記、共同

炊事、托児所ノ経営等

(ロ) 農業 二〇〇時間

食糧作物、畜産、園芸、農産加工、纖維作物、農業経営、

土壌肥料、病虫害等農業法規概要、農村経営

○体育 一〇〇時間

教練、体操、防空訓練等

○実習 五〇〇時間

農業実習 耕種、畜産、農産加工、牛馬耕、製炭、自給肥料

家政実習 戦時食、共同炊事、衣類更生

病院実習 事務演習等

科外講演 所外実習等

五 入場資格

年齢二十歳以上ノ女子中等学校卒業者又ハ之ト同程度以上ノ学力ヲ有シ志操堅実、身体強健ナル者ニシテ戦時下ニ於ケル農村ノ中堅トシテ指導ノ立場ヲ堅持セントスル決意ヲ有シ地方事務所長ノ推薦ニ係ルモノタルコト

六 出願手続及期日

志願者ハ別記様式ノ願書ニ履歴書並ニ戸籍抄本ヲ添ヘ農業会支部長ヲ經由シ地方事務所長ノ推薦ヲ經テ十月十日迄ニ県立矢吹原修練農場長ニ提出ノコト

七 採否決定

人物考査及身体検査ヲ行ヒ採否ヲ決定ス

八 経 費

授業料、食費、舎費ヲ徴収セザルノ外雜費トシテ月額五円支給ス

様 式

入 場 願 書

私 儀

農村婦人幹部修練生トシテ入場ノ上斎家興村ニ御奉公致度別紙履歴書並ニ戸籍抄本相添ヘ此段相願候也

年 月 日



県立矢吹原修練農場正面と日輪兵舎全景

福島県知事殿
右者適当ト認メ推薦候也

年 月 日

本籍地
現住所
戸主トノ続柄
氏 名
生 年 月 日
推薦者
印

〔昭19・10・2「県報」抜粋〕